



子ども・子育て支援新制度等について

平成26年10月7日(火)

文部科学省初等中等教育局

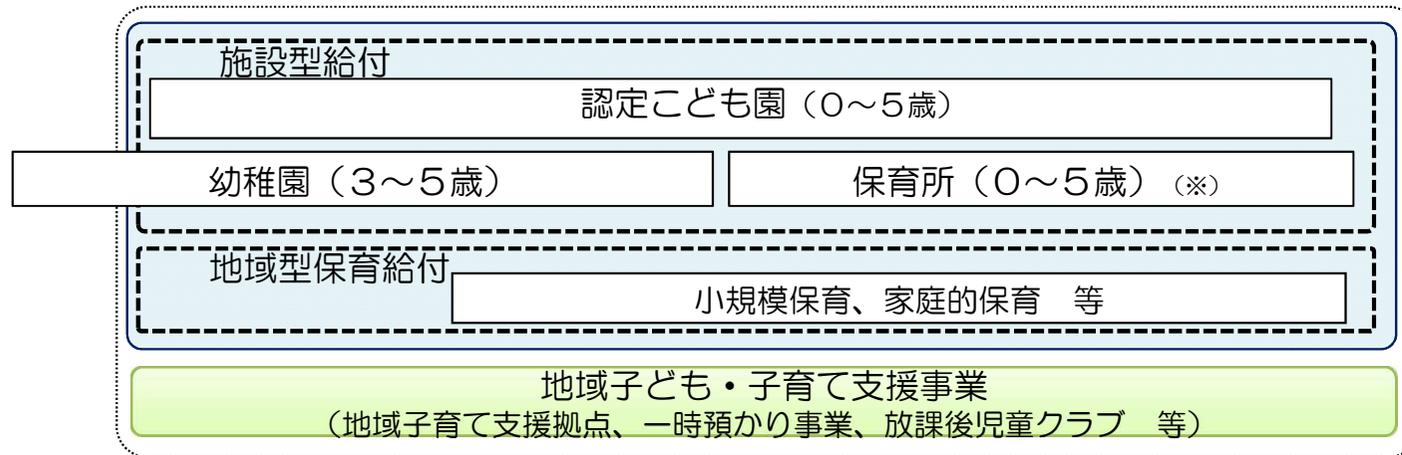
幼児教育課長 淵上 孝

1. 制度の全体像、認定こども園

子ども・子育て支援新制度の全体像

① 幼児期の学校教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下で必要な財源を確保

- ◇ 「施設型給付」「地域型保育給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」の創設・充実
- ◇ 公定価格(国で告示) (※) = 施設型給付(施設が法定代理受領) + 利用者負担(国基準内で世帯所得を勘案して市町村が設定)



(※)私立保育所については、委託費

安定財源を確保し、子育て分野の「量的拡充」「質の改善」を実現

- ・ 消費税財源で約0.7兆円
- ・ それ以外の財源を含め約1兆円超

② 市町村が計画的に地域の子育て基盤を整備(市町村の責務として位置づけ)

- ◇ 市町村は地域の需要(潜在需要を含む)を把握し、5か年計画を通じて給付・事業を推進(幼児教育を含む)
- ◇ 教育・保育の利用時間(教育標準時間、保育標準時間、保育短時間)を居住地市町村が認定(短時間就労も対応)
- ◇ 市町村が給付の対象施設・事業者を確認し、施設・事業者が計画に協力(利用定員、応諾義務・運営基準)

③ その他の制度改善

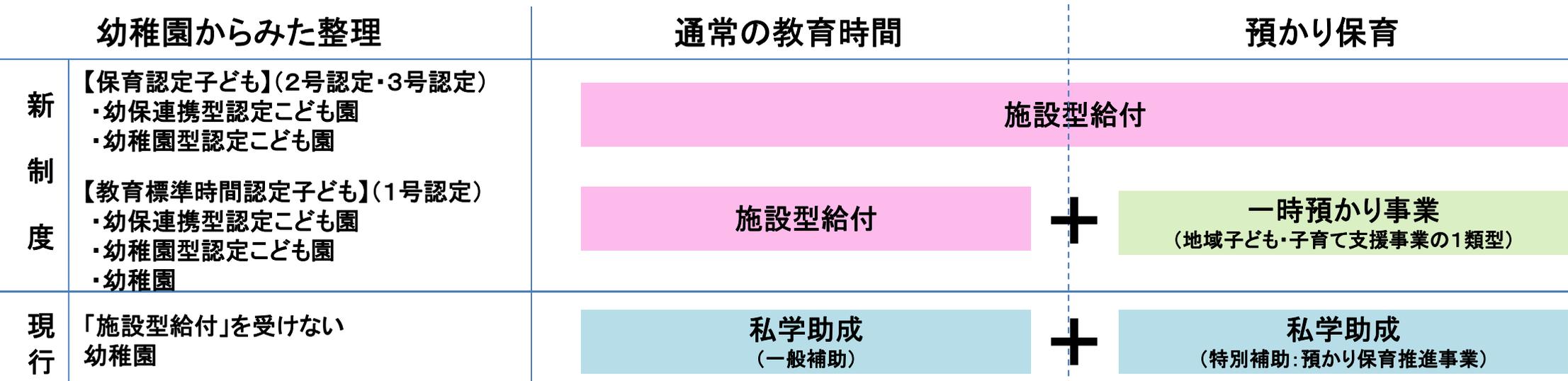
- ◇ 幼保連携型認定こども園の二重行政の解消、認定こども園への財政支援の恒久化
- ◇ 保育所・認定こども園の認可・認定制度の見直し(裁量の恣意性の排除)、意向を踏まえた需給調整の特例
- ◇ 小規模保育等の新設(大都市部の保育需要増大、人口減少地域の保育の確保等に対応し、質を確保しつつ財政支援を拡充)

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○ 子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて次の3つの認定区分に従って、居住地市町村が認定（区分、事由、保育必要量）を行い、利用施設・事業者が施設型給付費等を法定代理受領する。

認定区分	給付の内容 (保育必要量)	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの</u> (1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。



自治体計画と認可・認定の関係

○ 保育所・認定こども園・地域型保育事業の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じ以下のとおり。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

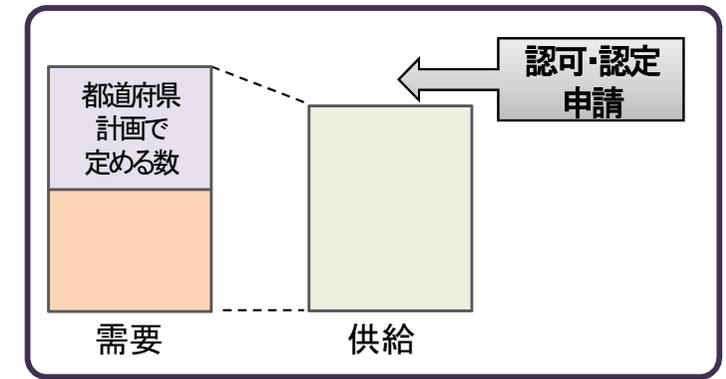
○ 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

→ 需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給

⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※ この「都道府県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。設定に当たり、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保。

※ 幼保連携型認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」。



上記認可・認定の扱いは、認定こども園法施行規則に規定(7月2日官報掲載)

◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○ 「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量－需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

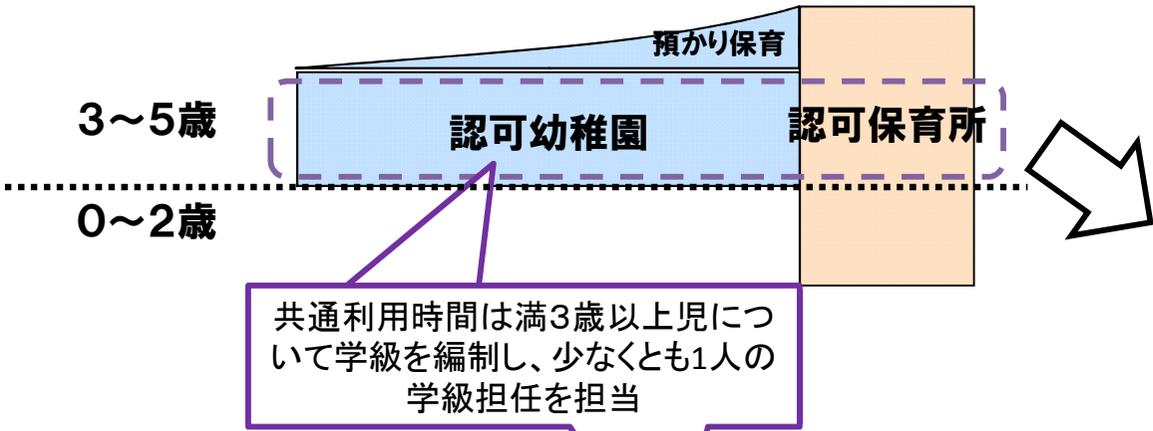
自治体向けFAQ(平成26年7月)(抜粋)

NO	事項	問	答
3	事業計画 (認定こども園 移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。
4	事業計画 (認定こども園 移行特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員(幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員)の水準はどのように考えればよいですか。 幼稚園、保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定するとのことですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めるものではありません。 例えば、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子ども数をひとつの目安として2号の定員を設定することが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしなくても済むという認定こども園のメリットを活かす観点から、数人程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。 いずれにせよ、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた定員数を設定していただくこととなります。

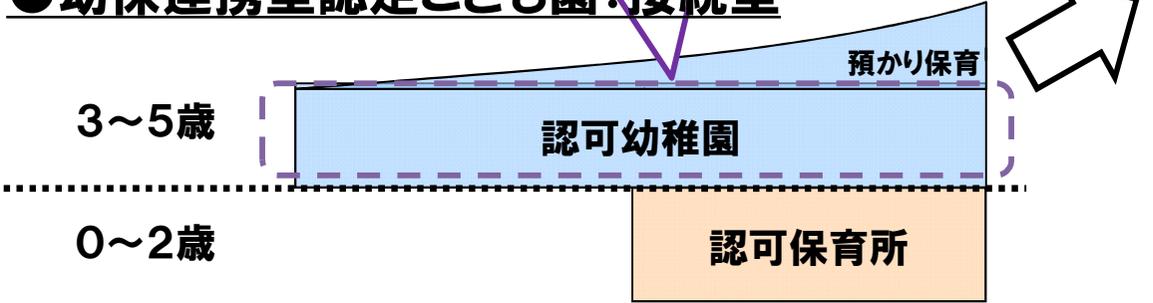
幼保連携型認定こども園の単一認可施設化

○ 現在、幼稚園と保育所により構成されている幼保連携型認定こども園は、新たな「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となる

●幼保連携型認定こども園：並列型

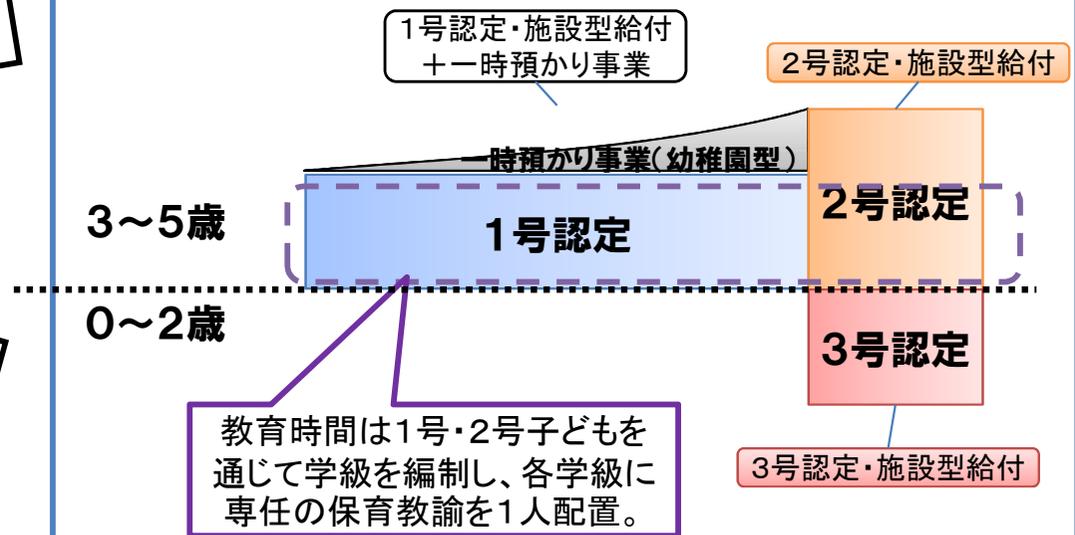


●幼保連携型認定こども園：接続型



★新幼保連携型認定こども園

※単一の施設として一体的に運用



※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

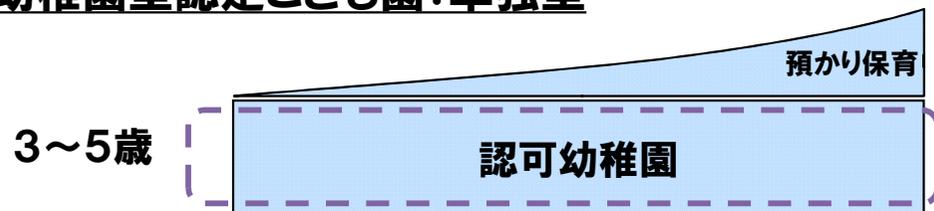
幼稚園型認定こども園の諸類型

○ 幼稚園型認定こども園は、施設体系の制度改正はなく、具体的な認定要件や申請手続は基本的に現行どおり。国の参酌基準を基に各都道府県が条例等で定める認定基準に従い、各都道府県が認定する。

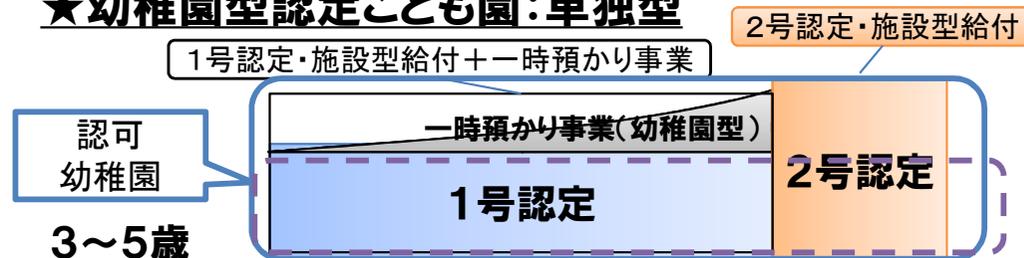
※ 受入れ対象年齢は各施設の判断で設定可能

※ **共通利用時間** は満3歳以上児について学級を編制し、少なくとも1人の学級担任が担当

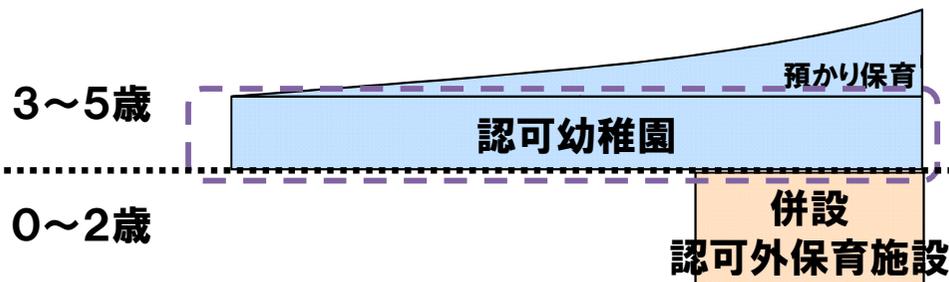
●幼稚園型認定こども園：単独型



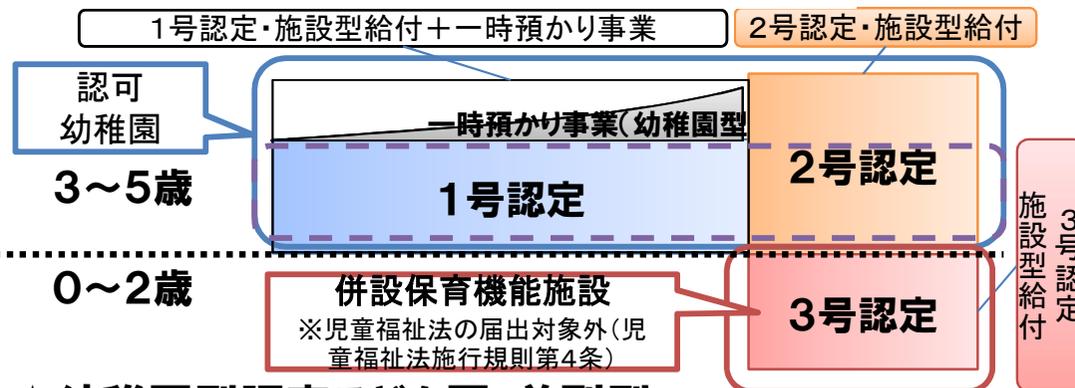
★幼稚園型認定こども園：単独型



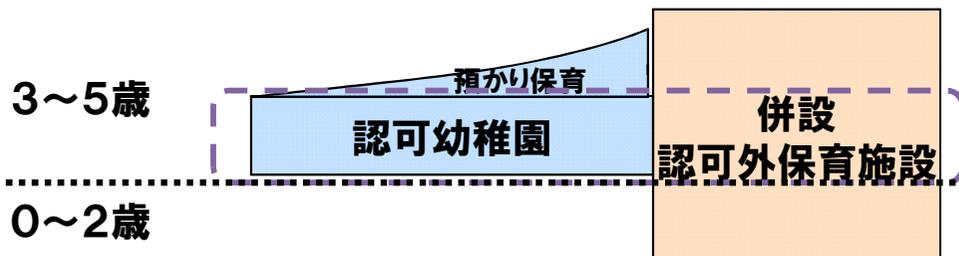
●幼稚園型認定こども園：接続型



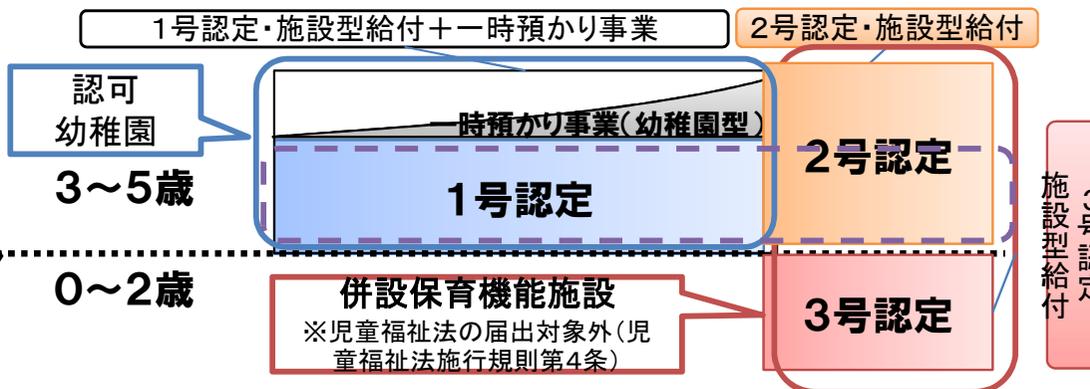
★幼稚園型認定こども園：接続型



●幼稚園型認定こども園：並列型



★幼稚園型認定こども園：並列型



幼稚園型認定こども園における指導監督の体系

○ 幼稚園型認定こども園については、認定こども園全体として適正な運営を確保することはもとより、幼稚園部分、併設保育機能施設(接続型・並列型の場合)部分についても、それぞれ適正な運営を確保することが必要。

・認定こども園(保育機能・子育て支援機能)・・・認定こども園法・認定基準条例

・幼稚園部分(幼稚園教育)・・・学校教育法・幼稚園設置基準

・併設保育機能施設(付随事業・子育て支援活動)

・・・学校教育法第25条・児童福祉法第59条※(認可外保育施設指導監督指針)

※ 児童福祉法第59条の2及び児童福祉法施行規則第4条により届出対象外。幼稚園所管部局(又は認定こども園所管部局)で適切に指導(下記通知参照)。

○ 満3歳未満の保育が必要な子どもに対する保育は、当該子どもが保育認定(3号認定)を受けることにより施設型給付の対象となる。

また、満3歳未満の保育が必要な子ども以外の満3歳未満の子どもについて、日極め、特定の曜日等に限り保育機能施設で受け入れることについては、新制度の施行後においても可能である。この場合、保育認定に係る施設型給付の対象とならないが、実施状況に応じて一時預かり事業等の支援を受けることが可能。

認可外保育施設の届出制の実施と幼稚園を設置する者が行う保育活動について

(平成14年7月22日付け文部科学省幼児教育課長通知)

「児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成一四年七月一二日雇児発第〇七一二〇〇四号雇用均等・児童家庭局長通知)及び「認可外保育施設に対する届出制の導入について」(平成一四年七月一二日雇児保発〇七一二〇〇一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)にて通知しているとおり、幼稚園を設置する者が、当該幼稚園と併せて設置する施設における活動については、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかないことや、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対しての指導が行われることから、届出制の対象外とされています。

については、幼稚園所管部局におかれては、児童福祉法の対象となる乳幼児等の保育を当該幼稚園と併せて設置する施設において行う場合は、児童福祉法等関係法令を遵守して当該施設の運営を図るよう、適切な指導等を行うようお願いいたします。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに対 する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・児童福祉法の改正により新たに同法に規定された交付金の対象は児童福祉施設である幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園となっています。また、現行制度下においては、安心こども基金により各類型の施設整備に係る費用が対象となっていますが、今後の仕組みについては、予算編成過程において検討していくこととしています。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設(幼稚園、保育所、認定こども園)からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認可となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準

施設の設定パターン	基本的考え方	主な基準
【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合	・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。・職員配置基準は、4・5歳児30:1、3歳児20:1(*)、1・2歳児6:1、乳児3:1 * 質の改善事項として、公定価格において3歳児20:1→15:1への配置改善を実施 <p>※配置数には、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む(経過措置を設ける)。</p> <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。(設置者が判断する際の指針を示す) <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none">・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人) <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積<ul style="list-style-type: none">①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人)②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none">・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。 <p>※外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可)</p>

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準
<p>【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン</p> <p>既設の幼稚園(幼稚園型認定こども園)又は保育所(保育所型認定こども園)を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。</p> <p>・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。</p> <p>・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。</p>	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所からの移行の場合→保育所基準(満2歳以上3.3㎡/人)で可。 ・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)で可。 <p>〈園庭の設置・面積(代替地・屋上)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地・屋上の算入可。
<p>【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン</p> <p>法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<p>・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置(法律の附則)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準(1号子どもは35:1、2号・3号子どもは年齢別配置基準)によることを認める。 ・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。(学級編制、運営などについては、新設と同じ基準)

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準について
 (以下の基準は国が告示で定める基準であり、これを各都道府県が参酌し定めるところによる。)

	主 な 内 容
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児 3:1 / 1・2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4・5歳児 30:1 ・満3歳以上の教育時間相当利用時及び教育及び保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・園長を配置。
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及びその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・保育室又は遊戯室、屋外遊技場(※)及び調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 ※保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 ※原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。 (幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合、独立の調理室は不要(必要な調理設備で代替可))
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価、外部評価及びその公表の実施 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は1日8時間が原則。 (家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・開園日数及び開園時間は地域の実情に応じ設定。

幼稚園免許状取得の特例の概要

〔目的〕

- 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況：76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例
 ※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】



【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合：一種免許状
 ※短期大学士、専門学校卒の場合：二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割 } 2単位
- ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) } 2単位
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 1単位
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術 1単位
- ・幼児理解の理論及び方法

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定について

- 全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(改正認定こども園法第6条)



中央教育審議会教育課程部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議での報告(本年1月16日)を踏まえ、4月30日に関係大臣告示(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)

今後、教育・保育要領解説を作成・公表し、趣旨の周知を図る予定

基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・ 環境を通して行う教育及び保育を基本
 - ・ 健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域を維持し、ねらい・内容・内容の取扱いで構成
 - ・ 養護のねらいや内容、乳児・3歳未満児の保育の配慮事項について規定
- 小学校における教育との円滑な接続
 - ・ 乳幼児期にふさわしい生活を通じ、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う
 - ・ 小学校児童との交流の機会を設けたり、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けたりするなど連携を通じた質の向上を図る
- 認定こども園として特に配慮すべき事項を考慮
 - ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を発達の連続性を考慮して展開
 - ・ 生活の連続性や生活リズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いを踏まえ、一人一人の状況に応じて工夫
 - ・ 環境の構成の工夫について、満3歳未満と満3歳以上の園児のそれぞれを明示

2. 確認、利用定員の設定

- 確認の事務手続
- 定員超過園、個人立園

確認制度について（市町村の確認、利用定員）

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ① 教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする（幼稚園は適用なし）。
 - ② 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③ 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・ 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
 - ・ 恒常的な利用定員の超過については、公定価格において費用調整（減算）。
 - ④ 認定こども園の園児の認定区分の変更については、引き続き同施設の利用を可能とするよう柔軟な取扱いを基本とする。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。 ※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に「別段の申出」

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設は、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格が必要。地域型保育事業者は制限なし。

子ども・子育て支援法施行令に規定（6月13日公布）

※ 施行前に現に認可を受けている個人立幼稚園は、施行時に新制度に移行すれば給付の対象となる（みなし確認）。
みなし確認を受けた個人立幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行した場合、引き続き給付の対象となる。個人立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行した場合、みなし確認の有無にかかわらず、給付の対象となる。

〔運営基準の遵守〕

- 国が定める基準を踏まえ、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。 ⇒次ページ
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等）。

〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位（確認）を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

自治体向けFAQ【第2版】(抜粋)

【利用定員・認可定員】5

利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。

利用定員の設定(1号～3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うこととなります。

その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。

子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めるとしており、当該実績を参考にいただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。

なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。

また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。

【利用定員・認可定員】6

利用定員は認可定員と一致させることが基本のことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数(供給量)が利用見込総数(需要)を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。

新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方策を定めていただく必要があり、需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方策を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量(利用定員)を減らすことを求めるものではありません。

施設・事業の確認手続及び留意事項

都道府県向け説明会
(平成26年9月11日)配布資料より

1. 施設の区分等に応じて必要となる確認手続

- (1) 既設の認可施設で施設の区分※の変更がない ⇒ **みなし確認**(支援法附則第7条)
認定こども園、幼稚園、保育所がそのまま新制度に移行する場合
- (2) 既設の認可施設で施設の区分※の変更がある ⇒ **施設の認可・認定後に新規の確認**(支援法附則第31条第1項)
例: 幼稚園・保育所が平成27年4月から認定こども園に移行して新制度に移行する場合
※施設の区分: 認定こども園、幼稚園、保育所(子ども・子育て支援法第31条第1項)
- (3) 新設の認可施設・事業所 ⇒ 施設・事業の認可後に**新規の確認**(支援法附則第31条第1項、第43条第1項)

2. 市町村の確認事務・認可権者の協力に係る留意事項

①認可と確認の関係

- 確認は、認可施設・事業所としての地位を有する前提で、給付の対象となる施設を確定する手続。施設・事業所の認可基準への適合については、認可権者が一義的に責任を有しており、確認の受付事務の中で設置認可と同様の認可基準に基づく審査は不要。
※ 教育・保育施設の認可基準違反を市町村で把握した場合、認可権者に通知して認可権者において設置者を指導する(支援法第39条第2項)。
ただし、地域型保育事業の認可基準違反については、市町村において事業者を指導可能(支援法第51条第1項)。
- 新規の確認は施行日以降、みなし確認は施行日に法的な効力を有することとなるが、施行日までの間に準備行為として確認の申請やみなし確認の書類受付を行うことが可能(支援法附則第12条)。

②申請書類等の取扱い

- 確認については一定の書類を申請書に添付して提出し、みなし確認については一定の書類を施行日までに提出するものとされている(支援法施行規則第26条、第36条、附則第6条)。そのうち、**以下の書類については、早期に提出を求める**ことが必要と考えられる。
＜早期に提出が必要と考えられる書類＞(参考1を参照)
①名称・種類・場所、②設置者等、③認可証等、④管理者、⑤超過申込時の選考方法、⑥申請適格証明、⑦過去3年間の実員(みなし確認)
- 他方、**それ以外の書類については、必ずしも早期の提出を要するものではなく**、周知期間が少ない中での設置者等の準備負担への配慮等を勘案し、認可施設・事業所としての地位を有することを前提に、**施行日までに段階的に提出**させる取扱いとすることが考えられる。また、内容が確定しない事項については、**案の提出・確定後の差し替え**などの柔軟な取扱いとすることも考えられる(参考2を参照)。
- また、**インターネットで閲覧可能な事項は書類提出自体が不要**である(支援法施行規則第26条、第36条、附則第6条)。

③利用定員(見込)の内示

- 1号子どもの園児募集における選考や2次応募の要否の判断など設置者・保護者への影響軽減に努めるとともに、2号・3号子どもの利用調整を円滑に開始できるよう、利用定員(見込)を確認事務の開始後できる限り早期に設置者等に内示することが望ましい。
- なお、3歳以上子どもは1号・2号の選択が流動的であり、市町村の利用者負担や一時預かり事業の方針によっても保護者の選択が左右されるため、内示後の実際の状況に対応し、設置者と最終的な調整を柔軟に行えるようにすることが考えられる。

④認可権者・確認権者の情報共有

- 現在、子ども・子育て支援新制度全国総合システム(仮称)の構築に向けて準備中であり、システムにおいては、認可等施設・事業所や設置者、代表者、職員配置等の情報を随時登録・異動更新し、認可権者・確認権者の情報共有と確認手続の簡素化、都道府県における情報開示等の事務処理に活用することを目指している。ただし、スケジュールが・・・であるので、今年度中に行わなければならない確認・みなし確認の事務に活用することは困難である。
- このため、制度施行に向けた当面の対応として、特にみなし確認については、正確な書類の提出やその内容確認の手続・事務の簡素化に資するよう、地域の実情に応じ、認可権者から設置者に統一様式で書面交付する方法や、認可権者から市町村にシステムや統一様式を通じて提供する方法も考えられる。

(参考1) 早期提出が必要と考えられる書類の例

	事 項	早期提出	備 考
1	施設の名称、教育・保育施設の種別及び設置の場所	○	
2	設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	○	
3	当該申請に係る事業の開始の予定年月日 ※みなしは不要	○	
4	1号～3号の区分・3号の年齢区分 ※みなしは、「過去3年間における利用人数」	○	
5	施設の管理者の氏名、生年月日及び住所	○	
6	法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準	○	選考前に整備・公表が必要。
7	法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面	○	
8	設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等		新規認可・認定、幼保連携型認定こども園のみなし認可の場合は、認可・認定後の提出が合理的。
9	認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し		
10	建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要		
11	運営規程		市町村で作成の支援が必要。なお、今後国において参考モデルを検討。
12	利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		
13	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		施行後の職員配置予定の決定後の作成が合理的。
14	当該申請に係る事業に係る資産の状況		
15	当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項		施行後の職員配置予定の決定後の作成が合理的。
16	役員の名、生年月日及び住所		

(参考2) 子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について(平成26年9月____日付け3府省通知)(抄)

第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等に係る事務

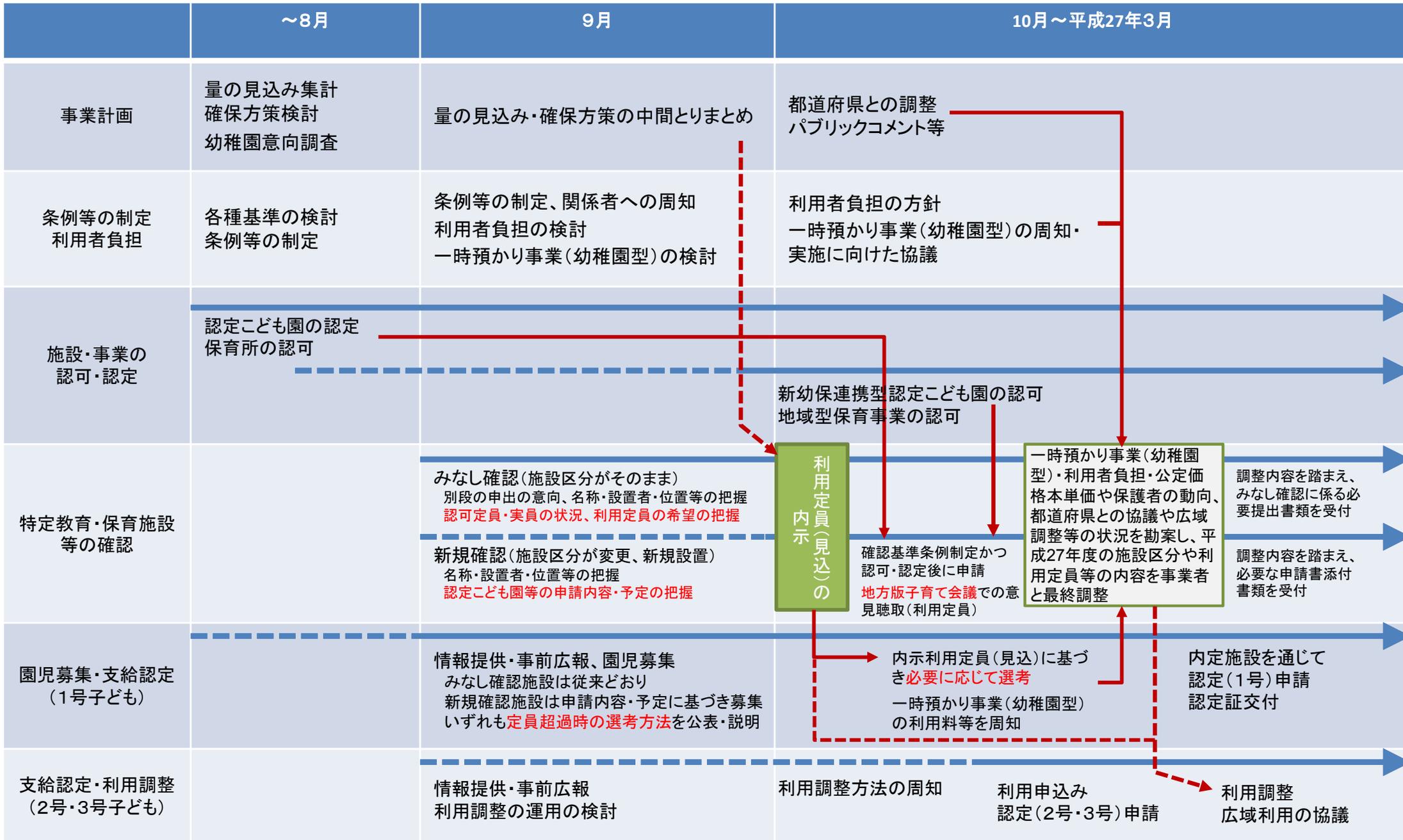
1 特定教育・保育施設の確認

(1) 確認の申請(法第31条第1項、規則第26条)

特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、規則第26条各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請にかかる施設の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならないこととされている。

これらの事項のうち、法の施行に際し新たに作成する必要がある運営規程(同条第9号)等については、その規定すべき内容が確定できない場合があり得ることから、当該確認の申請の段階では現時点での案の提出を求め、内容が確定した後速やかに差し替える等、適宜柔軟に取り扱うこととして差し支えないこと。

確認事務について想定されるスケジュール



認可定員超過の私立幼稚園への対応(まとめ)

都道府県向け説明会
(平成26年9月4日)配布資料より

例) 認可定員175人で実際に245人を受け入れている私立幼稚園の場合

245人で認可基準を満たしている

①定員増認可申請中・申請予定 and/or ②実員減少計画

(協議を行わない)

都道府県協議

認められる場合

認められない場合

利用定員245人(期限付)

利用定員175人(認可定員が上限)

実利用245人の場合

245人では認可基準を満たしていない
認可基準を満たすことができる最大定員(基準適合定員)が210人の場合

(A) 245人単価 × 245人
(実受入数)

減算なし。547万円(A)

(B) 245人単価 × 245人
(実受入数)

× 調整割合

2年連続2割超過の場合、公定価格表の減額割合を適用(245人定員の場合94/100 514万円(B)')。さらに、都道府県の判断により、減額割合の引き下げ可能(ただし、結果的にCより下げないこと)。

(C) 210人単価 × 245人
(基準適合定員) (実受入数)

× 調整割合

「基準適合定員÷実受入数」により減額割合を設定(210/245。実質的に210人分に相当する給付額)。さらに、2年連続2割超過の場合、公定価格表の減額割合を適用(245人定員の場合94/100 472万円(C)')。

公定価格

指導監督
(市町村等)

・期限内に、利用定員設定時の計画に基づく認可定員による受入適正化を指導。
・期限経過後は改めて利用定員を設定。

確認基準(定員弾力化含む)の遵守を指導。

・速やかに認可定員に基づく受入適正化を指導。
・従わない場合は確認の取消も含め厳しく対応。

※いずれも、一義的には、認可監督権者たる都道府県が、認可定員に基づく適正化を指導

【参考】

175人認可定員 245人実利用人数の具体的な金額(公定価格による収入)イメージ

「その他地域」4歳以上児の基本分単価(月額)での算定例

(A) 245人(241-270人規模) 22,330円 × 245人 = 5,470,850円 ……【A】

(B) 245人(241-270人規模) 22,330円 × 245人 = 5,470,850円 ……【B】

さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合94/100 適用 = 5,142,590円 ……【B】’

その上でさらに、都道府県の判断により【C】’を下らない範囲での減額も可能

(C) ①基準適合定員が210人のケース

210人(181-210人規模) 23,890円 × 245人 = 5,853,050円

210人でしか認可基準に適合しないため210/245の減算適用 = 5,016,900円 ……【C】

さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合94/100 適用 = 4,715,880円 ……【C】’

②基準適合定員が175人＝認可定員のケース((B)の最下限額となる)

175人(151-180人規模) 25,070円 × 245人 = 6,142,150円

175人でしか認可基準に適合しないため175/245の減算適用 = 4,387,250円 ……【C】

さらに、2年連続で2割超過の場合の減算割合91/100 適用 = 3,992,390円 ……【C】’

(参考)認可定員が245人以上の場合

175人(151-180人規模) 25,070円 × 245人 = 6,142,150円

…利用定員175人で245人受け入れた場合

定員超過の減算割合91/100 適用の場合 = 5,589,350円

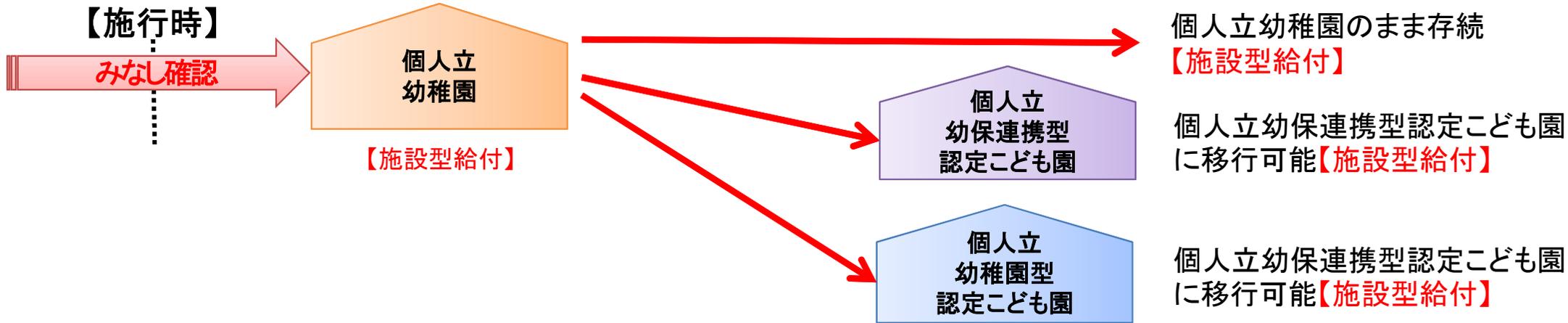
…利用定員175人で245人受入れが2年連続した場合

新制度における個人立幼稚園の取扱い

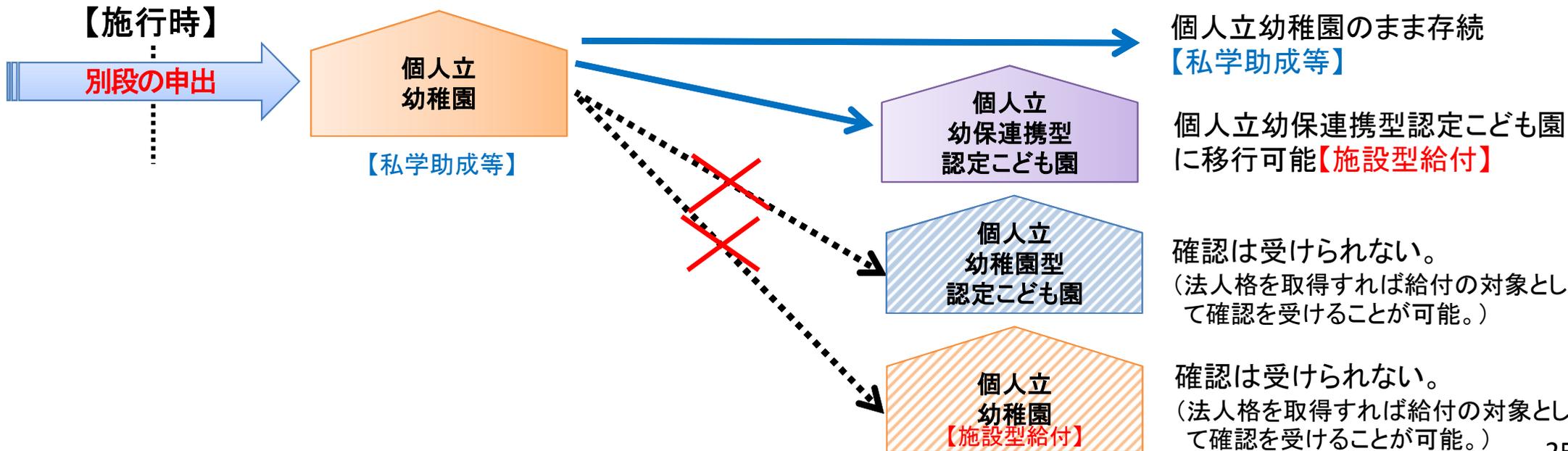
都道府県向け説明会
(平成26年9月4日)配布資料より

- 新制度の確認を受けられる設置主体は、原則として法人に限られている。
- ただし、新制度施行時に存在する個人立幼稚園はみなし確認を受けることが可能。
- また、新制度施行後に施設の区分を変更する場合、以下のパターンについては確認を受けることが可能。

新制度移行時にみなし確認を受ける場合



新制度移行時にみなし確認を受けない場合

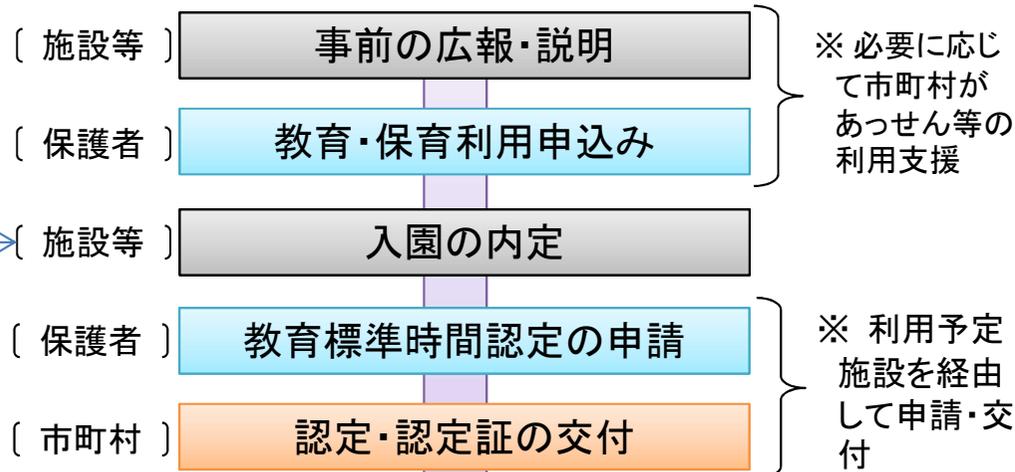


3. 園児募集、利用手続

教育・保育の利用に必要な手続

- 利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、拒んではならない(応諾義務)。※幼稚園・認定こども園は、保護者と施設の直接契約であり、保護者が情報収集し必要に応じ複数施設から説明を受けた上で、申込みを行う想定。
- 当分の間、保育認定(2号・3号)の子ども全ての保育の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)

(1) 教育標準時間認定(1号)の子ども



定員を上回る申込時は、抽選、先着順、建学の精神に基づく選考等、あらかじめ明示した方法で選考

兄弟優先も可

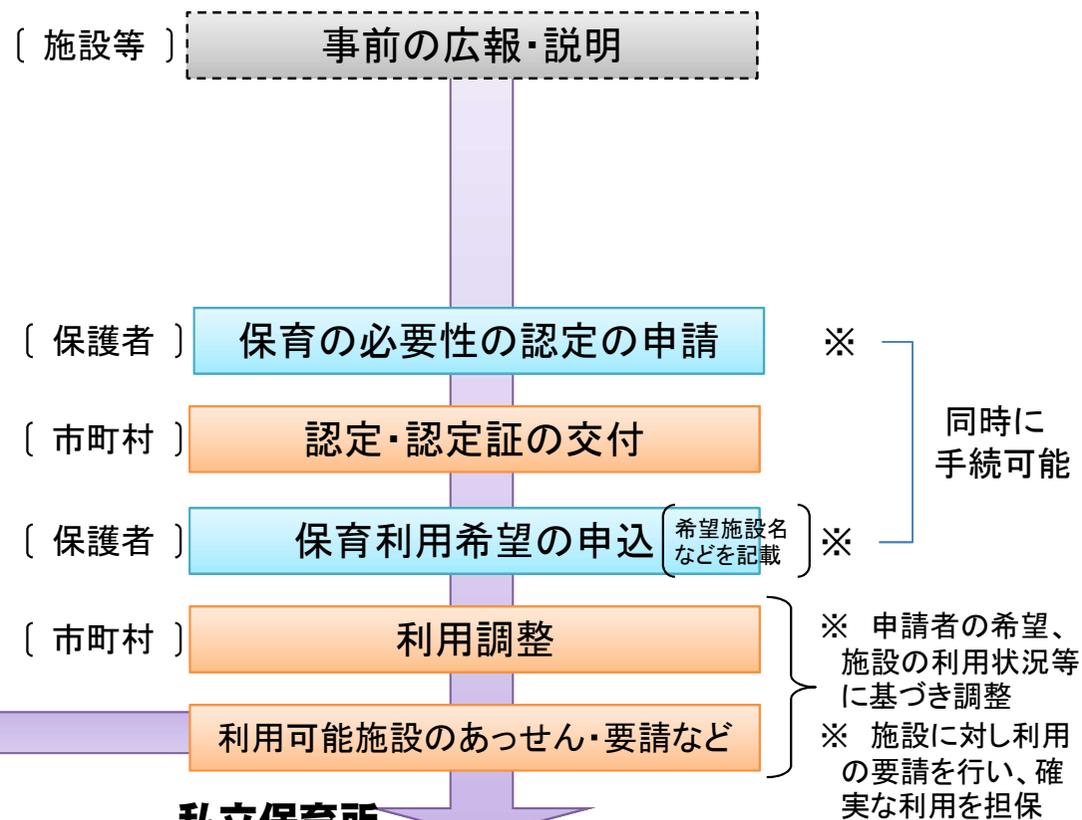
認定こども園・幼稚園の場合

保護者と施設・事業者の契約

- ・利用者負担額は施設・事業者が徴収
- ・施設・事業者は市町村から給付を法定代理受領

〔公立保育所は施設の設置者が市町村〕

(2) 保育認定(2号・3号)の子ども



私立保育所の場合

保護者と市町村の契約

- ・利用者負担額は市町村が徴収
- ・市町村から保育所へ委託費を支払

教育・保育の利用

共働き等家庭の子どもが幼稚園等を利用する場合の支給認定等

○ 共働き等家庭の子どもについても、保護者の希望と選択に応じた認定を受け、幼稚園等を利用することが可能。

※ 幼稚園等：幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定（1号認定）の利用定員）

※ 保育所等：保育所又は認定こども園（満3歳以上・保育認定（2号認定）の利用定員）

保護者の利用希望等		支給認定の申請	通常の教育時間	預かり保育
新規に支給認定を受ける場合	●幼稚園等のみを希望	1号（入園内定施設を通じて申請）	施設型給付（1号）の対象	一時預かり事業（幼稚園型）
	●幼稚園等と保育所等の両方を希望（併願） ①利用調整の結果、入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園等に入園 ②利用調整の結果、入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園	2号	特例施設型給付（2号）の対象	
	●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園			
保育認定を既に受けている場合 ①小規模保育の卒園者が入園、②転居により保育所等から転園		既に受けている2号認定をそのまま活用		

入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認。希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。
※ 認定こども園の場合は特例施設型給付の対象とならないため、共働き等であるが2号定員ではなく1号定員として利用する場合は、1号認定に変更して施設型給付（1号）を受けることが必要。

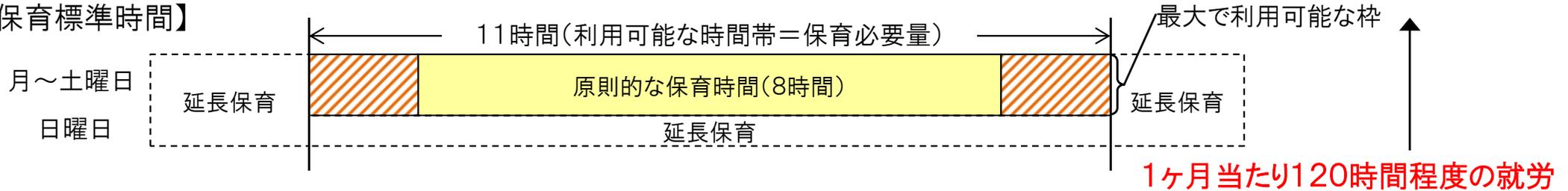
保育の必要性の認定について①

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

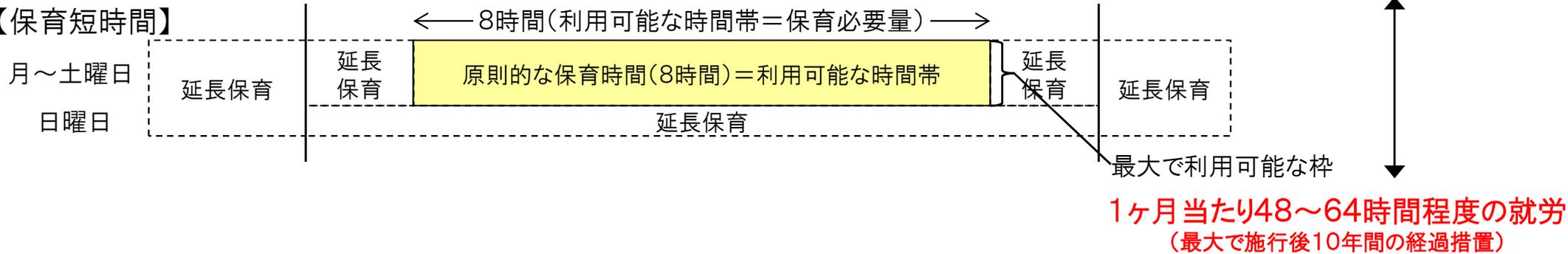
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

保育の必要性の認定について②

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

計 X人

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

計 Y人

※ 保育短時間も同様



(1) 行政による情報提供

- 保育の利用に当たって、保護者の選択に資するよう、地域にある特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の情報を一覧性ある形で提供することとされている。(支援法58条2項)
- 地域にどういった特定教育・保育施設等が存在するのか、また、提供される教育・保育の内容、求められる利用者負担(上乗せ徴収・実費徴収)等について、保護者に分かりやすい形で示すことにより、利用調整の前提となる保護者の希望の基礎を固める。

※情報公表は都道府県が実施することとなっているが、一方、現行、多くの市町村が実施しているとおり、地域の保育資源について熟知している市町村からも、随時提供する体制を構築することが望ましい

※このほか、市町村事業である利用者支援事業による利用の支援も考えられる。

(2) 施設・事業者による事前広報

- 行政による情報提供のほか、施設・事業者においても、運営規程の概要、職員体制、利用者負担など、利用者申込みの施設の選択に資する重要事項を掲示することを含め(運営基準第23条・第50条)、保護者の選択に資するよう、施設・事業者において保育内容や設備環境等を保護者に知らせたり、保護者による見学希望に対応したりすることも考えられる。

(3) 保育の必要性の認定

- その上で、保護者からの申請に基づき、市町村は、保育の必要性の認定を行う。

※その際、現行の保育所の運営において、入所申請の際に、同時に入所希望先を聴いているように、利用調整に当たって必要となる保護者の希望の聴取を同時に行うことも可能。

※原則、市町村に対して申請し、市町村は30日以内に認定の可否を通知

利用調整②～認定こども園等に係る利用調整（概要）

- 2号・3号認定を受けた子どもが特定教育・保育施設等を利用するに当たっては、
 - ①運営基準に基づき、利用定員を上回る場合、特定教育・保育施設等は保育の必要度の高い順に受入れが求められ、
 - ②児童福祉法に基づき、すべての市町村が利用調整を行う（特定教育・保育施設等には協力義務等が発生）こととされている。（運営基準第6条、第7条、第39条、第40条、児童福祉法第24条・附則第73条）
- その際、一定の場合に、直接契約である認定こども園、地域型保育に関し、保護者の希望をより踏まえた形で調整を行うことも可能な取扱いとする。

利用調整のパターン

パターン1：すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法（従来から想定されている標準的な調整方法）

⇒パターン1の場合、例えば、保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度（ポイント）が高い場合、前者の保護者が優先的に選考される。

パターン2：直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法

※この場合、施設を通じて利用募集をかけることが基本

※利用調整方法については、認定申請の際、来年度の募集要項を配布する際等を活用して周知することが必須

※第1希望である施設・事業所は1ヶ所に限定することが必要（何カ所も第1希望として応募させない）

※この場合であっても、利用調整の時期は市町村が定めることとする

（他の施設類型の利用調整の時期と揃える又はこのパターンによる場合は園の希望時期を尊重する）

⇒パターン2の場合、例えば、保育所を第1希望として認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度（ポイント）が高い場合であっても、後者の保護者が優先的に選考される。

- 保育の必要度に応じた利用の保障との関係を両立させるため、一定地域については、パターン2の方法によることができる。
 - ①利用状況に余裕のある市町村
 - ②待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村

さらに、それ以外の待機児童が多い市町村のうち、3歳以上児に係る待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村については、3歳以上のみをパターン2の方法に委ねることも可能。

一般的に想定している必要性の認定・利用調整の流れ（パターン1）

例えば10月～11月

市町村

施設・事業者

利用者（保護者）

施設・事業所の情報公表
(都道府県等)

必要に応じた利用支援

申請の受理
(必要性の認定審査)

認定・認定証の交付

利用調整

A保育園	a1、a2、a3…
B認定こども園	b1、b2、b3…
C保育所	c1、c2、c3…
…	…

すべての施設・事業の中から希望を踏まえて利用調整

利用者の受入要請

利用施設・事業の提示

契約

情報公表

施設・事業所を経由することも可

認定証

協力義務

契約

閲覧・施設見学等

2・3号の認定申請

認定証の受領

利用希望先を申込み

第1希望	A保育園
第2希望	B認定こども園
第3希望	C保育所
⋮	⋮

すべての施設・事業の中から希望先を記入・申込み

了解

契約

入所先が決まらなかった場合、第2次選考へ

同時に手続きが可能

必要性の認定・利用調整の流れ（パターン2）

例えば10月～11月

市町村

施設・事業所の情報公表
(都道府県等)

必要に応じた利用支援

申請の受理
(必要性の認定審査)

認定・認定証の交付

利用調整

B認定こども園	b1、b2、b3...
---------	-------------

〔認定こども園、地域型保育を希望する保護者の中から利用調整〕

A保育園	a1、a2、a3...
C保育所	c1、c2、c3...
...	...

〔保育所を希望する保護者の中から利用調整〕

利用者の受入要請

利用施設・事業の提示

〔認定こども園、地域型保育を希望する保護者の利用調整を先行〕

〔選考に漏れた場合、第2希望以下を聴取、利用調整で救済〕

契約

施設・事業者

情報公表

施設・事業所を経由することも可
(利用調整申込みと同時に申請する場合、施設・事業所を通じた申込みを想定)

認定証

施設・事業所を通じた申込みを想定

※個別調整の対象施設・事業所については、基本的には、第1希望である施設・事業所を通じて応募

協力義務

契約

利用者(保護者)

閲覧・施設見学等

2・3号の認定申請

認定証の受領

利用希望先を申込み

第1希望	A保育園
第3希望	C保育所
...	...

第1希望	B認定こども園
------	---------

〔認定こども園、地域型保育を希望する利用者(保護者)と保育所を希望する利用者(保護者)は別に希望先を記入・申込み〕

了解

契約

〔入所先が決まらなかった場合、第2次選考へ〕

同時に手続きが可能

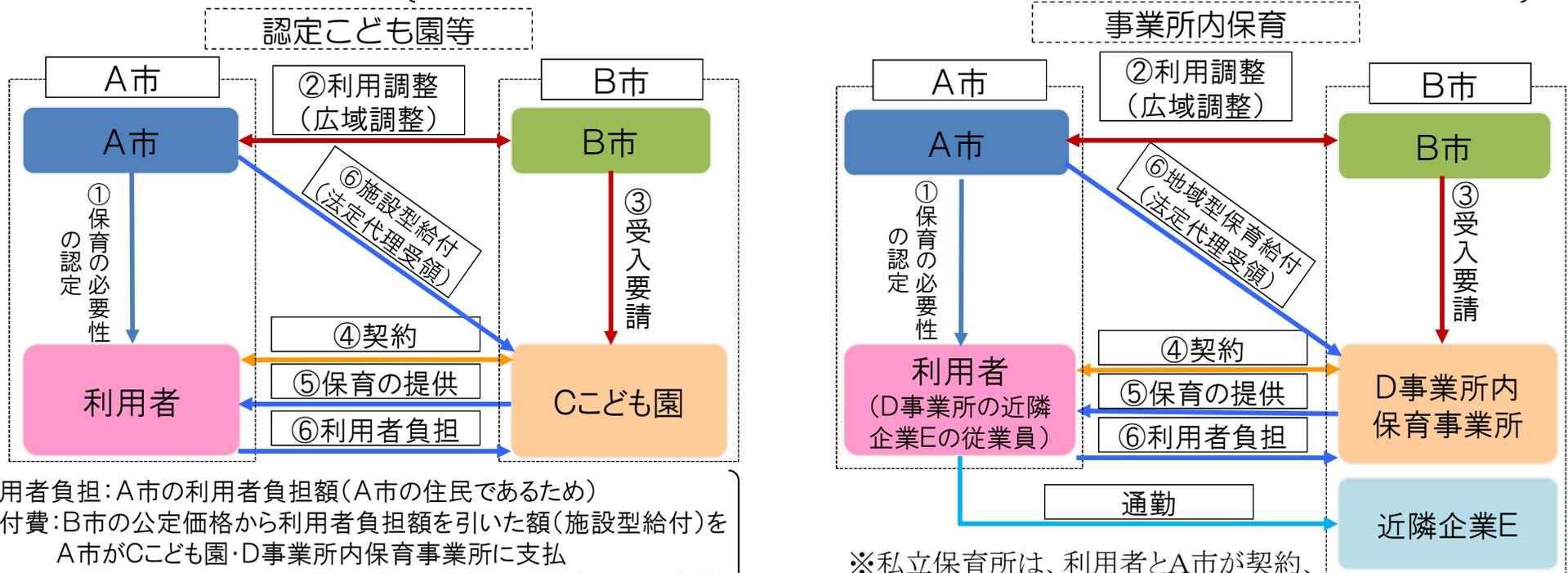
広域利用における利用調整の取扱い

- 市町村域をまたがった利用となる広域利用に当たっては、保護者(利用者)が居住する市町村と施設・事業が所在する市町村間の調整が必要となる。
※1号認定子どもについては、広域調整を経ることなく、保護者が直接施設に申し込みを行う。
- この際の取扱いについては、施設・事業所在地市町村において、他市町村の住民の利用に関する取扱い(優先度)に基づき、調整を行うこととなる。
- その上で、所在地市町村においては、当該保護者の保育の必要度を踏まえつつ、
 - ・各市町村間における住民の広域利用の実態
 - ・利用定員の状況や待機児童の発生状況
 等を勘案し、調整を行うことを基本とする。
 なお、その際、市町村間で予め調整のうえ、事業計画において広域利用を前提とした供給体制を位置づけた場合については、所在地市町村において、当該位置づけに特に配慮した調整を行うことが必要となる。
- なお、事業所内保育事業の地域枠については、事業所所在市町村にある近隣企業の従業員(所在市町村以外の住民)が利用を希望することもあり得る(地域枠として受入)ため、広域利用に当たっても、これを念頭に置いた取扱いが必要となる。

<想定される広域利用の調整例>

B市における保育の必要度に応じて調整

※広域利用希望は、施設・事業を特定して希望することが想定されるため、パターン1による方法を採用している市町村であっても、当該施設・事業に関してのみ調整を行うことになる



利用者負担: A市の利用者負担額(A市の住民であるため)
 給付費: B市の公定価格から利用者負担額を引いた額(施設型給付)を
 A市がCこども園・D事業所内保育事業所に支払
 (施設所在地の地域区分が適用)

※私立保育所は、利用者とA市が契約、利用者負担支払い

4. 応諾義務(案)

応諾義務について

1. 概要

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者については、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこととされており、「正当な理由」の範囲、内容について定めることが必要。
 - 「正当な理由」に該当するものとしては、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、③その他特別な事情がある場合を基本とする。
 - このうち、③については、個別具体の事例にもより、また、慎重に取り扱われるべきものであるが、特に
 - ・ 特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係
 - ・ 設置者・事業者による教育・保育の提供エリアの設定との関係
 - ・ 利用者による利用者負担と滞納との関係などに関し、運用上の考え方を整理することが必要となる。
- ※上乗せ徴収について同意が得られない場合等を除き、単に所得の多寡により受入を拒否することは「正当な理由」には該当しない。
- ※その際には、情報公表、措置制度の運用（児童福祉法）との関係、直接契約と委託の違い等についても留意。

2. 特別な支援が必要な子どもの受け入れに関する整理

- 子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供することを目的としていることから、障害児など特別な支援が必要な子どもについても、障害児施策等との連携を図りながら、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業において受け入れを進めていくことが基本となる。
- そのため、特別な支援が必要な子どもが特定教育・保育施設を利用することを希望する場合、これを受け入れることが基本となる。一方で、障害の程度等や施設側の受入能力等にかんがみると、いかなる子どもであっても、すべての施設・事業において自動的に受け入れるよう求めるのも、また現実的ではない。
- そのため、以下のような対応が考えられる。

①市町村計画に基づく受入体制の確保

- 基本指針では、新制度の実施主体である市町村に対し、特別な支援が必要な子どもの円滑な受入が進むよう、あらかじめ、その人数や特定教育・保育施設等における受入体制・人数(＝受入枠)に係る状況の把握を求めている。
- その上で、市町村計画に基づき、計画的な受入体制の確保が必要となるが、その際、例えば、以下のような確保方策が考えられる。
 - i) 障害児保育、私学助成に基づく特別補助等による障害児の受け入れ施設を中心に、障害児の受け入れ可能な施設を特定
 - ii) 公立施設(幼稚園、保育所等)において優先的に受入
 - iii) 施設・事業を特定せずに市町村が利用調整及びあつせん、要請により個別に対応

②情報公表による受入体制の周知(都道府県)

- 確認制度の一環として都道府県が行う情報公表において、障害児の受入等について記載、周知。

③利用者の支援(市町村)

- 市町村は、上記①・②を踏まえ、事前に特別な支援が必要な子どもの受入体制及び情報提供に努めるとともに、以下の方法により、保護者の利用を支援。

<保育の必要性の認定を受けた子ども>

- 市町村による利用調整の過程で対応。上記のように、調整に当たって、市町村は事前に障害児の受け入れ可能な施設・事業を把握することが前提。その上で、保護者に対して利用可能な施設・事業のあつせん。

<教育標準時間認定の子ども>

- 市町村は、保護者からの求め等に応じ、支援法に基づくあつせん、要請により受入に関する支援を行う。その際、障害児の受け入れ可能な施設をあつせんし、かつ、当該施設に受入を要請。

➡ これらのプロセスを経た場合、これらの子どもについては、基本的には受入可能となっていると考えられ、応諾義務との関係は発生しないと考えられるが、その上で、なお受入不可能な場合※、応諾義務違反は問われないことを基本とする。

※施設・事業者側に説明(挙証)責任

➡ こうしたプロセスを経ていない場合、利用申し込みがあった施設・事業者は、基本的に受入可能であれば受け入れることが求められ、不可能な場合、保護者に対して説明するとともに、市町村によるあつせんを推奨するか、運営基準において定められているように、他の施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じることが必要(こうした対応すらとらない場合、応諾義務違反に問われ得る)

3. 教育・保育提供エリアの設定との関係

- 幼稚園等においては、各施設の通園方法に応じた通園の長時間化の防止や安全確保、複数施設を運営する場合や近隣に他の教育・保育施設がある場合の適正配置への配慮などから、利用者の居住地に着目して通園標準区域(学区)を設定することがあるが、当該区域外で利用可能な他の施設がある場合にまで、あえて区域外の利用の申込みに全て応じることまで求める必要はないと考えられる。

※上記2. の特別な支援が必要な子どもの受入の取扱いに留意。

- なお、幼稚園等においては、スクールバスの運行区域を設定することがあるが、送迎の実施自体が付加的な便宜として経営判断により行われるものであることから、当該区域外からの利用の申込みを断っても応諾義務違反にならないと考えられる。

- また、居宅訪問型保育事業については、その性質上、相手の居宅を訪問し、保育を提供する事業となっている。そのため、訪問可能な保育提供エリアを事前に設定している場合、当該エリア外からの利用の申し込みについては、断っても応諾義務に問われないことを基本とする。

※その際、障害児の受け入れに関しては、元々、居宅訪問型保育事業が受入を予定している障害児は、個別のケアが必要な子ども(=集団保育が困難)であることから、こうした子どもに保育を提供することが可能な施設・事業者は少ないことを踏まえて、設定する必要がある。

4. 居宅訪問型保育の特性との関係

- 居宅訪問型保育事業については、その性質上、相手の居宅を訪問し、保育を提供する事業となっている。そのため、密室での保育という居宅訪問型保育特有の保育環境に鑑み、保育者が安全かつ適正に保育が提供できないと判断される場合は、「正当な理由」に該当することとする。

※安易に断る理由としないよう留意

5. 利用者負担の滞納が見込まれる場合の申し込みの拒否（幼稚園・認定こども園・地域型保育事業）

- 幼稚園・認定こども園・地域型保育事業については、保護者と施設・事業者の直接契約に基づき教育・保育が提供されており、教育・保育の提供と利用者負担の支払とが契約上の対価関係にある。
- 契約が締結される際の前提として、利用者負担の納付が条件となるが、例えば、
 - ・ 家計が困窮している等の事情がないのにも関わらず、既に当該施設・事業所に対する利用者負担の支払いを長期間滞納している場合（兄弟が利用している場合等）、
 - ・ 利用者負担の全部又は一部を納付する意思がないことを明確に表明されている場合（上乘せ徴収不同意の場合を含む）

など、契約締結の段階で意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定される場合については、利用者負担の適正な納付が見込めないものとして、「正当な理由」に該当し、利用申し込みを拒否することができることとする。

なお、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育事業については、次頁にあるとおり、滞納が発生した場合には、個別軽減（収入の激減等）による対応や、代行徴収の仕組みが取られることになるが、その上でなお、上記の状況が生じた場合については、他の直接契約施設と同様、利用申し込みを拒否することができることを基本とする。

- ※ 保育所については、公立・私立を問わず保護者と市町村間の契約となるため、市町村は児童福祉法に基づき保育所における保育の実施義務を負い、また、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることから利用者負担の滞納見込みを理由として申し込みを拒否することはできない。

- この「意図的な利用者負担の未納が相当程度の蓋然性で想定される」ことについての説明責任は施設側にあり、十分な根拠もなく未納が想定されるというだけでは「正当な理由」には該当しないものと考えられる。
（例えば、単に低所得者である場合や、兄弟の際に未納があったとしても既に完納している場合などは、これのみをもって「未納が相当程度の蓋然性で想定される」とは言えない。）

- 利用者負担の滞納が見込まれるとの理由で当該施設での利用申し込みの受入れを拒む場合には、当該施設は適切な措置を速やかに講じる必要があるが（運営基準第6条第5項）、この場合は他の施設への紹介ではなく、市町村にその理由等を含めて連絡することが適当。

その際、市町村において、利用者負担の所得階層の確認や利用者負担見込み額の教示、個別軽減（収入の激減等）に該当するかどうかの確認、対応を行うことが必要である。

なお、2号認定・3号認定子どもについては、市町村が保育の実施義務を負うことには変わりはないため、市町村において一般の保育所への利用のあっせん等の措置を講ずることが求められる。さらに、一般の保育所の空きがない場合等、そのような措置を取った上でなお、保育の提供が困難な状況が発生した場合については、児童福祉法第24条第6項に規定する「措置」の対象とすることも想定される。

(参考)利用開始後の未納への対応

- 前頁は申し込み時点で「意図的な未納が相当程度の蓋然性で想定される」場合の取扱いであるが、幼稚園・認定こども園・地域型保育事業において教育・保育の提供が開始されて以降、保護者による利用者負担の悪質な滞納が継続するような場合には、必要な手続きが適切に行われることを前提に、施設・事業者において利用契約を解除することも可能である。
 - この場合、利用契約の解除に伴うトラブルを未然に防ぐ観点から、契約書類や園則などに契約の解除事由(退園理由)をあらかじめ記載しておくことが適切と考えられる。
 - ただし、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園、地域型保育事業については、施設の請求により市町村が代行徴収できる仕組みが法定されており、市町村が適切に代行徴収を行っている間は、施設の判断で利用契約を解除することは基本的に認められない。
 - また、利用契約を解除する場合であっても、特に2号認定・3号認定の子どもに係る場合は、施設・事業者から市町村に事前に通知することとし、市町村において個別軽減(収入の激減等が認められる場合の緊急的な所得階層区分の変更)や一般の保育所への利用のあっせん等の措置を講じることが求められる。さらに、一般の保育所の空きがない場合等、そのような措置を取った上でなお、保育の提供が困難な状況が発生した場合には、児童福祉法第24条第6項に規定する「措置」の対象とすることも想定される。
- ※ 保育所については、公立・私立を問わず保護者と市町村間の契約となるため、市町村は児童福祉法に基づき保育所における保育の実施義務を負い、また、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることから利用者負担の滞納による利用契約の解除をすることはできない。

4. 参照条文

◎子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（市町村によるあっせん及び要請）

第42条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

※特定地域型保育事業者についても、第39条において同じ規定

◎教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

（二）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（1）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（抜粋）

また、市町村は、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うとともに、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

5. 利用者負担

利用者負担のイメージ（月額）

- 新制度における利用者負担は、国が定める水準を限度として世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、市町村が定める。
- 以下のイメージは、国が定める水準(国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付けとなるもの)であり、現行の私立施設の保育料設定を基礎に設定しているもの。

教育標準時間認定の子ども

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

保育認定の子ども

(満3歳以上)

(満3歳未満)

階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※ ①～⑤：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ ただし、給付単価を限度とする。

※ 幼稚園年少から小学校3年の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

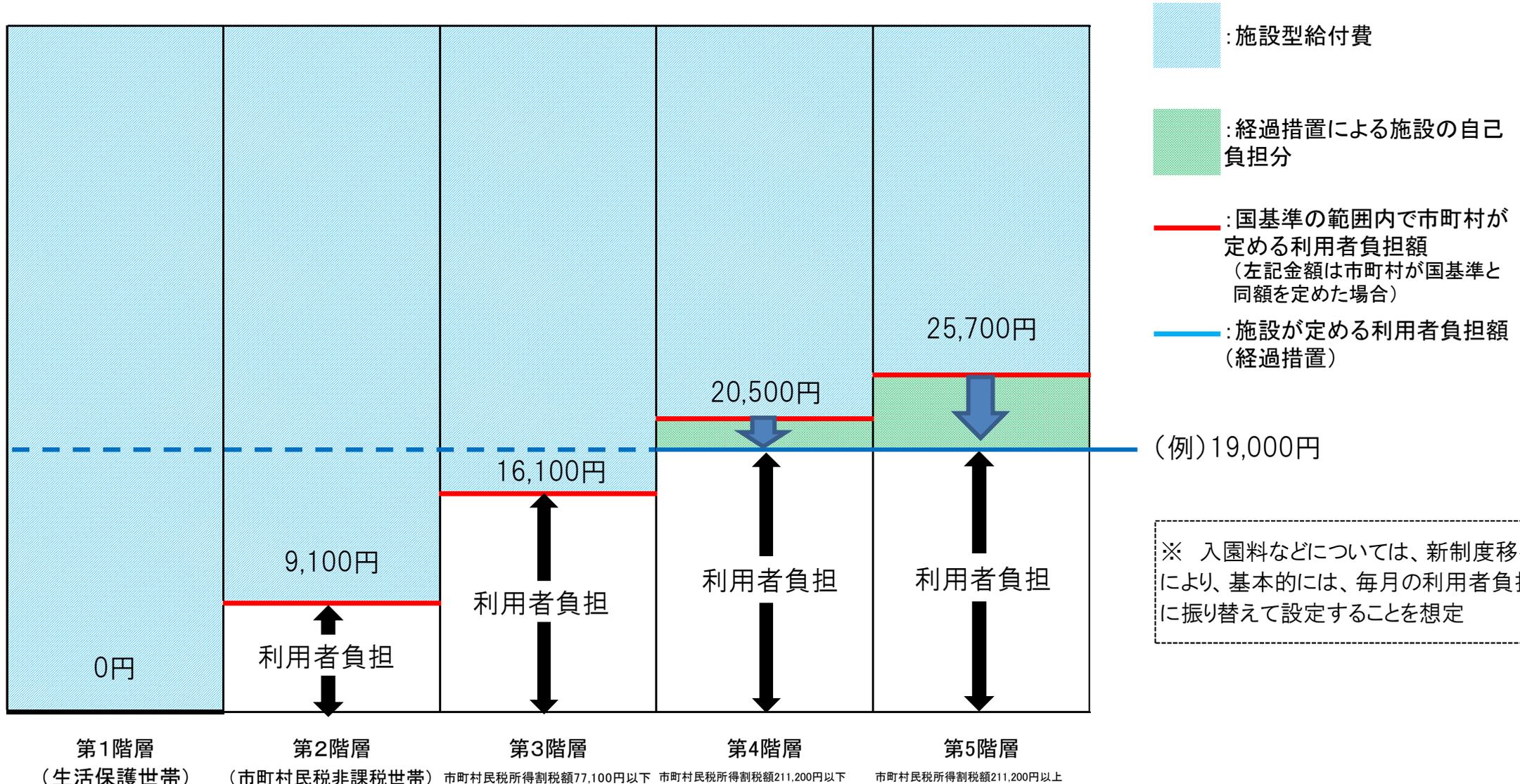
※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

経過措置による対応（基本的なイメージ例）

○新制度移行時点で、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料等を設定している私立幼稚園・認定こども園については、一定の要件のもとで、新制度移行後も引き続き低い利用者負担額で徴収することを認める経過措置を検討中

(例) 現在、保育料が毎月19,000円(入園料等も含めた毎月平均額)となっている私立幼稚園が経過措置を選択して、新制度移行後も毎月19,000円の利用者負担設定をする場合のイメージ



私立幼稚園・認定こども園に係る現行の納付金から新制度の利用者負担への移行

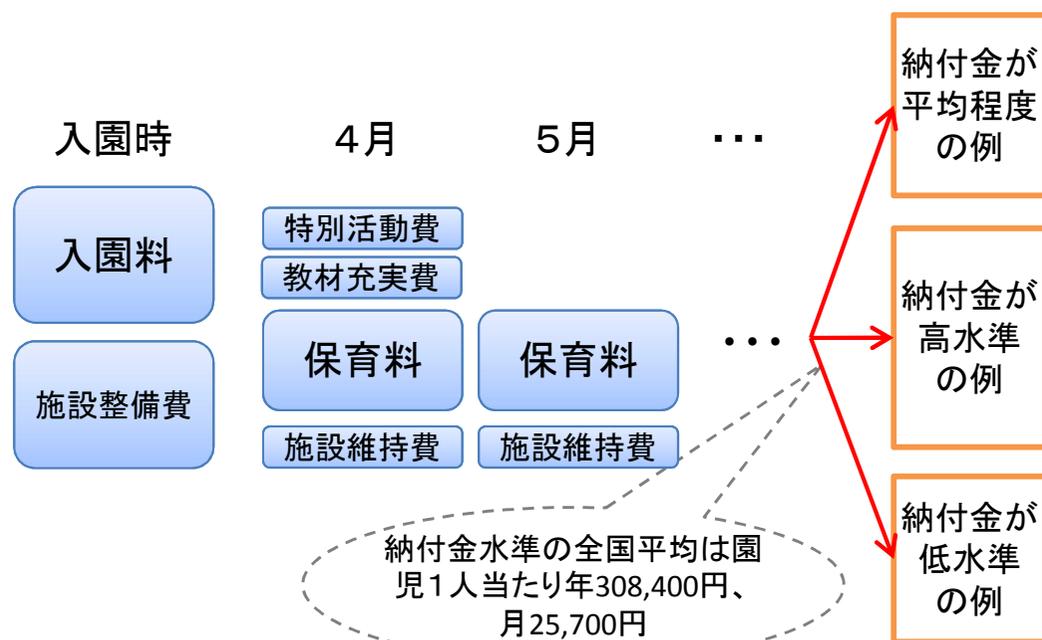
【教育標準時間認定の子ども】

- 新制度では、市町村の定める**基本負担額**(国基準(上限)の範囲内で世帯所得等に応じて定める)を毎月徴収する。
- 現在の納付金(名目のいかに問わず、園則に定めて全園児から徴収する全ての納付金。新制度で実費に移行する予定のものは除く。)の水準が全国平均(園児1人当たり年308,400円、月25,700円)を上回っている場合など、公定価格で賄えない費用があるときは、教育・保育の質向上の対価として**特定負担額**を定めて徴収することが可能(いわゆる「上乘せ徴収」)。
- 逆に、下回っている場合には、**経過措置**の適用により、在園児については、基本負担額に代えて現在の低額の納付金水準を継続可能。新規入園児についても、経過措置の対象とする。※5年経過時点で市町村の基本負担額に合わせるよう努めることが基本

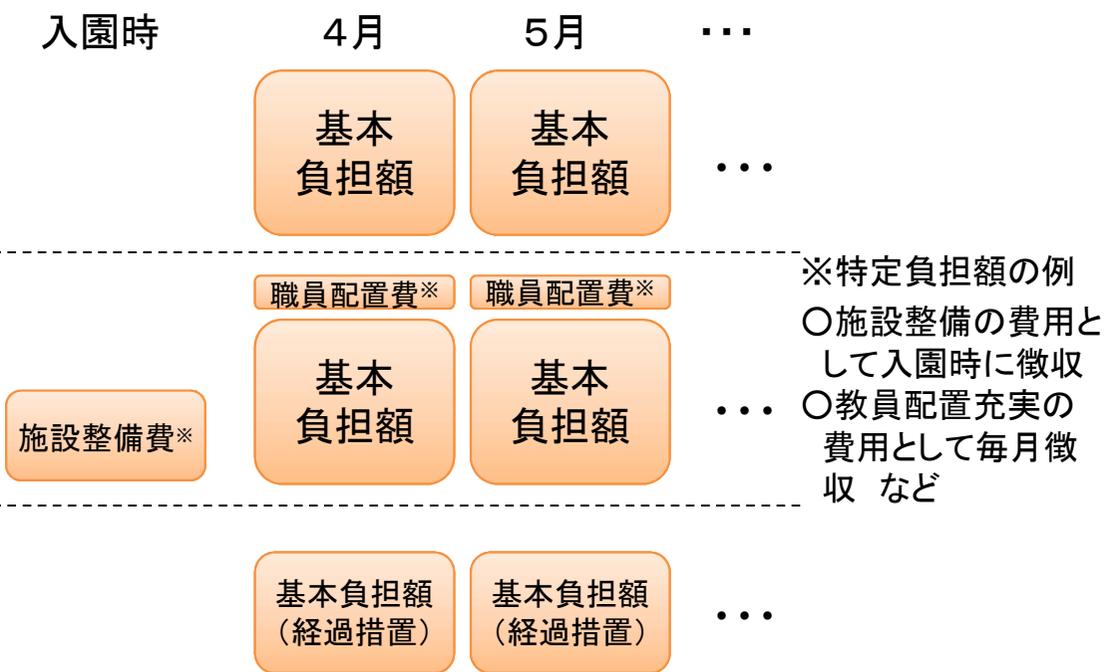
【新制度移行時点で保育時間認定となる子ども】

- 基本負担額(保育認定)を毎月徴収。公定価格(保育認定)で賄えない費用があるときは、特定負担額を徴収が可能。
- 現行の保育料等(預かり保育の利用料を含む)が基本負担額を下回っている場合には、在園児については、経過措置の適用が可能。 ※5年経過時点で見直しを検討(新規入園児については、経過措置の対象外)

《現在の納付金の徴収フロー》



《新制度での利用者負担の徴収フロー》



(注) 在園児について新しい利用者負担と既納の入園料が重複するときは、一部不徴収や返還(相殺)の扱いとすることが適当。

私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方①

【ケース1】現行の納付金水準が全国平均よりも高い場合

- 施設別に教育・保育の質向上の対価として定める**特定負担額**(いわゆる「上乘せ徴収」)は、各施設の経営判断により実施するものであり、市町村への事前の協議や承認を要しない。
- その際、市町村の**基本負担額**の決定を待つ必要はなく、
 - ①教育・保育に要する費用水準(現在の総運営費)を確保する(私学助成の一般補助との比較を前提)
 - ②現行の納付金水準からの保護者負担増を避ける(就園奨励補助前の納付金と国基準の利用者負担額による算定を前提)等の考え方から、各施設において**特定負担額**の具体的な額を設定することが考えられる。
- 秋の募集時点では、国基準を前提とした基本負担額(市町村の案が示されていればその額)と特定負担額の案を示し、最終的には市町村の決定により負担内容が決まる旨を示すことで、施設としての説明責任は十分に果たされると考えられる。

留意点

- (1) 現在は納付金の設定全体が各施設に委ねられているが、新制度では特定負担額の設定やその額などについて経営判断を行うことになる。
- (2) 基本負担額は国基準(上限)の範囲内で市町村が定める仕組みであるので、国基準と異なる額が定められた場合、現在のイメージ額よりも保護者の負担軽減が図られることはあっても負担が増加するものではない。同様に、国基準についても、現在のイメージ額よりも高い額で決定されることはないように調整を進める意向であり、負担増となることは想定していない。
- (3) 公定価格による収入は、市町村の基本負担額が国基準と異なる場合でも、市町村の基本負担額的水準にかかわらず同額となるよう市町村が施設型給付費を増額させることとなるため、施設の運営費収入が減少するものではない。
- (4) 在園児の既納の入園料等と新制度の利用者負担(基本負担額及び特定負担額)とで重複することとなる分については、特定負担額を新たに徴収しない、又はその一部を返還(相殺)することが適当。

私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方②

【ケース2】現行の納付金水準が全国平均よりも低い場合

- 現在の納付金水準が低い場合には、基本負担額の国基準(上限)は納付金水準の全国平均をもとにしているため、高所得世帯(国基準の第⑤階層など)で保護者の負担増となる。
- このため、在園児については、各施設の判断により、現在の納付金水準に基づく低い利用者負担を設定できる経過措置を設ける予定であり、当該経過措置により保護者の負担増を回避することも考えられる。
- 新規入園児については、教育標準時間認定の子どもに限り、引き続き低い利用者負担設定を認める経過措置の適用対象とする。 ※5年経過時点で市町村の基本負担額に合わせるよう努めることが基本
- 秋募集時点では、経過措置により低い利用者負担設定とするかどうかを決定の上、経過措置による場合には、
 - ①国基準を前提とした**基本負担額**(市町村の案が示されていればその額)
 - ②基本負担額がどのように決定されてもそれ以上は徴収しないものとして**現在の納付金水準を踏まえて設定する額**による徴収予定額の案(P45のイメージを参照)を示すこと、最終的には市町村の決定により負担内容が決まる旨を示すことで、施設としての説明責任は十分に果たされると考えられる。
経過措置によらない場合には、ケース1と同じとなる。

留意点

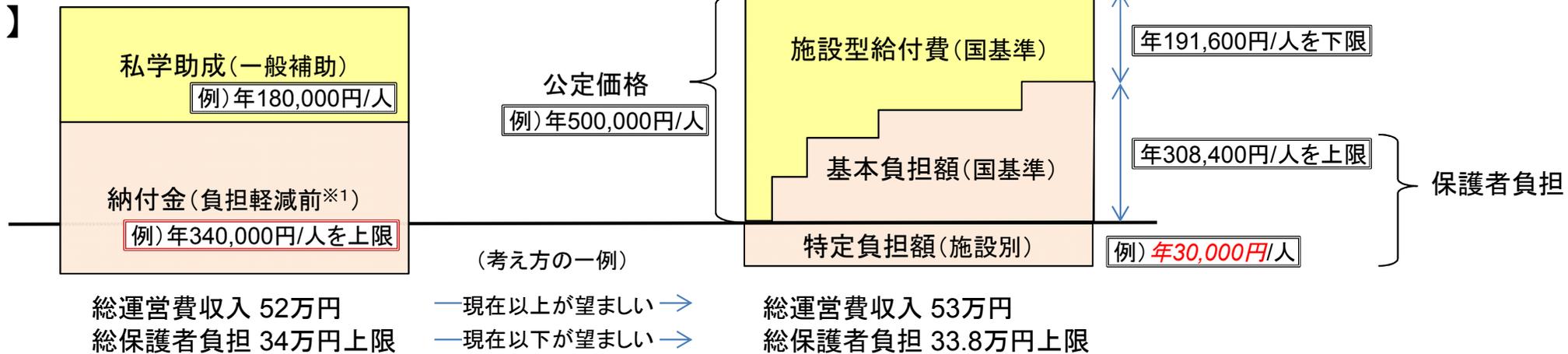
- (1)経過措置を適用せず市町村の定める基本負担額とする場合でも、国基準(上限)の範囲内で市町村が定める仕組みであるので、国基準と異なる額が定められた場合には、実際の負担増は少なくなる(基本負担額が低廉に設定されれば、現在よりも負担軽減が図られる可能性もある)。
- (2)経過措置を適用する場合でも、公定価格(給付費)自体は下げない整理であり、低所得世帯では公定価格どおりの収入となるが、高所得世帯では本来の基本負担額と経過措置の差額分だけ収入が公定価格を下回る(市町村の基本負担額が低廉に設定されれば、公定価格に近づく)。
- (3)在園児の既納の入園料等と新制度の利用者負担(基本負担額)とで重複することとなる分については、その一部を返還(相殺)することが適当。

私立幼稚園・認定こども園に係る利用者負担の設定の考え方例

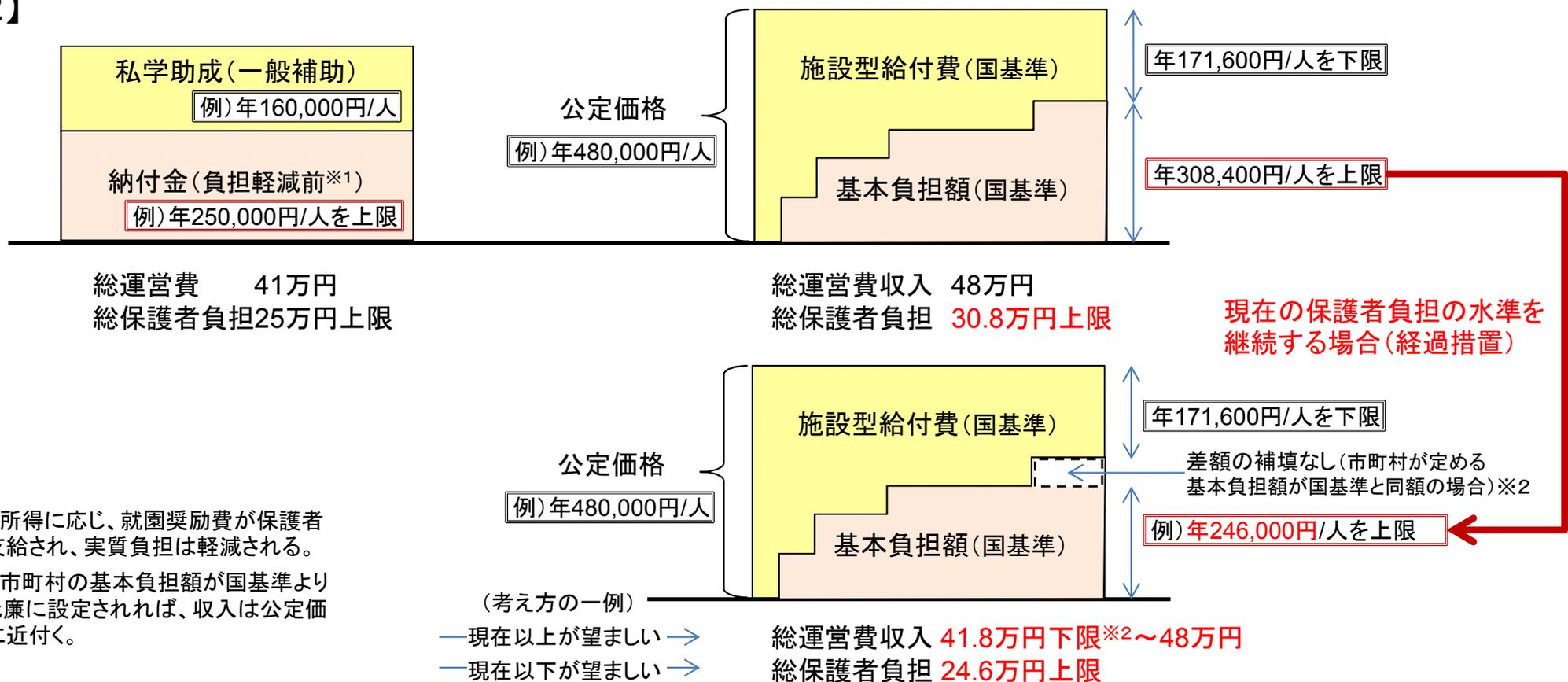
《現行》

《新制度》(市町村の基本負担額が国基準と同額の場合の例)

【ケース1】



【ケース2】



※1 所得に応じ、就園奨励費が保護者に支給され、実質負担は軽減される。

※2 市町村の基本負担額が国基準よりも低廉に設定されれば、収入は公定価格に近づく。

施設別の特定負担額に関する留意事項

- 市町村の定める基本負担額に加えて、施設により特定負担額を徴収する場合には(いわゆる「上乘せ徴収」)、事前説明・書面同意の事前手続を通じて説明責任を果たすことが必要。
 - ・ 現在の募集や契約手続における納付金に関する説明・同意と基本的に変わるものではない。
 - ※ 契約時の説明書の運用を今後整理する予定。
 - ・ 特定負担額の使途の説明に当たっては、教育・保育の質の向上に向けた取組に充てることを明示した適切な費目を設定することが考えられる。複数の費目とその合計額を示した形で入園料という名目で徴収する対応も考えられる。
 - ＜個別の費目例＞ ①施設整備費、②施設維持費、③特定職員配置費、④特定職員人件費、
 ⑤研修充実費、⑥〇〇教育経費、⑦〇〇職員雇用費 等
 - ＜複数費目と合計額を示す例＞ 入園料(施設整備費及び研修充実費) 〇円
- 特定負担額の徴収時期に制限はない(入園時、毎月、進級時、それらの組合せなど、事前に説明・同意を得た徴収時期に実施)。
 - ※ 特定負担額は教育・保育に要する費用の一部を構成するものであるため、入園前に納付した後に入園辞退することとなった場合には、原則として返還が必要と考えられる。他方、園児として受け入れるための事務手続等に要する費用については、必ずしも返還は不要と考えられる。私立大学・各種学校に関する平成18年11月27日最高裁判決・平成18年12月22日最高裁判決を踏まえた対応を基本とし、トラブルを防止する観点からは、返還条件などをあらかじめ示しておくことが望ましい。辞退者からのみ手数料を徴することも考えられる。
 - ※ 幼稚園の入園料は実質的に教育・保育に要する費用に充てられているが、それらに直接的に該当しない園児の受入準備費用などが含まれる場合もある。こうした費用については、特定負担額の事前手続の規制の対象ではなく、特定負担額とは切り分けた上で、民事・消費者契約として適切に運用することを前提に引き続き徴収することに問題ない。
- 特定負担額は、教育・保育に要する費用であり、消費税非課税となる。
- 特定負担額は、園則に記載することが必要(園則の定めで運営規程に代えられる)。
 - ※ 特定負担額に係る園則変更については、例えば入園内定時に特定負担額の一部を徴収するため早期に届出を行う必要があるような場合を除き、市町村の基本負担額を見極めるため年明けから年度末にかけての届出が一般的になると考えられる。

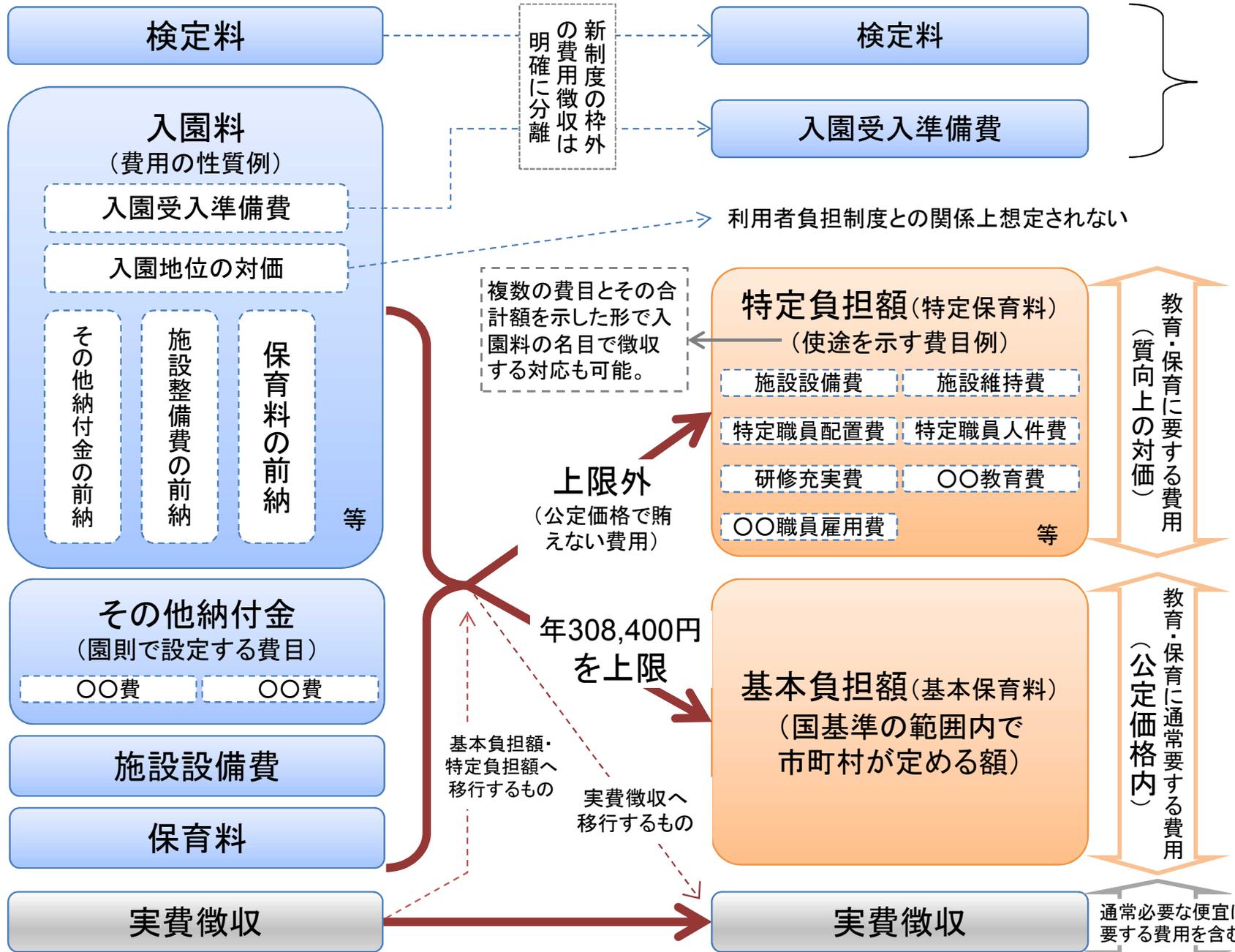
【保護者への周知例】

- ・当園においては、園児の居住する市町村の定める基本負担額を毎月(8月も含みます。)徴収します。
- ・また、各施設で定める特定負担額として、以下のとおり徴収します。
 - 施設整備費及び研修充実費 入園時に20,000円
 - 職員配置充実費 毎月1,500円
- ・これらのほか、学用品、標準服など、必要に応じて実費を徴収します。

納付金等の徴收費目の変更イメージ

【現行】

【新制度】



⇒新制度の費用徴収ルール (運営基準)の対象外。民事・消費者契約として引き続き適切に運用。

納付後の入園辞退時は返還不要。(辞退者からのみ手数料を徴収することも考えられる。)

募集時に説明 (額・用途・徴収時期) + 契約時に書面同意

⇒左記のような適切な費目を設定して用途を説明。

教育・保育に要する費用であるので、前納後の入園辞退時は原則返還が必要。

※ 利用者負担制度に基づき当然に必要なとなるが、募集時にも可能な範囲で額を説明することが望ましく、教育・保育の提供開始時に正式な市町村の基本負担額を説明。

徴収前に説明+同意

実費徴収に関する留意事項

- 実費徴収の対象は以下のとおり。
 - 1 教材、学用品、制服、アルバム等
 - 2 特別行事、園外活動等
 - 3 1号認定子どもの給食(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)、2号認定子どもの主食
 - 4 スクールバス(人件費の一部は公定価格の加算に含まれる)
 - 5 その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用(PTA会費等)
- 実費徴収は、その都度説明し、保護者の同意(書面同意は不要)を得る。
- 上記の対象の該当費目については、公定価格の設定に当たって、その全部又は一部を保護者の負担に求めることを前提としているものであるが、これらに該当する実費を徴収しなければならないものではなく、徴収の要否や額の設定は、各施設の判断である。
- 実費徴収は、給付に係る教育・保育に要する費用として、消費税非課税(関連通達は現時点で未発出)。
- 実費徴収は、園則に記載する必要はない。

(参考)給食の実施に要する費用に関する整理

【基本的な考え方】

- ・ 公定価格では、調理員の人件費、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食の材料費を積算。
- ・ 市町村の定める基本負担額には、生活保護世帯を除き、2号子どもの副食及び3号子どもの主食・副食材料費を含めており、これらの材料費を重複して徴収することは不可。公定価格に含まれない2号子どもの主食材料費は、実費徴収が基本。
- ・ 1号子どもの給食費については、非常勤の調理員の人件費のみ公定価格に計上している(給食実施加算)。このため、不足分の人件費等は特定負担額として施設で徴収可能であり(上乘せ徴収)、給食材料費は実費徴収が基本。

【1号子どもに係る給食費の実際の徴収方法】

- ・ 施設型給付費には用途制限がある訳ではなく、また、外部委託する際など内訳が明記できない場合もある。また、施設にとっても保護者にとっても、給食に要する費用として一括して請求・支払を行う方が分かりやすい面もある。
 - ⇒ 対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収することも可能。
- ・ 保育料に食育の観点から実施する給食に要する費用を含める場合があり、就園奨励費の対象経費でもある。
 - ⇒ 特定負担額又は実費を徴収しないこととすることも可能。

利用者負担額、上乗せ徴収、実費徴収等

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (平成26年内閣府令第39号)

(利用者負担額等の受領)

第13条

- 1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額…（中略）…の支払いを受けるものとする。
- 2 略
- 3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

利用者負担額

国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める額（※）

上乗せ徴収

質向上の対価

実費徴収

事前手続

用途・額・理由の書面明示、保護者への説明・同意が必要（上乗せ徴収は書面同意）

※低額の保育料の取扱い

- 新制度の市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる（詳細は今後整理）。

利用者負担に係る学則(園則)の記載方法

- 幼稚園における保育料や入園料等は、学校教育法施行規則第4条第1項に定める学則(園則)記載事項となっており、**新制度に移行する幼稚園についても引き続き、学則(園則)に記載することが必要。**
- 一方、新制度の「**保育料(基本負担額)**」は、**国が定める基準を限度として保護者の世帯所得等に応じて市町村が定める額となる**ことから、**具体の金額を学則(園則)に記載する必要はなく、例えば、「園児が居住する市町村が定める額を徴収する。」という記載ぶりで足りるものと考えられる。**
- また、「**上乗せ徴収(特定負担額)**」については、**具体の金額・費目と月額、年額、入園時等の別を記載することとし、「実費徴収」については、記載する必要は無い**(各園の判断により、記載することも可能)。
- 既存の幼稚園における学則(園則)の変更の届出は、**保護者から保育料等(「上乗せ徴収(特定負担額)」に該当するものも含む。)を徴収するまでに行うことが必要。**
 ※検定料については、新制度における利用者負担に該当しないため、従来どおりの取扱いとなる。

※この取扱いについては、**幼保連携型認定こども園の園則も同様(幼保連携型認定こども園の園則記載事項は、認定こども園法施行規則第16条)。**

【学則(園則)への記載イメージ】

経過措置により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定める額よりも低い保育料を設定する場合には、その旨も明記(例「保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額(〇〇〇円以上の階層区分に該当する場合は〇〇〇円)」)。

< 現行 > ※幼稚園の場合

(**入園料**、保育料等)

第〇条 本園の**入園料**、保育料等は次のとおりとする。

保育料(月額)	〇〇〇円
入園費	〇〇〇円
施設維持費(年額)	〇〇〇円
検定料	〇〇〇円

< 新制度 > ※幼稚園・幼保連携型認定こども園の場合

(保育料等)

第〇条 本園の保育料等は次のとおりとする。

保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額

施設整備費(年額)	〇〇〇円
研修充実費(年額)	〇〇〇円
施設維持費(年額)	〇〇〇円
検定料	〇〇〇円

上乗せ徴収(特定負担額)の例

入園時にいわゆる「入園料」として徴収する場合、「入園料(施設整備費及び研修充実費)」のように用途を明示する記載も可

※上記はあくまでイメージであり、全ての幼稚園の学則(園則)をこのとおりの記載ぶりに合わせることを求めるものではなく、現在定められている各園の学則(園則)をベースに適切に記載することで可。

6. 一時預かり事業、放課後児童クラブ

一時預かり事業（幼稚園型）の創設

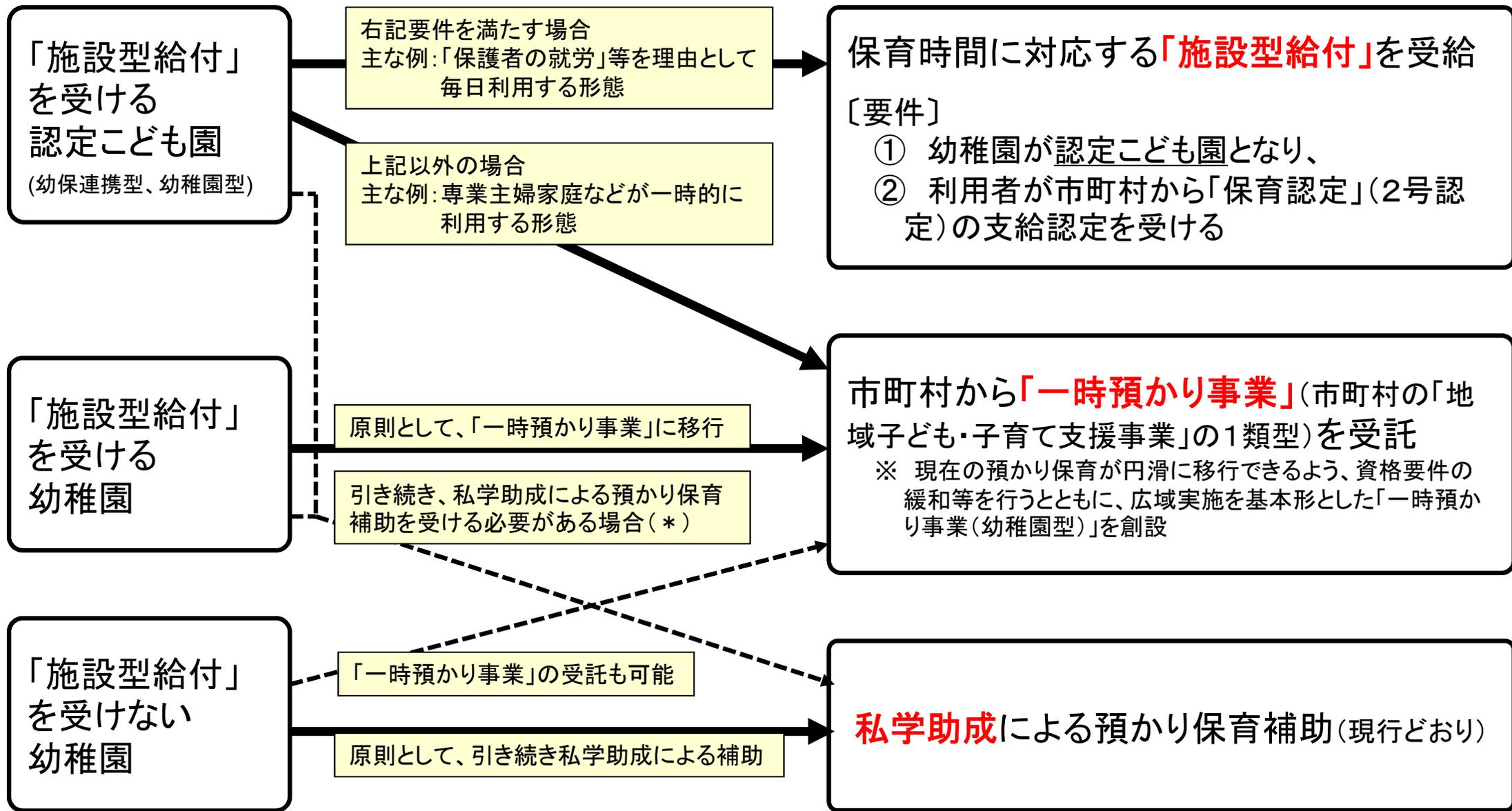
幼稚園の「預かり保育」については、私学助成等から円滑な移行ができるよう、幼稚園等が主に園児（教育標準時間認定の子ども（1号認定子ども））を対象に行う「幼稚園型一時預かり事業」を創設

		「幼稚園型」の要件等								
実施主体		市町村 （子ども・子育て支援法に基づく「 地域子ども・子育て支援事業 」として実施）								
実施場所		幼稚園又は認定こども園								
対象児童		在籍園児 （教育標準時間認定（1号認定）の子ども） ※ 保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育とも一括して施設型給付の対象 園児以外の子ども一時預かりも併せて実施可								
職員	職員数	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1</td> <td>1・2歳児</td> <td>6:1</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1</td> <td>4歳以上児</td> <td>30:1</td> </tr> </table> 2人以上の配置を求めるが、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、 1人で可 ※ 担当職員は常勤・非常勤を問わない	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1	3歳児	20:1	4歳以上児	30:1
	0歳児	3:1	1・2歳児	6:1						
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1							
	資格	保育士又は 幼稚園教諭（3歳以上児に限る）								
設備・面積	保育室等	認可保育所と同じ <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>2歳以上児</td> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>1.98㎡/人</td> </tr> <tr> <td>2歳未満児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65㎡/人</td> </tr> </table> ほふく室 3.3㎡/人 など	2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人	2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人		
		2歳以上児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人						
2歳未満児	乳児室	1.65㎡/人								
		※ 通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可								
補助単価		一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討								
実施形態		利用者の 居住市町村が園に委託等して実施 （当該市町村域外に所在する園も含む）することを基本とする（関係市町村間で調整が付く場合は、施設所在市町村が実施可） ※施設型給付と同様の形態								
その他		事業開始時に都道府県知事（指定都市、中核市の長）に事前の届出（児童福祉法第34条の12）								

（参考）

- 一時預かり事業（安心子ども基金（H25））・・・保育所型と地域密着型の2類型があり、1,165市区町村（全国の67%）、7,656か所（うち保育所型7,311か所）で実施（幼稚園の実績はほとんどなし）。※H26から「一時預かり事業（一般型）」（保育緊急確保事業）として実施。
- 預かり保育推進事業（私学助成）・・・全都道府県で7,454園（私立幼稚園の94%）で実施。

幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱い



(*) 市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合や、従来の「預かり保育」の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置(ただし、現在、都道府県による私学助成の預かり保育補助を受けている園に限る)

(注) 私学助成を受けることができるのは、原則として、学校法人立の私立幼稚園に限られる。

幼稚園の「預かり保育」への財政支援の変化

現行の私学助成

- 補助の実施主体 都道府県
- 補助基準額(国基準)(国1/2)
年間 65万円~228万円(平成26年度予算)
※平均の担当者数と実施時間等により設定
※実際の補助額は都道府県により異なる
※補助実績の平均 約137万円/園
(平成24年度実績)
- 利用者負担
各園で設定
※補助実施園の平均 約168万円/園
(平成23年度実績)

一時預かり事業(幼稚園型)

- 実施主体 市町村(居住地市町村実施が基本形)
- 補助基準額(国基準)(国1/3、都道府県1/3)
1人1日当たり 400円(仮単価)
(上限・下限を設定)(休日加算・長時間加算あり)
- 利用者負担 各市町村が設定
※ 国として一律の基準は設けない。
※ 現状は各園の設定に委ねていることを踏まえると、私立については各園の設定に委ねることが想定される。
- 保育士・幼稚園教諭(3才以上児に限る)の配置基準は
保育所と同じ(詳細はP. 1参照)

【費用総額 290億円】

総額 210億円



総額 80億円



※平成25年度予算等による推計

量拡充

・私学助成からの移行分の
実施を確保

新制度の一時預かり事業に移行
(一部は現行の私学助成に残る)

質改善

- ・小規模園でも実施できるよう、
非常勤保育者を配置
- ・保育短時間利用の保護者負担
との公平性を確保

【費用総額290億円

+ 約30億円(質改善公費増)】



※金額は仮に10割移行したと仮定した場合の額
※公費補助額は基本的には1/2を前提とするが、
頻回利用者の保護者負担軽減を図るため、1/2
を超える想定。

一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について（1）

※ 一時預かり事業（幼稚園型）は、新制度施行により新規に実施する事業であること、現行の補助単価とは大きく体系を変えるものであること、事業者や市町村などの現場からの要請がきわめて強いことから、現時点で考えられる補助単価のイメージ額を仮にお示しするもの。

なお、この仮単価は0.7兆円の範囲内での質改善を反映した場合の金額であり、各年度の単価は、当該各年度の予算編成過程で決定される。

1. 方針

(1) 対応方針（平成25年12月26日子ども・子育て会議とりまとめ）

○利用児童1日当たり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助を行うこととし、下記の方角で検討する。

- ・事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設けることとする。
- ・長期休業日等に実施する場合や長時間の預かりを実施する場合は、追加的な職員配置の必要性を個別に考慮し、加算を行うこととする。
- ・園児以外の子どもを受け入れる場合は、終日の職員配置を前提に、別単価を設定することとする。

○補助単価については、一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえ検討する。

(2) 考え方

○補助単価は、現行の預かり保育（都道府県による私学助成）の標準的水準を踏まえ、利用料との負担割合は、基本的に1：1を想定したうえで、定額補助（補助率は定めない）。なお、小規模施設については、利用者負担軽減のため別途配慮。

○小規模施設においても少なくとも1名の職員（非常勤）を配置できるよう、補助額（基本分）の下限を設定。
（上限については、一時預かり事業（一般型）の上限額を適用）

○休日（土曜日等の週休日）に実施する場合は、別途、休日単価を適用。
（職員の勤務状況等を考慮し、夏休み等の長期休業日は基本分単価を適用）

○長時間の預かりを行う場合は、別途、延長分の加算単価を基本分単価に追加して適用。

○園児以外の子どもを受け入れる場合の補助単価については、一時預かり事業（一般型）の単価を踏まえつつ、今後、予算編成過程において検討。

一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について（2）

2. 補助単価（園児1人当たり日額）

(1) 基本分単価

① 通常単価 400円

○ 1日当たり平均利用園児数8名（年間延べ利用見込み人数2,000人）を超える施設に適用

② 小規模施設単価 利用規模（年間延利用見込み人数）に応じ下記により算定した額

次のA及びBによりそれぞれ算定した額の合計額（10円未満切り捨て）

A 800千円を当該施設における年間延べ利用見込み人数（平日のみ）で除した額（小数点以下四捨五入）

B 上記Aの額から①の額を減じた額

（例）年間延べ利用見込み人数1,000人（1日当たり平均4人）の場合

$$A \quad 800千円 \div 1,000人 = 800円$$

$$B \quad 800円 - 400円 = 400円 \quad \Rightarrow \quad A+B = 1,200円$$

[設定の考え方]

○ 1日当たり平均利用園児数8名（年間延べ利用見込み人数2,000人）以下の施設に適用

○ 1施設当たり想定事業費額を年額1,600千円、補助下限額を年額800千円に設定（A）

○ 小規模施設の利用料が高額化しないよう利用者の負担軽減に配慮（B）

(2) 休日単価 補助単価（園児1人当たり日額） 800円

※主に土曜日に実施する場合の終日の職員配置を踏まえ単価を設定。

(3) 長時間加算単価 補助単価（園児1人当たり日額） 100円

※1日当たり4時間（休日は8時間）を超えて実施する場合に、上記①～③の単価に加算。

3. 利用料

○事業者において利用料を徴収できる。市町村で定める場合は、私学助成下での実施状況からの移行に配慮する。

○補助単価と同額の日額利用料（2. (1)②にあっては単価にかかわらず400円）を徴収することを想定して補助単価を積算しているが、補助率の定めのない定額補助であるため、設定額や徴収時期（日額、月額・年額（登録料）との組合せなど）の基準は定めない。

一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について（3）

【平均的規模の施設における一例】

- ・平日）実施日数：250日（週5日×50週 ※長期休業期間含む）、1日平均利用者数：16人
- ・休日）実施日数：50日（週1日×50週）、1日平均利用者数：8人
- ・長時間預かり 実施日：250日（※平日のみ）、1日平均利用者数：8人

○基本分	400円×16人×250日＝ 1,600千円	想定利用料	1,600千円
○休日分	800円×8人×50日＝ 320千円		320千円
○長時間加算	100円×8人×250日＝ 200千円		200千円
公費補助額		計 2,120千円 (a)	計 2,120千円 (b)

想定利用料を含む総収入（事業費総額） 計 4,240千円 (a)+(b)

【小規模施設における一例】

- ・平日）実施日数：250日（週5日×50週 ※長期休業期間含む）、1日平均利用者数：6人
- ・休日）実施日数：50日（週1日×50週）、1日平均利用者数：3人
- ・長時間預かり 実施日：250日（※平日のみ）、1日平均利用者数：3人

○基本分	660円(※)×6人×250日＝ 990千円	想定利用料	600千円
	A 800千円÷1,500人(6人×250日)＝533円		(400円×6人×250日＝600千円)
	B 533円－400円＝133円		
	(※) A+B＝666円→660円		
		⇒ 想定事業費額として1,600千円を確保	

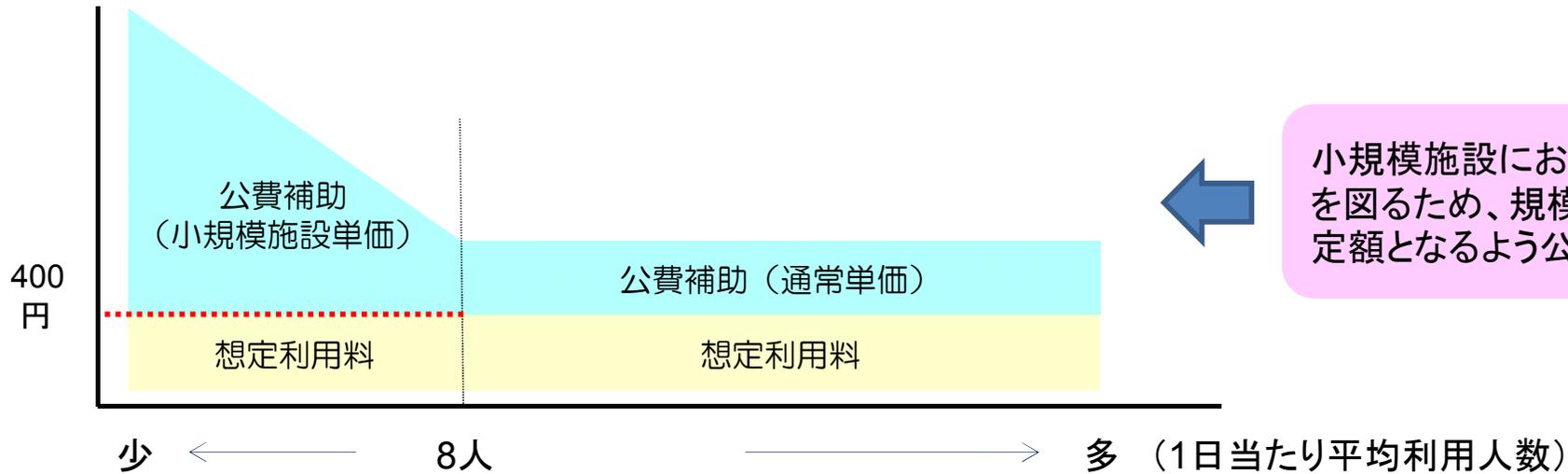
○休日分	800円×3人×50日＝ 120千円		120千円
○長時間加算	100円×3人×250日＝ 75千円		75千円
公費補助額		計 1,185千円 (a)	計 795千円 (b)

想定利用料を含む総収入（事業費総額） 計 1,980千円 (a)+(b)

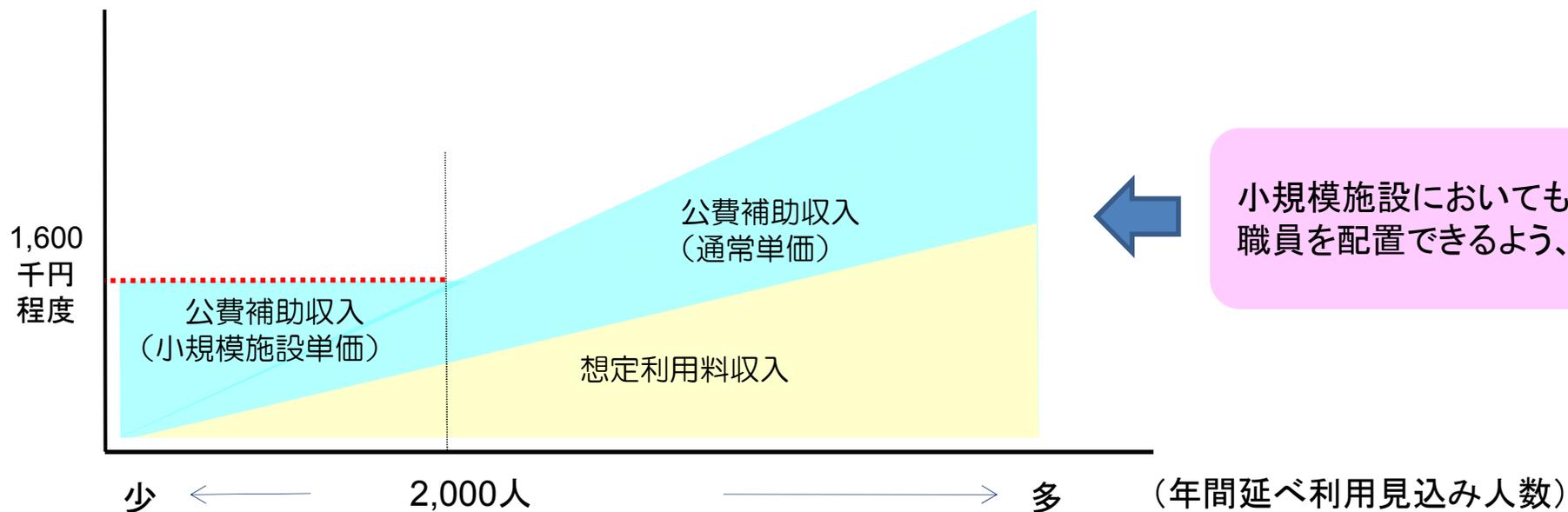
一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について（４）

【参考】事業規模に応じた補助仮単価（基本分）、想定利用料、事業者収入等[イメージ]

【基本分単価及び想定利用料】（園児1人当たり日額）



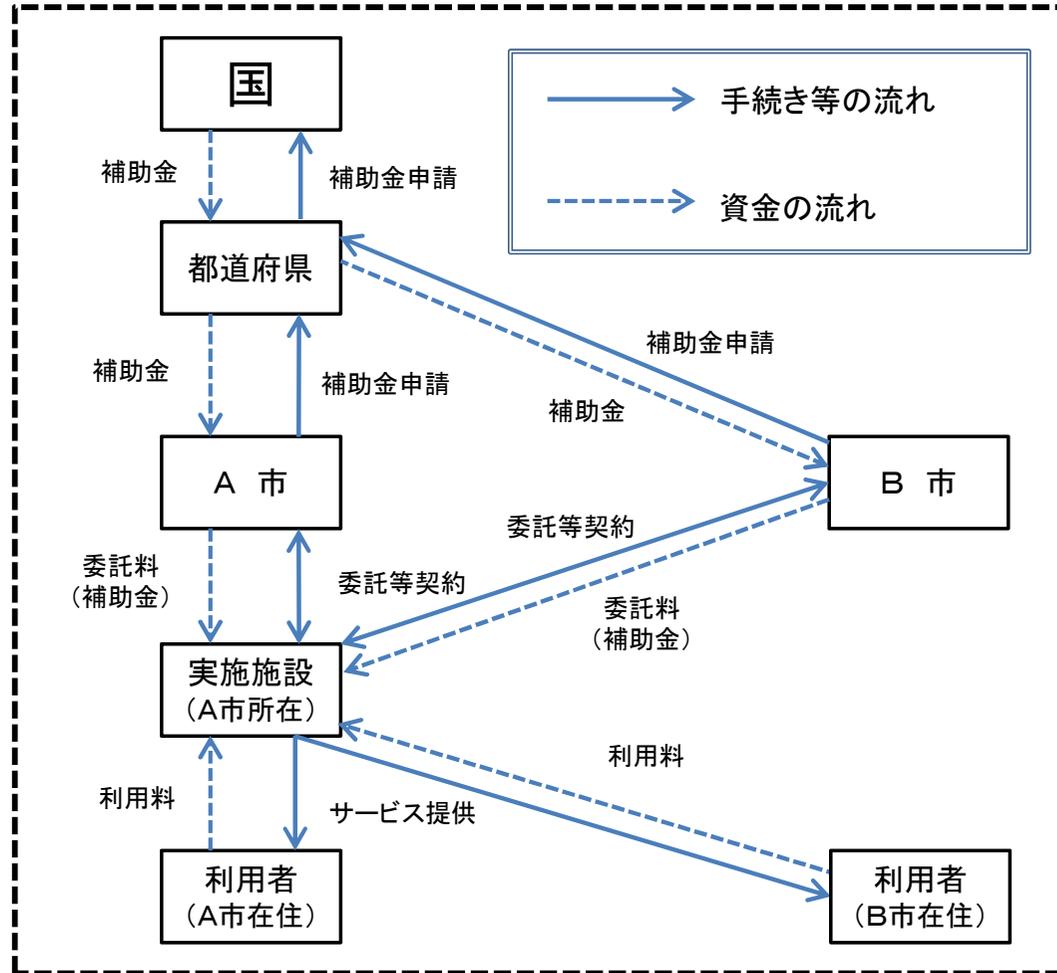
【総収入（事業費総額）】（施設当たり年額）



(参考) 基本的な実施形態

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について、市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が基本となる。

【利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形】



※ 利用者の居住市町村がそれぞれ補助金交付、施設との契約等を行う。

※ 実施施設の事務処理の簡素化の観点から、近隣市町村間において一部事務組合等を創設し、一部事務組合が請求を振り分ける等を行うことも考えられる。

※ 上図においては、都道府県への事務委任がなされた場合を想定。

(参考)関係法令

◎子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

十 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

◎児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の3

⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育(養護及び教育(第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第24条第2項を除き、以下同じ。)その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

◎社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第74条 第62条から第71条まで並びに第72条第1項及び第3項の規定は、他の法律によつて、その設置又開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

(参考)一時預かり事業として預かり保育を実施する場合の留意事項

○位置付け

教育課程に係る教育時間外の教育活動(学校教育法第25条・幼稚園教育要領)かつ、第2種社会福祉事業(児童福祉法第6条の3第7項・社会福祉法第2条第3項)

○事業実施に係る手続き等

厚生労働省令で定める事項を都道府県知事(指定都市、中核市の長)に届出(児童福祉法第34条の12)
(※学校教育法、社会福祉法上の手続きは不要)

○消費税法上の取扱い

消費税法別表第1に規定する教育に係る役務の提供又は第2種社会福祉事業によるサービスの提供に該当するため非課税

放課後児童クラブの基準について

- 放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった
- このため、「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」における議論を踏まえ、平成26年4月に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）を策定・公布した

※職員のみ従うべき基準（他の事項は参酌すべき基準）

<主な基準>

支援の目的

- 支援は、留守家庭児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない

職員（従うべき基準）

- 放課後児童支援員（※）を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）

※ 保育士、社会福祉士等（「児童の遊びを指導する者」の職員の資格）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者

※ 平成32年3月31日までの間は、都道府県知事が行う研修を修了した者に、修了することを予定している者を含む

開所日数

- 原則1年につき250日以上

※ その地方における保護者の就労日数、授業の休業日等を考慮して、事業を行う者が定める

その他

- 非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生時の対応 など

設備

- 専用区画（遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース）等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

児童の集団の規模

- 一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下

開所時間

- 土、日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日）
→ 原則1日につき8時間以上
- 平日（小学校授業の休業日以外の日）
→ 原則1日につき3時間以上

※ その地方における保護者の労働時間、授業の終了時刻等を考慮して事業を行う者が定める

放課後子ども総合プランについて

※産業競争力会議課題別会合(第4回)
(平成26年5月28日)資料2

◇一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備

「小1の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保

次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境を整備

○放課後児童クラブの拡充

- 賃借によるクラブ開設を支援
- 幼稚園等の活用の支援を充実
- 高齢者、主婦等による送迎を支援
- 開所時間の延長を促進
- 女性の活躍の推進等による担い手の確保

○一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の強力な推進

- モデルケースを地方公共団体に提示
 - ※ 一体型でない場合についても、連携のモデルケースを提示する。
- 一体型の整備の支援を充実

○放課後子供教室の拡充

- 全ての児童を対象とした学習支援・多様なプログラムの充実
- 大学生、企業OB、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画促進

※ 国は、市町村行動計画を策定して整備する市町村に対し、財政支援

次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づき推進

学校の余裕教室等を徹底活用
(別紙参照)

■ 放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人分を新たに整備

(約90万人⇒約120万人)

■ 全小学校区(約2万か所)で一体的に、又は連携して実施

➢ 約1万か所以上を一体型とする
(約600か所⇒約1万か所以上)

※ 同じ学校内等で、地域のニーズに応じ、毎日又は定期的に、一体的に実施

※ 一体型でない放課後児童クラブと放課後子供教室についても連携して実施

※ 全小学校区で放課後子供教室を整備(約1万か所⇒約2万か所)

◇民間サービスを活用した多様なニーズへの対応

※ 必要な予算については、今後平成27年度予算等において要求

サービスの水準・種類に対する多様なニーズに対し、地域の民間サービスを活用し、公的な基盤整備と組み合わせ対応

→ 放課後児童クラブについて、本来事業に加え、高付加価値型のサービスを提供する民間企業の参入 等



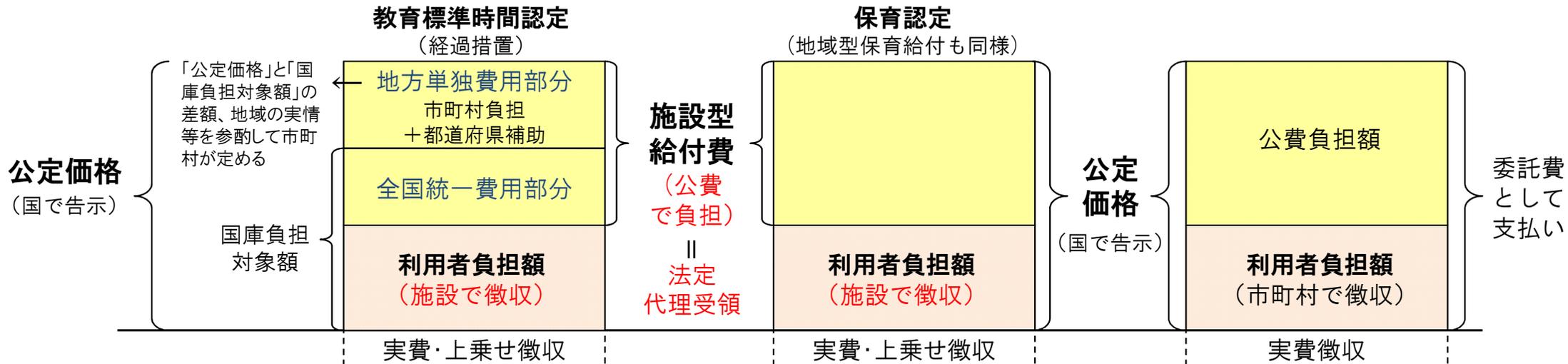
7. 公定価格の財政構造

公定価格の基本的構造

- 市町村の確認を受けた施設・事業は、公定価格により財政支援を保障。
 「公定価格」……教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 「利用者負担額」…政令で定める額を限度として保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※私立保育所は、公定価格全体を委託費として施設に支払う。
- 給付に係る財政措置は次のとおり。消費税増収分等を財源として、公私ともに質改善等が図られる。
 私立施設及び地域型保育給付 ……国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
 ※教育標準時間認定の子どもに係る給付・財政負担等については経過措置がある。
 公立施設（地域型保育給付を除く） ……市町村10／10（地方交付税措置による一般財源）
- 市町村が定める利用者負担額のほか、「実費徴収」（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の「上乗せ徴収」（教育・保育の質の向上を図るための対価。事前説明・書面同意を要する）も可。

《施設型給付》

《委託費》

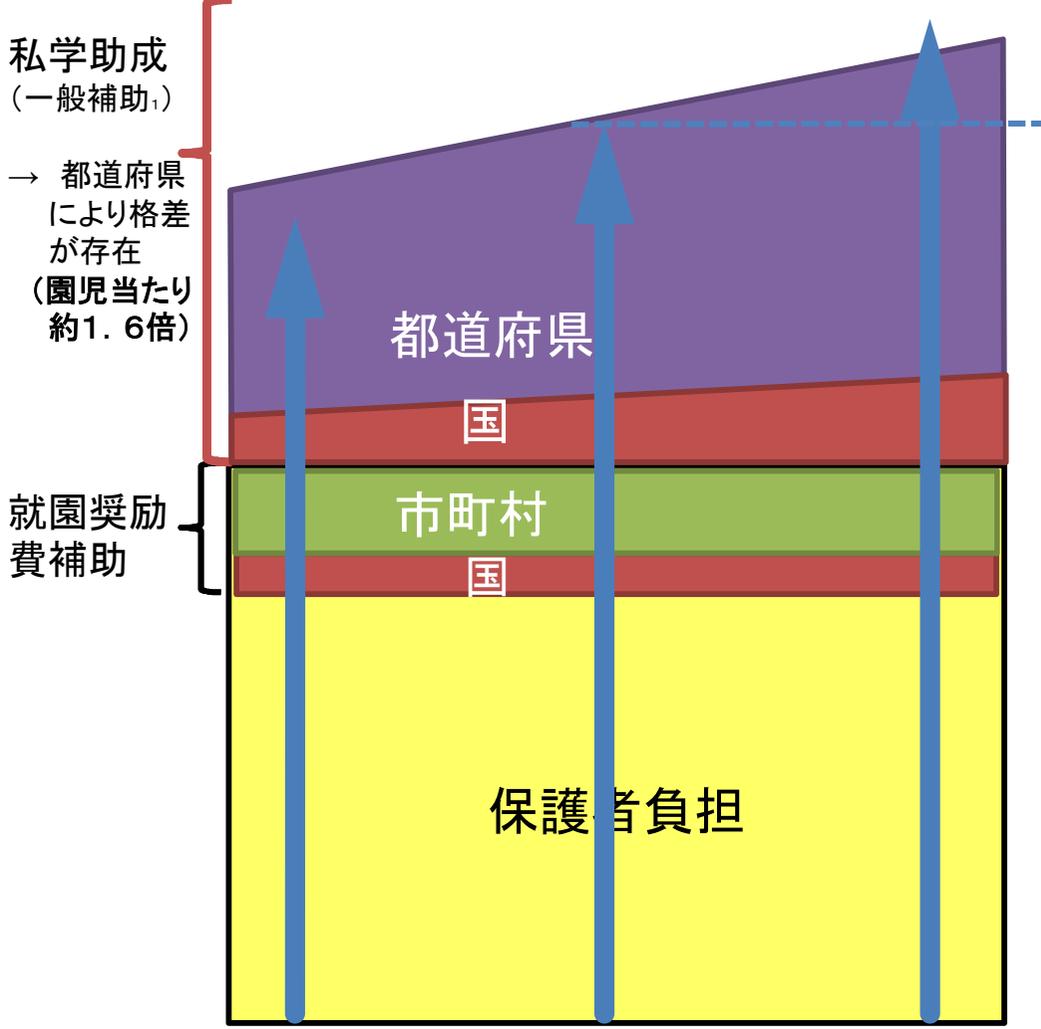


私立幼稚園の財政構造の変化

都道府県向け説明会
(平成26年9月4日)配布資料より

- 現状の私立幼稚園への財政支援の水準は、都道府県等により格差があるが、新制度における国が設定する財政支援(公定価格)の水準は、地方単独費用部分も含め、全国的水準を前提として、公定価格の基準設定及び地方財政措置を講ずる。
- 具体的な地方財政措置のあり方については、関係省庁と調整中。

現状(私学助成等)



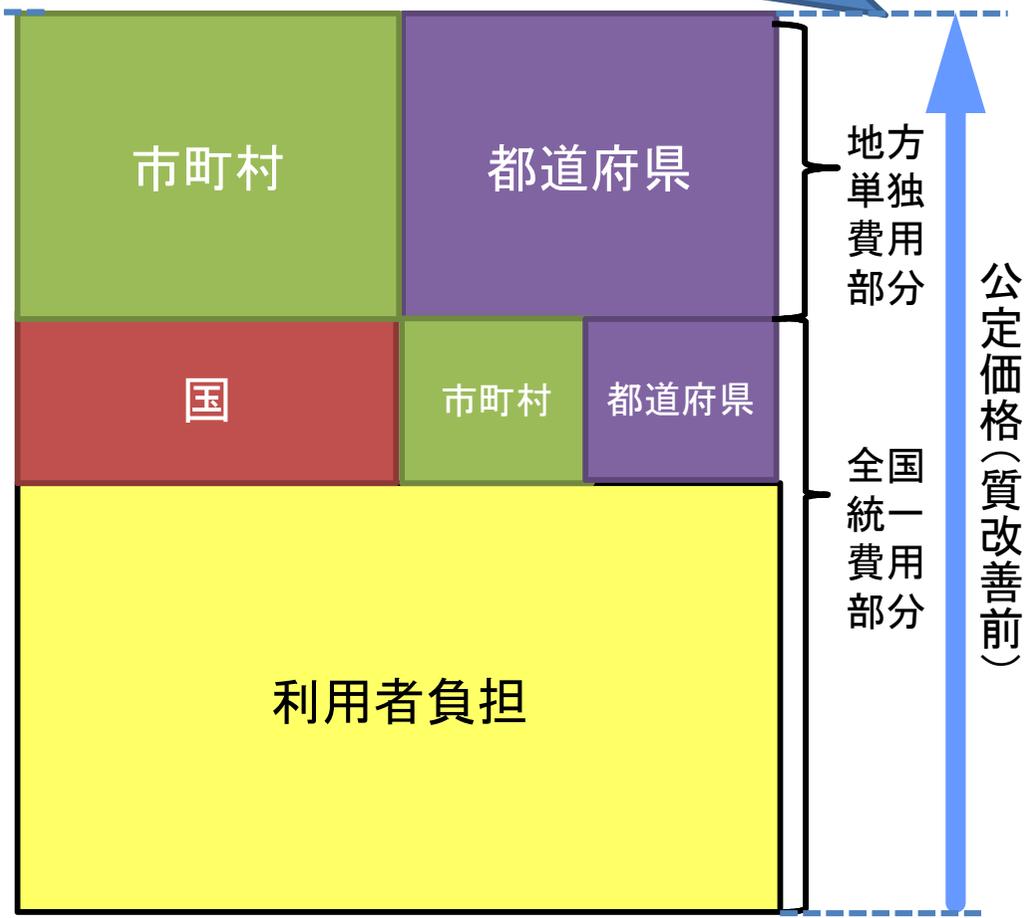
現状の私学助成水準が低い都道府県

現状の私学助成水準が平均的な都道府県

現状の私学助成水準が高い都道府県

新制度の施設型給付

新制度の財政支援の水準(国の公定価格)は、現状の全国的水準をベースに質改善を加えて設定



※ 上記の図は、現行の財政構造と、新制度の前提となる財政構造の違いを図示したものであり、実際の施設型給付は質改善が反映されたものとなる。

地方単独事業の位置づけのイメージ

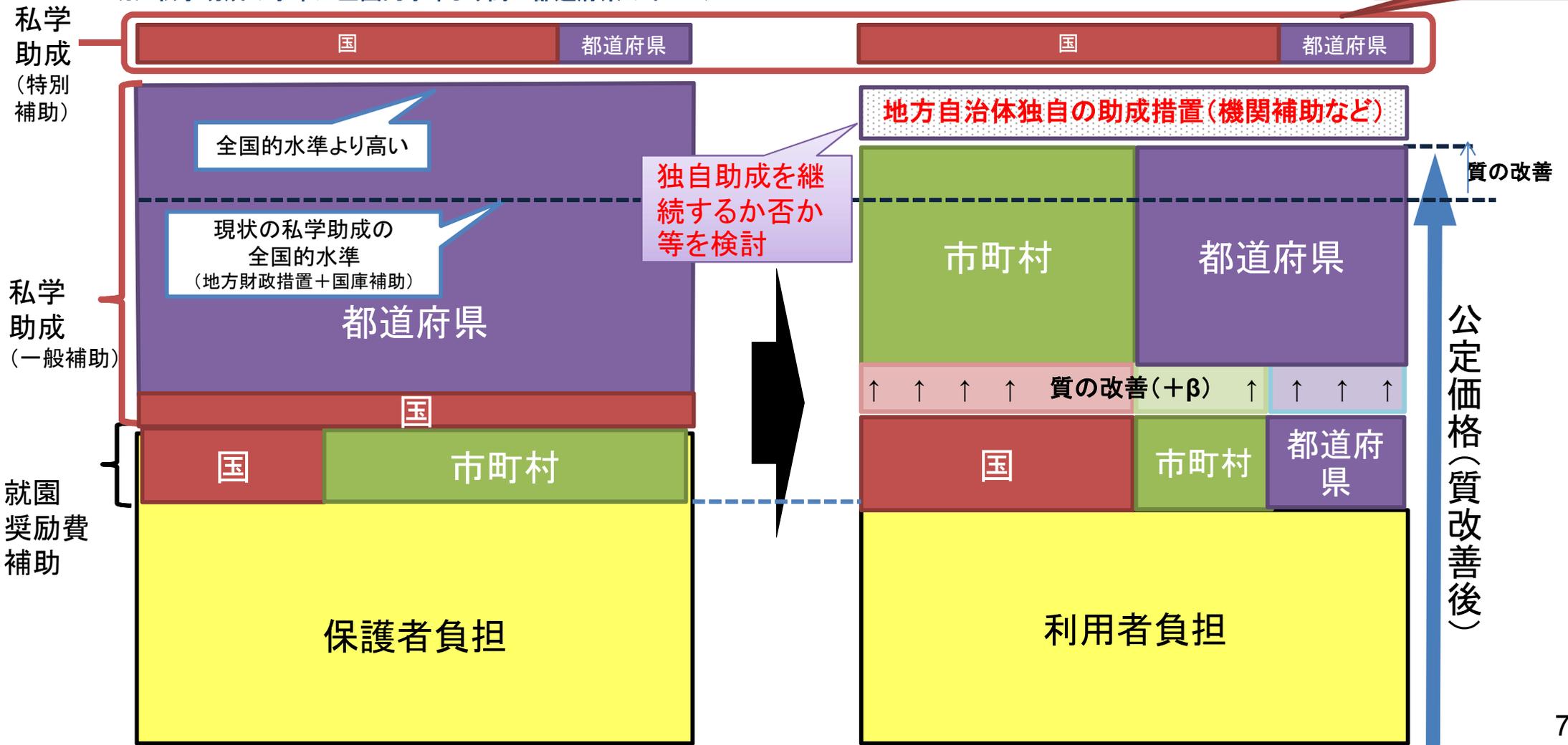
- 新制度移行後も、各都道府県等の私立学校教育の振興の考え方にに基づき、独自に助成を行うことは可能。
- 私立幼稚園が、新制度移行後の施設型給付や補助の総額を見込むことを可能とする観点から、特に、私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している水準よりも高い都道府県においては、消費税財源を活用して社会保障・税一体改革のなかで少子化対策を充実することとされていることも踏まえ、新制度に移行する私立幼稚園についても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の上乘せ分等の助成を実施するか否か等を検討し、できるだけ早く、助成措置の方針や内容を公表して頂きたい。

私学助成(特別補助)は基本的に新制度移行園についても継続予定

現状(私学助成等)

新制度の施設型給付

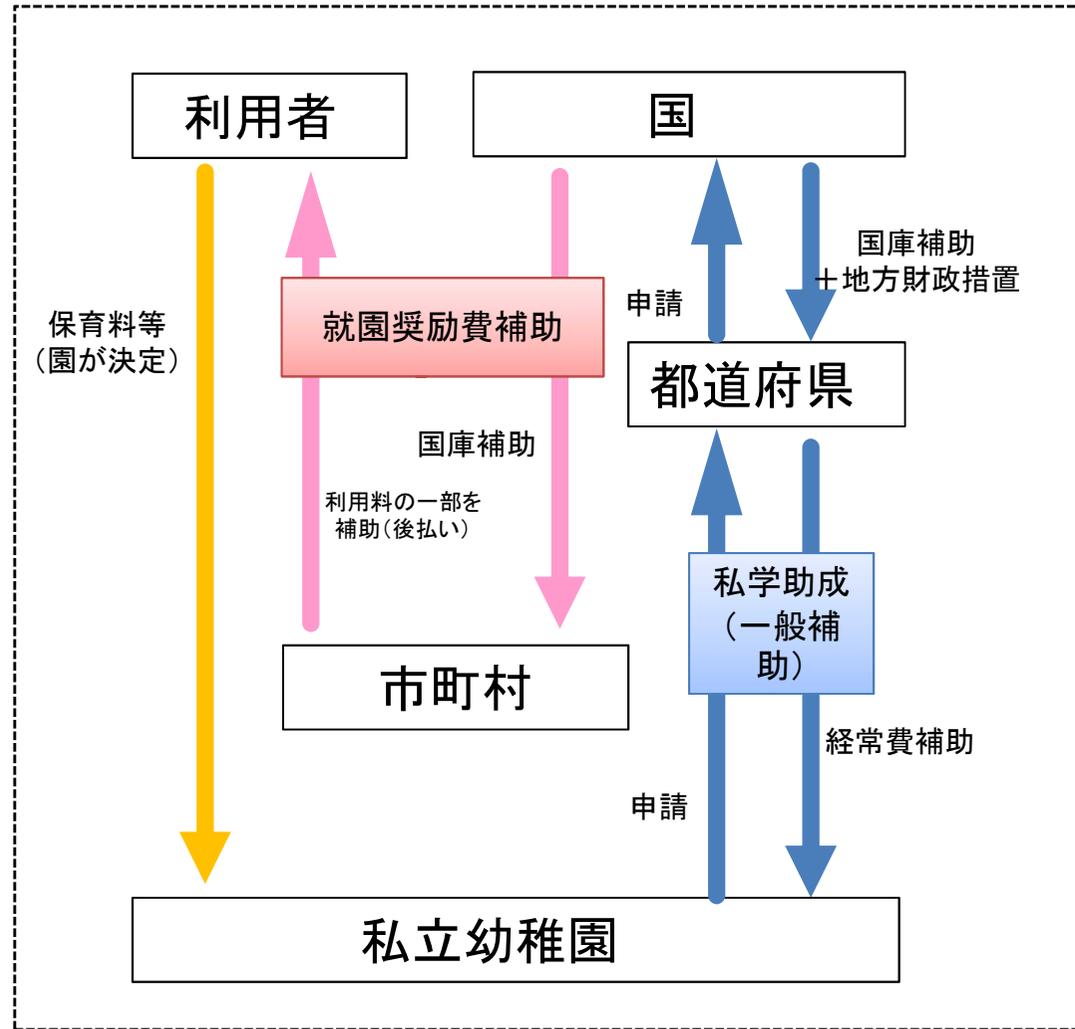
※ 私学助成の水準が全国的水準より高い都道府県のイメージ



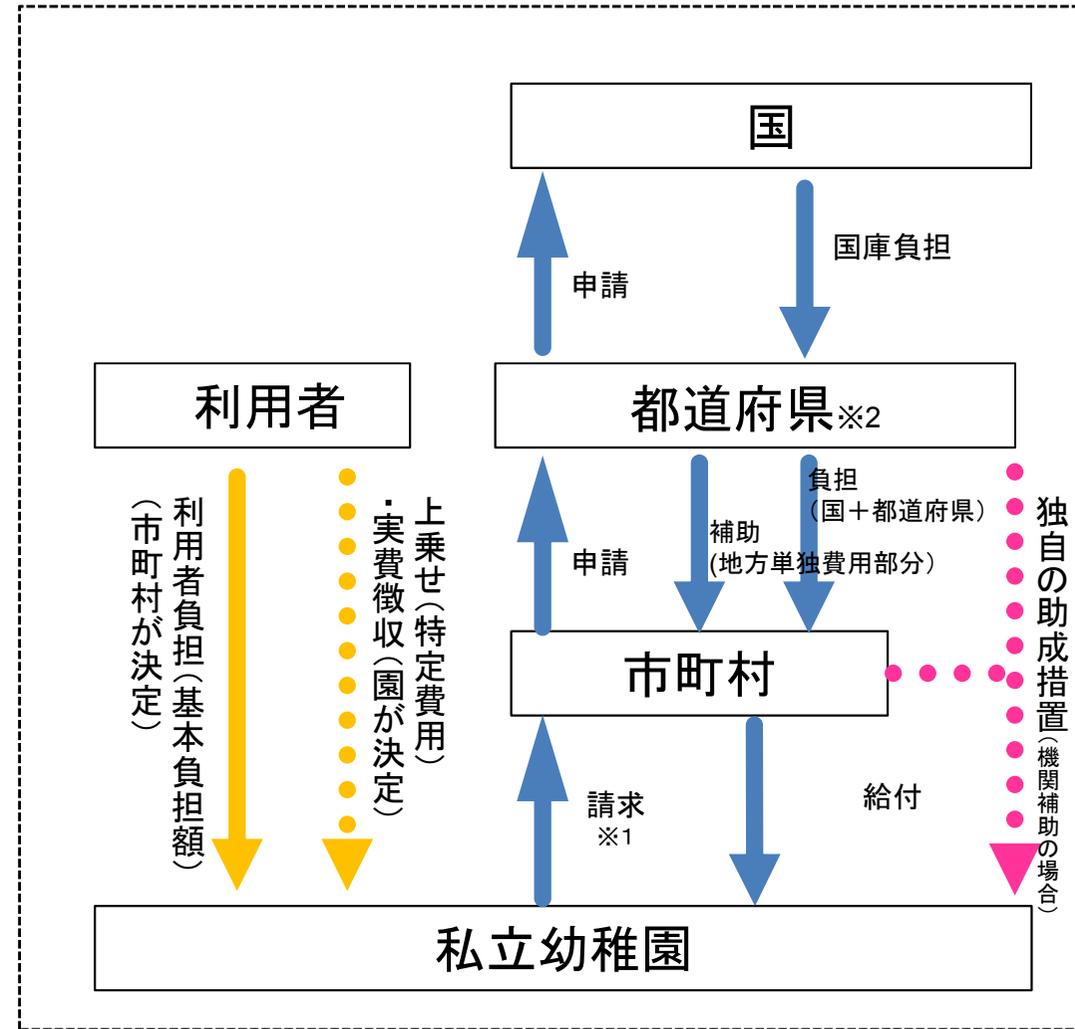
(参考)

現状と新制度の私立幼稚園の財政の流れの比較

現状(私学助成・就園奨励費等)



新制度(施設型給付)



※1 私立幼稚園は、園児が居住する市町村ごとに施設型給付の請求を行う。
 ※2 都道府県は、国庫負担部分に加え、都道府県負担分(=施設型給付の公定価格の66%から国基準の利用者負担を除いた額の1/4)を負担し、施設型給付の公定価格の34%の1/2を市町村に補助する。(負担と補助を予算上一体として交付することも可能)

(注) 私学助成のうち、一般補助のうち的一种免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私立幼稚園の対象とする方向で検討中。

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

○現行制度に残る施設の私学助成の取扱い

現行の私立幼稚園
(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成や就園奨励費補助は、新制度施行後にどうなるのか。

新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなります。国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となりますが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針です。

これらの財政支援の水準については、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。なお、国の消費税増収分は新制度を含めた社会保障4経費に充てることとされていますが、私学助成や就園奨励費補助はこの対象になっていません。

○新制度に移行する施設の私学助成の取扱い

新制度に移行する私立幼稚園や認定こども園に対する新制度の私学助成・就園奨励費は、新制度の施行後にどのように変わるのですか

私学助成の一般補助は基本的に実施しない予定ですが、国のメニューのうち一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討していきます。

また、特別補助については、国のメニューとしては、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定です。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討していきます。

また、就園奨励費補助事業は実施しない予定です。

財政支援・私学助成関係FAQ(抜粋)

平成26年8月版 自治体向けFAQ【第2版】より

○単独補助

<p>認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないか。</p>	<p>各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能です(教育基本法第8条参照)。現行の私学助成の水準が都道府県により格差があることなども踏まえ、必要に応じて、新制度に移行する園も含め、地方自治体独自の助成措置を検討することが考えられます。</p> <p>この場合の助成方式としては、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられます。</p> <p>なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられます(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考えます。</p>
---	--

○団体補助(日本私立学校振興・共済事業団及び各都道府県の退職金社団等への補助)のあり方など

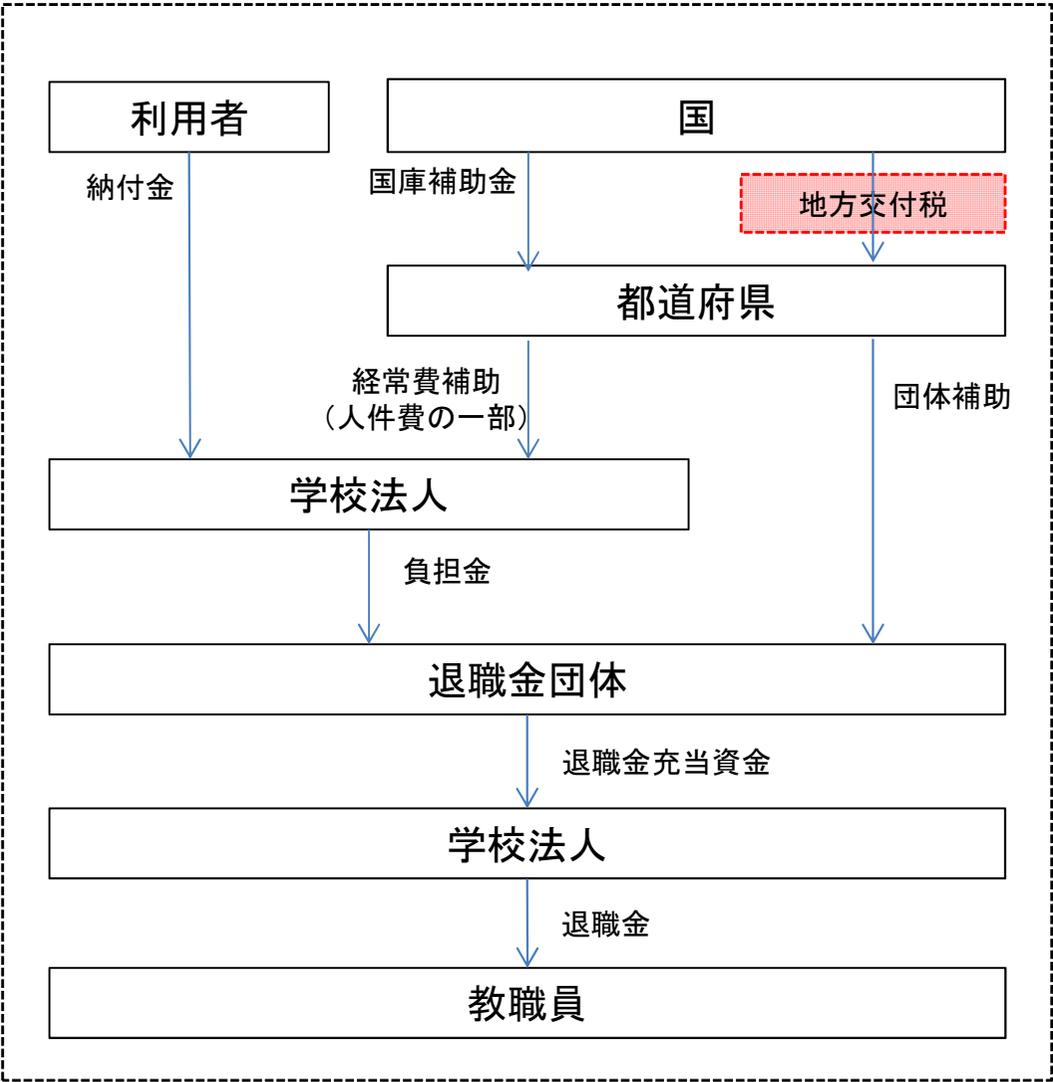
<p>団体補助(日本私立学校振興・共済事業団補助及び退職金社団補助)は、新制度施行により変更はありますか。</p>	<p>今回の制度改正は、団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではない(新制度に移行する園も含めて対象とする)と考えています。</p>
<p>政令市・中核市所在の幼保連携型認定こども園の認可は政令市・中核市に権限移譲されますが、団体補助の実施主体はどうなりますか。</p>	<p>団体補助の実施主体については、引き続き都道府県を実施主体として想定しています。</p>
<p>認定こども園の普及を踏まえ、退職金団体の加入対象に保育所や認可外保育施設を加えてもよいでしょうか。3歳未満児を担当する保育士も認めてよいでしょうか。</p>	<p>退職金団体の運営については、加入対象の範囲を含め特段の規制はなく、各団体の判断により、保育所等の職員を加入対象とすることが可能です。今後、都道府県を通じ、新たな幼保連携型認定こども園の創設をはじめとする認定こども園制度の改善を目的とする新制度の趣旨に沿って、各団体の業務規程等の改正の検討を要請する予定です。</p>

(参考)

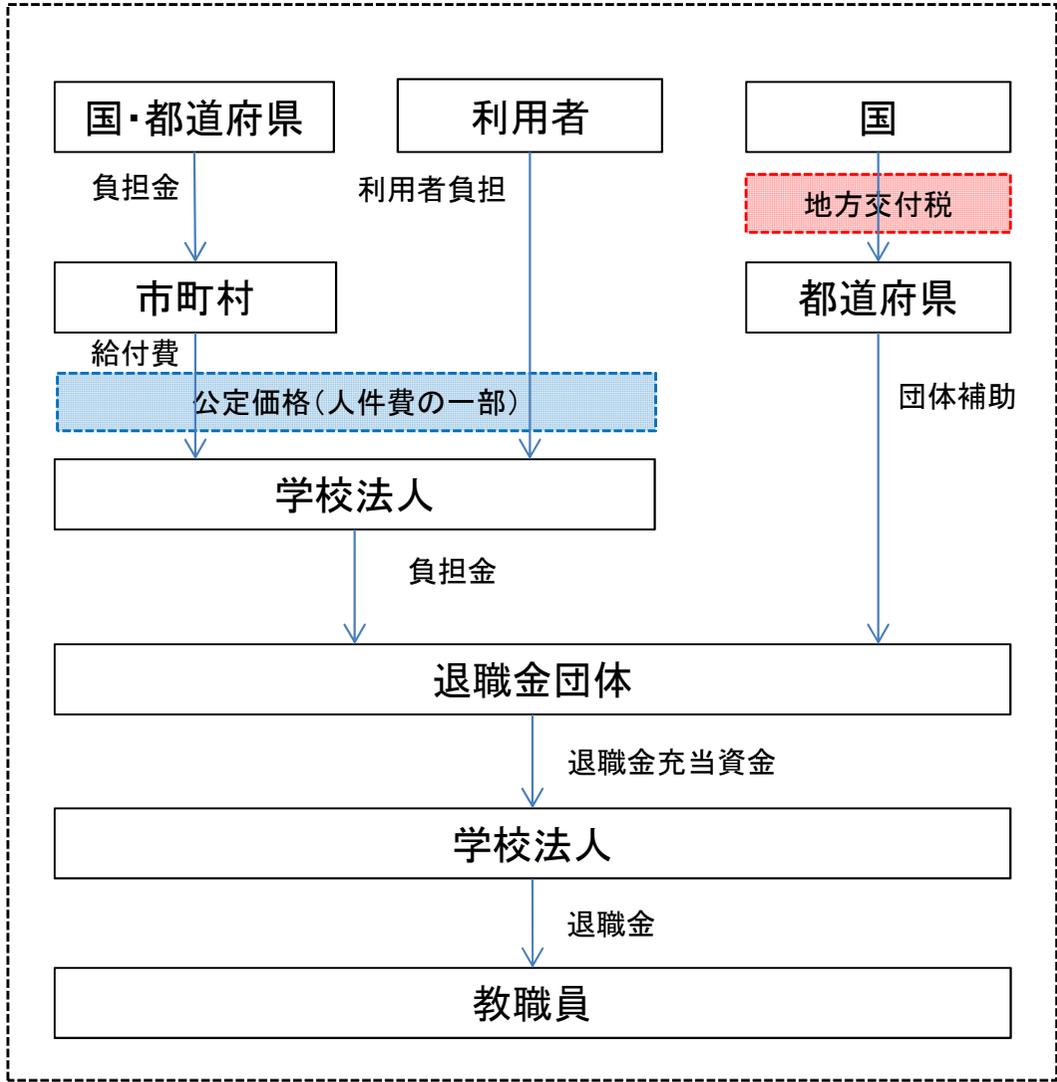
退職金社団補助と公定価格の関係

○ 新制度は団体補助の実施主体やその在り方に変更を加えるものではなく、新制度に移行する園も引き続き退職金社団補助の対象とすることを前提として、公定価格の person 費に必要経費を積算している。

【現行の幼稚園・認定こども園】



【施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園】(イメージ)



私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応
(平成26年4月10日付3府省事務連絡)

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園(認定こども園含む)に対する財政支援について (平成26年10月1日 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室・文部科学省幼児教育課事務連絡)

子ども・子育て支援新制度の施行準備をはじめとする支援施策の推進並びに私立幼稚園の振興につきましては、平素から多大なご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付費額及び利用者負担額の基準(公定価格・利用者負担基準)については、子ども・子育て会議等での議論を踏まえ、本年5月に仮単価等を提示したところですが、制度施行時に新制度に移行することとなる認定こども園に関する事項を中心として、様々なご意見が寄せられているところです。

これらの子ども・子育て会議等で指摘されている意見や地方自治体・事業者からの要望(例えば、現に幼保連携型認定こども園を運営している施設が新制度の新幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費に係る取扱いなど)等については、国として、これらの意見・要望等を踏まえ、公定価格の本単価の設定に向けて、できる限り速やかに必要な対応について検討を行うとともに、その結果を、地方自治体や設置者・事業者へ迅速に情報提供してまいります。

一方で、私立幼稚園(現行制度で認定こども園である私立幼稚園及び私立幼稚園から認定こども園になる園を含む。以下同じ。)の1号認定子どもに係る施設型給付費に係る公定価格の仮単価については、私学助成及び就園奨励費補助の国庫補助基準及び地方財政措置に基づく現行の財政措置の全国的水準ベースを設定し、これに、消費税増収等による質改善の充実分を加えた国基準として設定していますが、現在、国が定める基準を超えて、又はこれらの助成事業等とは別途独自に助成を行っている都道府県等が存在しています。

こうしたことを背景として、とりわけ、私立幼稚園に対する財政措置の主体が、現行の私学助成等から変更となることを踏まえ、

- ・ 新制度に移行する私立幼稚園に対して、引き続き、各都道府県が私学振興の考え方にに基づき独自に助成を行うことは可能であること、
- ・ とりわけ、現行の私学助成の水準が、国庫補助や地方財政措置により保障している水準よりも高い都道府県においては、新制度に移行する私立幼稚園に対しても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の助成を継続して実施するか否か等を検討いただきたいこと、

などを説明し、できる限り早期の方針や内容の検討、公表等を要請したところです。(平成26年9月4日「子ども・子育て支援新制度説明会(私学担当者向け)」資料2のp6参照)

現在、多くの私立幼稚園において来年度の園児募集が開始しつつあり、また、新制度に移行する施設に対するみなし確認等の準備事務も順次始まっていく中で、各都道府県等の地方自治体独自の助成内容又は方向性についても、できる限り早期に検討、公表いただくよう、重ねてお願いいたします。

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行については、国及び地方自治体が連携して私立幼稚園等へ支援を行っていくことが重要と考えています(「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」平成26年4月10日付け事務連絡 参照)。また、社会保障・税の一体改革では、消費税財源を活用して子ども・子育て支援新制度をはじめとする少子化対策を充実することとされています。こうしたことを踏まえ、私学助成や子育て支援策の継続・充実を図っていただきますよう、ご理解、ご協力方お願いいたします。

8. 公定価格の基本構造

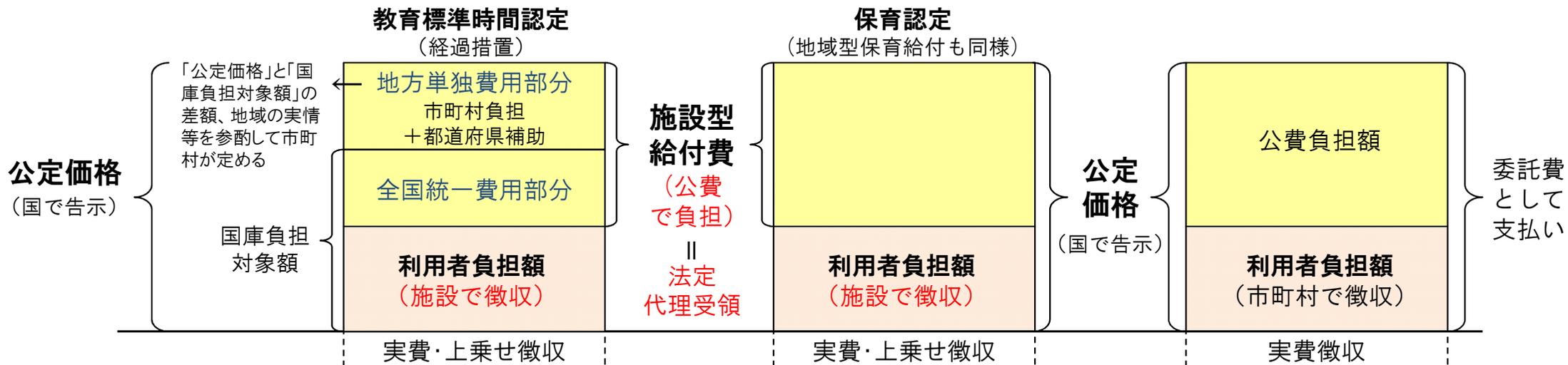
基本構造イメージにおける「質の改善ベース」については、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を本文に記載した上で、「1兆円超の範囲で実施する事項」の主要事項を枠囲いで追記している。

公定価格の基本的構造

- 市町村の確認を受けた施設・事業は、公定価格により財政支援を保障。
 「公定価格」……教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
 「利用者負担額」…政令で定める額を限度として保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額
 「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」 ※私立保育所は、公定価格全体を委託費として施設に支払う。
- 給付に係る財政措置は次のとおり。消費税増収分等を財源として、公私ともに質改善等が図られる。
 私立施設及び地域型保育給付 ……国1／2、都道府県1／4、市町村1／4
 ※教育標準時間認定の子どもに係る給付・財政負担等については経過措置がある。
 公立施設（地域型保育給付を除く） ……市町村10／10（地方交付税措置による一般財源）
- 市町村が定める利用者負担額のほか、「実費徴収」（通園送迎費、給食費、文房具費、行事費等）、それ以外の「上乗せ徴収」（教育・保育の質の向上を図るための対価。事前説明・書面同意を要する）も可。

《施設型給付》

《委託費》



※上乗せ徴収は市町村と協議

幼稚園に係る教育標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造イメージ

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 【教諭の配置基準】
 - 園長
 - 教諭(年齢別学級編制確保分含む)
 - 学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 教材費等

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

週5日分に引上げ

全施設で主幹教諭等を専任化し基本額に組み込み、補助者の経費を引上げ

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算(人件費(業務委託)分)
 - 処遇改善等加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費加算
 - <幼稚園等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

等

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹教諭等を専任化するための職員を加配
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

4歳児の配置改善(30:1→25:1)

加算率+5%に引上げ

療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

嘱託を非常勤に改善

接続改善の人件費も措置

調整

- 配置基準を満たさない場合(経過措置)

等

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

現行水準ベース

基本額

- 人件費
 - 保育士
 - 調理員
 - 非常勤職員(嘱託医等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、保育材料費等

【保育士の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加(年2日)
- 年5日分に引上げ

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 所長設置加算
 - 事務職員雇上費加算
 - 主任保育士専任加算
 - 夜間保育加算
 - 処遇改善等加算
 - 入所児童処遇特別加算
- 主に管理費
 - <事業の実施状況に応じて加算>
 - 施設機能強化推進費
 - <保育所等の所在地域に応じて加算>
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

4歳児の配置改善
(30:1→25:1)
1歳児の配置改善
(6:1→5:1)

加算率+5%に引上げ

人件費の引上げ

療育支援の補助者の人件費を引上げ
子育て支援活動経費を引上げ

嘱託を非常勤に改善

接続改善の人件費も措置

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合 等

認定こども園に係る公定価格の基本構造イメージ

※下線部については、施設内で重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号定員と2・3号定員で等分して積算

- 青字: 幼稚園と共通の項目
- 赤字: 保育所と共通の項目
- 黒字: 幼稚園及び保育所と共通の項目

現行水準ベース

基本額

【保育教諭の配置基準】

4歳以上児	30:1
3歳児	20:1
1・2歳児	6:1
0歳児	3:1

- 人件費
 - 園長
 - 保育教諭
 - 調理員、学校職員
 - 非常勤職員(学校医、歯科医、薬剤師の嘱託等)雇上費
- 管理費
 - 事務管理費、保健衛生費、減価償却費、補修費、苦情解決対策費等
- 事業費
 - 給食材料費、教材費等

加算額

- 主に人件費(配置・実施状況等に応じて加算)
 - 満3歳児(※)の教諭配置加算(6:1)
 - 副園長、教頭配置加算(教諭との給与差額)
 - 学級編制調整加配、チーム保育加配加算
 - 通園送迎、給食実施加算
- 夜間保育加算
- 入所児童処遇特別加算
- 処遇改善等加算

- 主に管理費
 - ＜事業の実施状況に応じて加算＞
 - 外部監査費加算(公認会計士等による財務諸表監査)
 - 施設機能強化推進費
 - ＜所在地域に応じて加算＞
 - 冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算

調整

- 常態的に土曜日閉所する場合
- 配置基準を満たさない場合(経過措置)

質の改善ベース

基本額に組み込むことが想定されるもの

- 人件費
 - 保育認定の2区分に応じた対応
 - 保育標準時間については、保育士1人(延長保育の給付化)及び非常勤保育士(3時間)を追加
 - 研修の充実
 - 研修機会確保のための代替要員費を追加
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 主幹保育教諭等を専任化するための職員を加配
 - 子育て支援に係る事務経費
 - 事務負担への対応
 - 保育料徴収等を実施する事務職員(非常勤)を追加配置(週2日)

加算により対応することが想定されるもの

- 主に人件費
 - 職員配置の改善
 - 4歳児の配置改善(30:1→25:1)
 - 3歳児の配置改善(20:1→15:1)
 - 1歳児の配置改善(6:1→5:1)
 - 職員処遇の改善(+3%)
 - 処遇改善等加算を充実
 - 休日保育の充実
 - 担当保育士の常勤化(休日保育の給付化)
 - 地域の子育て支援・療育支援
 - 療育支援を補助する職員(非常勤)を加配
 - 栄養士の配置(嘱託)
- 主に管理費
 - 減価償却費、賃借料等への対応
 - 小学校との接続改善(保幼小連携)
 - 第三者評価の受審費用

※「満3歳児」は、1号子どもで、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児をいう。

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））〔180人〕】

現行の保育所の加算率（民改費）は平均10%（職員の平均勤続年数による）。
質改善により「+3%」。

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）									
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価（※）	処遇改善等加算	副園長・教頭設置加算	処遇改善等加算	3歳児配置改善加算	処遇改善等加算	満3歳児対応教諭配置加算（3歳児配置改善加算無し）	処遇改善等加算	満3歳児対応教諭配置加算（3歳児配置改善加算有り）	処遇改善等加算	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑧	⑧	⑨	⑨	⑨	⑨	
その他地域	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	25,070 31,280	(31,280) + (290) × 加算率	550	5 × 加算率	(注1) (6,210)	(60 × 加算率)	43,500	430 × 加算率	37,290	370 × 加算率	

3歳から4歳に達しても年度中は3歳の単価から変わらない。

2人以上の場合は加配人数を乗じた額が加算単価となる。

加算部分1（続き）						調整部分		
チーム保育加配加算（注2）	処遇改善等加算	通園送迎加算	処遇改善等加算	給食実施加算	処遇改善等加算	外部監査費加算	年齢別配置基準を下回る場合	定員を恒常的に超過する場合
⑩	⑩	⑪	⑪	⑫	⑫	⑬	⑭	⑮
2,070	20 × 加算率	500	5 × 加算率	190 × 週当たり実施日数	1 × 週当たり実施日数 × 加算率	3,110 ※3月分の単価に加算	(2,070 + 20 × 加算率) × 人数	(⑤~⑭) × 91/100

加算部分2

主幹教諭等専任加算	⑯	基本額 (108,530 + 1,080 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
子育て支援活動費加算	⑰	基本額 (4,050 + 40 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	⑱	A 基本額 (36,570 + 360 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 (24,380 + 240 × 加算率)	処遇改善等加算 ÷ 各月初日の利用子ども数	
冷暖房費加算	⑲	1級地	1,650	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	
		3級地	1,460	
学校関係者評価加算	⑳	59,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉑	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉔	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉕	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 （注2）チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上4人を上限として加算）
 （※）質の改善事項における事務負担への対応（非常勤2日分）を含む。

【保育所（保育認定（2号・3号））【90人】】

赤字：質改善事項

基本部分（※1）				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨		
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育標準時間認定 (注) ⑦	保育短時間認定 (注) ⑦				
その他地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	36,730 (42,890)	32,000 (38,160)	290 (350) × 加算率	250 (310) × 加算率	4,780	40 × 加算率	3歳児配置改善加算 (注) (6,160)	処遇改善等加算 (60 × 加算率)
			3歳児	42,890 (89,230)	38,160 (84,500)	350 (780) × 加算率	310 (740) × 加算率			6,160	60 × 加算率
		3号	1、2歳児	89,230 (150,820)	84,500 (146,090)	780 (1,390) × 加算率	740 (1,350) × 加算率				
			乳児	150,820	146,090	1,390 × 加算率	1,350 × 加算率				

加算部分1（続き）				調整部分				
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 (注) ⑪	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	10,980 (9,340) + 40 × 加算率	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 ※標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 2,100 d地域 2,000 ※標準地域単価	(⑥+⑦+⑧) × 10/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 9/100	(⑥~⑯) × 91/100

主任保育士専任加算 (※2) ⑰	基本額 (248,150 + 処遇改善等加算 2,480 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算
療育支援加算 ⑱	A (基本額 49,870 + 処遇改善等加算 490 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数 B (基本額 33,250 + 処遇改善等加算 330 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子ども単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
事務職員雇上費加算 ⑲	(基本額 46,100 + 処遇改善等加算 460 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子ども単価に加算
冷暖房費加算 ⑳	1級地 1,650 4級地 1,150 2級地 1,480 その他地域 110 3級地 1,460	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
除雪費加算 ㉑	5,950	※3月初日の利用子ども単価に加算
降灰除去費加算 ㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
入所児童処遇特別加算 ㉓	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子ども単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉔	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
小学校接続加算 ㉕	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
栄養管理加算 ㉖	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算
第三者評価受審加算 ㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子ども単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (※1) 質の改善事項における**研修代替要員費(非常勤年2日分)**を含む。
 (※2) 質の改善事項における**子育て支援活動費**を含む。

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））〔120人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）												
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 （※1） ⑤	処遇改善等加算 ⑥	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	学級編制 調整加配 加算 ⑧	3歳児配置 改善加算 ⑨	満3歳児対応教 諭配置加算（3歳 児配置改善加算 無し） ⑩	満3歳児対応教 諭配置加算（3歳 児配置改善加算 有り） ⑩							
その他 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	22,020 (28,230)	200 (260) × 加算率	830	3,100	30 × 加算率	6,210	43,500	37,290	処遇改善等加算		処遇改善等加算		処遇改善等加算	
			3歳児	28,230	260 × 加算率							8 × 加算率		60 × 加算率		430 × 加算率	

加算部分1（続き）					調整部分					
チーム 保育加配加 算 （注2） ⑪	処遇改善等 加算 ⑪	通園送迎 加算 ⑫	処遇改善等 加算 ⑫	給食実施加算 ⑬	処遇改善等加算 ⑬	外部監査費加算 ⑭	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合 ⑮	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑯	職員配置基準上 求められる職員 資格を有しない 場合 ⑰	定員を恒常的に 超過する場合 ⑱
+ 3,100	+ 30 × 加算率	+ 650	+ 6 × 加算率	+ 230 × 週当たり 実施日数	+ 2 × 週当たり 実施日数 × 加算率	+ 3,110 ※3月分の単価に 加算	- (930 + 9 × 加算率)	- (3,100 + 30 × 加算率) × 人数	- (2,110 + 20 × 加算率) × 人数	- ((5~17) × 94/100)

療育支援加算 ^(※2)	19	A (基本額 18,280 + 処遇改善等加算 180 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B (基本額 12,190 + 処遇改善等加算 120 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	20	(基本額 78,020 + 処遇改善等加算 780 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	21	1級地 1,650	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		4級地 1,150	
		その他地域 110	
3級地 1,460			
学校関係者評価加算 ^(※2)	22	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	23	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ^(※2)	24	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ^(※2)	25	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ^(※2)	26	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ^(※2)	27	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の利用定員

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）
 (※1) 質の改善事項における事務負担への対応（非常勤週2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑭外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））〔60人〕】

赤字：質改善事項

				基本部分（※）				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算							
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		3歳児配置改善加算			
				基本分単価 ⑥	(注1)	基本分単価 ⑥	(注1)	⑦	(注1)	⑦	(注1)	⑧	⑧	⑨	⑨
その他地域	51人から60人まで	2号	4歳以上児	54,810	(60,970)	47,730	(53,890)	+	480	(540) × 加算率	400	(460) × 加算率	+	(注) (6,160)	(60 × 加算率)
			3歳児	60,970	(107,310)	53,890	(100,230)	+	540	(970) × 加算率	460	(890) × 加算率	+	6,160	60 × 加算率
		3号	1、2歳児	107,310	(168,900)	100,230	(161,820)	+	970	(1,580) × 加算率	890	(1,500) × 加算率	+		
			乳児	168,900		161,820		+	1,580	× 加算率	1,500	× 加算率	+		
													休日保育加算	処遇改善等加算	各月初日の利用子ども数
													休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	÷

加算部分1（続き）				調整部分							
夜間保育加算 ⑩	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑪	賃借料加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る場合 ⑱	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑲	定員を恒常的に超過する場合 ⑳
(注)				(※2)							
+ 13,200	+ 60 × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	a地域 2,700 b地域 2,600 c地域 2,400 d地域 2,300 ※標準地域単価	認定こども園全体の利用定員 151人~180人 3,110 ※3月分の単価に加算	(3,570 + 30 × 加算率)	(⑥+⑦) × 10/100	(⑥+⑦ + ⑧+⑩) × 7/100	2,050 + 20 × 加算率	(6,160 + 60 × 加算率) × 人数	(3,470 + 30 × 加算率) × 人数	(⑥~⑱) × 90/100
+ 11,560											

療育支援加算(注2)	⑳	基本額 A (24,930 +)	処遇改善等加算 240 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		基本額 B (16,620 +)	処遇改善等加算 160 × 加算率)	
冷暖房費加算	㉑	1級地 1,650	4級地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地 1,480	その他地域 110	
		3級地 1,460		
学校関係者評価加算(注2)	㉒	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉓	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(注2)	㉔	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	㉕	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満	760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
		1200時間以上	1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算(注2)	㉖	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(注2)	㉗	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉘	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(注2)	㉙	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

加算部分2

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑬外部監査加算については、認定こども園全体(1号~3号)の利用定員の規模に応じた費用)を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)

(※) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)及び子育て支援活動費を含む。

質改善による仮単価の比較(例示)

※実際の改善状況は個々の施設等で異なるものであり、一定の前提条件の下での例示であることに留意。

<幼稚園> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

○ 180人(私立幼稚園の平均的な規模)とした上で、現在の園児の学齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

		園児数	構成割合
4歳以上児	30:1	122人	68.1%
3歳児	20:1	54人	29.8%
満3歳児		4人	2.1%
合計		180人	100.0%

地域区分：その他地域

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑤)	58,020千円	58,473千円	・事務負担への対応(非常勤職員週2日)を基本額へ組み込み
処遇改善(⑥)	5,386千円(10%)	7,001千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑦~⑬)	16,440千円	21,375千円	・副園長・教頭設置加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(⑭~⑳)	59千円	2,109千円	・学校関係者評価加算 ・療育支援加算、主幹教諭等専任加算、子育て支援活動費加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	79,905千円	88,960千円	・増加額:9,054千円(11.3%)

<保育所> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

- 90人（私立保育所の平均的な規模）とした上で、保育所を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	構成割合
4歳以上児（30：1）	34人	38.3%
3歳児（20：1）	18人	19.7%
1、2歳児（6：1）	30人	33.3%
乳児（3：1）	8人	8.7%
合計	90人	100.0%

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7：3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価(⑥)	65,320千円	69,319千円	・保育標準時間への対応を基本額へ組み込み
処遇改善(⑦)	5,650千円(10%)	7,738千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1(⑧～⑬)	5,594千円	7,223千円	・所長設置加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2(⑰～㉓)	3,823千円	4,783千円	・主任保育士専任加算、事務職員雇上費加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算を追加
合計	80,387千円	89,063千円	・増加額:8,676千円(10.8%)

<認定こども園> 仮単価の単価表に基づいた1施設当たりの公定価格の総額・比較表

- 180人（認定こども園の平均的な規模）とした上で、認定こども園を利用している子どもの各年齢別の構成割合の実態を踏まえて設定。

	児童数	1号	2、3号	構成割合
4歳以上児 (30:1)	106人	81人	25人	58.9%
3歳児 (20:1)	49人	36人	13人	27.2%
1、2歳児 (6:1)※	20人	3人	17人	11.1%
乳児 (3:1)	5人		5人	2.8%
合計	180人	120人	60人	100.0%

※1号認定においては、満3歳児の児童数及び満3歳児対応教諭を配置する場合の配置基準。

※地域区分：その他地域

※保育標準時間と保育短時間の比率は7:3と仮定

項目	金額 (質改善前)	金額 (質改善後)	備考
基本分単価 (1号:⑤、2・3号:⑥)	86,722千円	91,065千円	・事務負担への対応（非常勤職員週2日）、保育標準時間認定への対応等を基本額へ組み込み
処遇改善 (1号:⑥、2・3号:⑦)	7,794千円(10%)	10,656千円(13%)	・10%は現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費加算に相当する加算を保育所の勤続年数と同じ仮定で適用したもの ・質改善により、3%の改善を実施
加算部分1 (1号:⑦~⑭、2・3号:⑧~⑬)	20,381千円	25,006千円	・副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、満3歳児対応教諭配置加算、チーム保育加配加算(2人分)、通園送迎加算、給食実施加算(週3日)、外部監査費加算 ・3歳児配置改善加算を追加
加算部分2 (1号:⑰~⑳、2・3号㉑~㉒)	1,080千円	1,707千円	・事務職員雇上費加算、学校関係者評価加算 ・療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算を追加
合計	115,978千円	128,434千円	・増加額:12,456千円(10.7%)

子ども・子育て支援新制度における地域区分

※施設の所在地の区分が適用となる

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	仙台市	6/100地域
	名取市 多賀城市 利府町 七ヶ浜町 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
	取手市	15/100地域
	つくば市	12/100地域
茨城県	水戸市 土浦市 守谷市 石岡市	10/100地域
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 那珂市 東海村 阿見町 大洗町	6/100地域
	龍ヶ崎市 筑西市 稲敷市 常総市 つくばみらい市 下妻市 坂東市 結城市 桜川市 境町 五霞町 八千代町 河内町 利根町	3/100地域
栃木県	宇都宮市 旧上河内町・旧河内町(宇都宮市)	6/100地域
	鹿沼市 小山市 大田原市 栃木市 日光市 さくら市 真岡市 下野市 壬生町 野木町	3/100地域
群馬県	前橋市 旧富士見村(前橋市) 高崎市 旧榛名町・旧吉井町(高崎市) 太田市 伊勢崎市 渋川市 みどり市 桐生市 大泉町 玉村町 千代田町 榛東村	3/100地域
	和光市	15/100地域
	さいたま市 志木市	12/100地域
	鶴ヶ島市	10/100地域
埼玉県	川越市 川口市 旧鳩ヶ谷市(川口市) 行田市 所沢市 飯能市 加須市 旧北川辺町・旧騎西町・旧大利根町(加須市) 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市 狭山市 新座市 富士見市 蕨市 三芳町 羽生市	6/100地域
	熊谷市 旧江南町(熊谷市) 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 旧栗橋町・旧菖蒲町・旧鷲宮町(久喜市) 坂戸市 鳩山町 北川辺町 大利根町 杉戸町 幸手市 八潮市 蓮田市 吉川市 桶川市 日高市 深谷市 宮代町 嵐山町 滑川町 白岡町 松伏町 川島町 毛呂山町 越生町 吉見町 ときがわ町	3/100地域
千葉県	成田市 印西市 旧印旛村・旧本埜村(印西市)	15/100地域
	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	12/100地域
	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 習志野市	10/100地域
	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 長柄町 長南町 木更津市 君津市	6/100地域
	野田市 東金市 流山市 八街市 酒々井町 栄町 山武市 富里市 大網白里町	3/100地域
東京都	特別区	18/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	15/100地域
	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市	12/100地域
	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 小金井市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武蔵村山市 東大和市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	鎌倉市 厚木市	15/100地域
	横浜市 川崎市 海老名市	12/100地域
	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 旧城山町・旧藤野町(相模原市) 大和市 綾瀬市 座間市 愛川町	10/100地域
	平塚市 秦野市 葉山町 逗子市 伊勢原市 寒川町 清川村 山北町	6/100地域
	小田原市 三浦市 二宮町 中井町 大井町 箱根町 大磯町	3/100地域
新潟県		
富山県	富山市 南砺市	3/100地域
石川県	金沢市	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	身延町 南部町 富士河口湖町	3/100地域
長野県	長野市 旧信州新町・旧中条村(長野市) 松本市 旧波田町(松本市) 諏訪市 塩尻市 大町市 上田市 伊那市 岡谷市 飯田市 下諏訪町 築北村 長和町 辰野町 木曾町 木祖村 朝日村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 関市 可児市 土岐市 各務原市 瑞穂市 羽島市 海津市 高山市 坂祝町 笠松町 岐南町	3/100地域

静岡県	静岡市 旧由比町(静岡市) 沼津市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 旧芝川町(富士宮市) 富士市 旧富士川町(富士市) 磐田市 焼津市 旧大井川町(焼津市) 掛川市 袋井市 裾野市 島田市 藤枝市 湖西市 小山市 長泉町 清水町 川根本町 森町 函南町	3/100地域
	名古屋市 刈谷市 豊田市	12/100地域
	豊明市	10/100地域
愛知県	瀬戸市 碧南市 西尾市 旧一色町・旧幡豆町・吉良町(西尾市) 大府市 知多市 尾張旭市 長久手町	6/100地域
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 豊山町 三好町 倉倉市 北名古屋 北名古屋市 新城市 蒲郡市 清須市 日進市 常滑市 豊川市 高浜市 扶桑町 東郷町 大口町 蟹江町 東浦町 阿久比町 幸田町 飛島村	3/100地域
三重県	鈴鹿市	10/100地域
	津市 四日市市	6/100地域
	桑名市 名張市 伊賀市 いなべ市 亀山市 東員町 朝日町 川越町 木曽岬町	3/100地域
	大津市 草津市	10/100地域
滋賀県	守山市 栗東市 野洲市	6/100地域
	彦根市 長浜市 旧虎姫町・旧高月町・旧余呉町・旧湖北町・旧木之本町・旧西浅井町(長浜市) 米原市 高島市 甲賀市 多賀町	3/100地域
京都府	京都市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 京田辺市 南丹市 八幡市 城陽市 久御山町 宇治田原町	6/100地域
	向日市 旧木津町・旧加茂町・旧山城町(木津川市) 長岡京市 井出町 精華町 笠置町 南山城村	3/100地域
	大阪市 守口市 門真市	15/100地域
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	12/100地域
大阪府	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 摂津市 島本町	10/100地域
	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 松原市 大阪狭山市 忠岡町 豊能町 千早赤阪村	6/100地域
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 大東市 河南町	3/100地域
兵庫県	芦屋市	15/100地域
	西宮市 宝塚市	12/100地域
	神戸市 尼崎市	10/100地域
	伊丹市 三田市 川西市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 明石市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 高砂市 播磨町 稲美町	3/100地域
	天理市	12/100地域
奈良県	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 橿原市 御所市	6/100地域
	桜井市 香芝市 宇陀市 斑鳩町 王寺町 生駒市 五條市 葛城市 安堵町 河合町 上牧町 広陵町 田原本町 吉野町 三郷町 平群町 山添村 明日香村 曽爾村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	3/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 旧建部町・旧瀬戸町(岡山市)	3/100地域
広島県	広島市 府中町	10/100地域
	廿日市市 海田町 坂町 呉市 安芸太田町 熊野町	3/100地域
山口県	周南市 岩国市	3/100地域
徳島県		
香川県	高松市	3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市	10/100地域
	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 旧前原市・旧二丈町・旧志摩町(糸島市) 福津市 宇美町 新宮町 粕屋町 飯塚市 大野城市 志免町 須恵町 那珂川町 久山町 古賀市	3/100地域
佐賀県	佐賀市	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

処遇改善等加算について

処遇改善等加算は保育所運営費の民改費を参考として現在検討中。

そのため現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民改費における加算率の区分に当てはめて計算し、質改善後は、加算率に+3%を加算することが考えられる。

①民間施設給与等改善費（保育所運営費）

主として公・私施設間における職員の初任給、諸手当等水準の格差是正および法人における定昇財源の確保という観点から、保育所運営費の加算を行う。

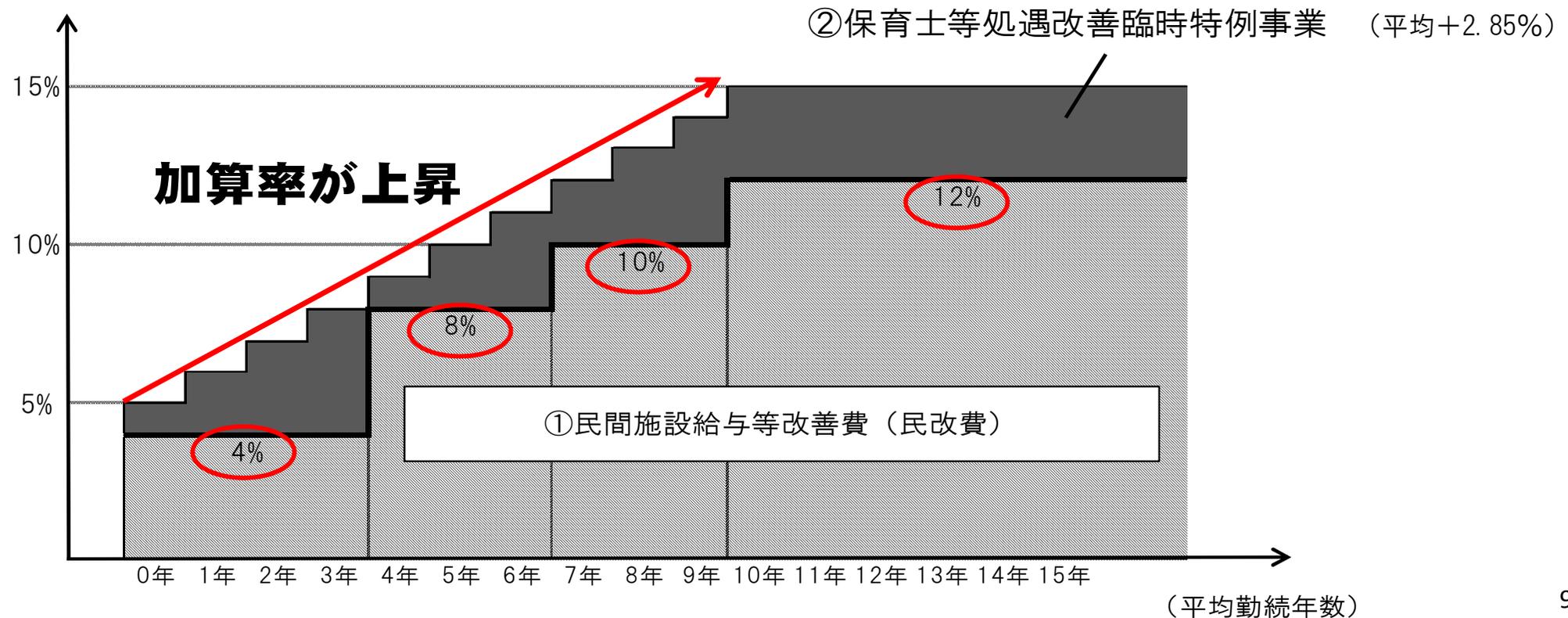
（加算方法）

保育所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数により、4～12%の4段階の加算率に区分して加算単価を設定。

②保育士等処遇改善臨時特例事業（安心こども基金（平成26年度は保育緊急確保事業））

保育士の処遇改善のため、民間施設給与等改善費（民改費）を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に「保育士等処遇改善臨時特例事業」として各保育所に対して交付。その際、効果の確認として、保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。

（加算率）



9.教職員配置からみた公定価格

(参考①) 幼稚園の1号の基本分単価

(基本分単価の内訳：幼稚園（教育標準時間認定（1号））)

区分		内 容
事務費	人件費(注)	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当(扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等) ③社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等) (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ②非常勤職員雇上費(講師、事務職員) ③年休代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費		<生活諸費> 一般生活費(教材費、光熱水費)

(注)職員数の考え方

- ・園長 1人
- ・教諭

(配置基準)

3歳児 20:1 *質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施
 4歳以上児 30:1

- ・教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定
- ・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。
- ・また、非常勤講師を1人加配(利用定員35人以下及び121人以上)

- ・事務職員 1人 *このほか、非常勤事務職員を1人加配(利用定員91人以上)
 *質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加

(参考②) 認定こども園の1号と、2・3号の基本分単価

(基本分単価の内訳：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

区分	内容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、教職調整額 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2) 非常勤職員雇上費 ① <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当</u> ^(※) ② 非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③ 年休代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、 <u>減価償却費</u> <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、 <u>特別管理費</u> ^(※) 、 <u>苦情解決対策費</u> ^(※) 、 <u>子育て支援活動費</u> ^(※)
事業費	<生活諸費> 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

・ 園長 ^(※) 1人

・ 保育教諭
（配置基準）

3歳児 20:1

* 質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・ 保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配

・ また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び12.1人以上）

※学級編制調整教諭1人について、幼稚園は基本分、認定こども園は加算分により対応

・ 事務職員 1人 ^(※)

* このほか、非常勤事務職員を1人加配（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員91人以上）

* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加 ^(※)

(基本分単価の内訳：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

区分	内容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当</u> ^(※) ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、 <u>調理員</u> ） ③ 年休代替要員費 ④ <u>研修代替要員費</u>
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、 <u>特別管理費</u> ^(※) 、 <u>苦情解決対策費</u> ^(※) 、 <u>子育て支援活動費</u> ^(※)
事業費	<生活諸費> 一般生活費（ <u>給食材料費</u> *、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・ 園長 ^(※) 1人

・ 保育教諭
（配置基準）

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

* 質の改善事項における配置基準の改善（15:1）については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・ 保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配

・ 上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・ 調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・ 事務職員 1人 ^(※)

* 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤2日分を基本分として追加 ^(※)

（1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人（非常勤）*）

* 現行の保育所の事務職員（非常勤5日分（3日+2日（加算）））に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための非常勤2日分を追加

・ また、保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配

赤字は、1号と2・3号で異なる費用

青字は、1施設当たりの費用として、1号と2・3号で費用を等分して計上

(参考③) 幼稚園と認定こども園（1号）の基本分単価の比較

幼稚園

(1号の基本分単価の内訳)

○常勤職員給与

園長

主幹教諭

教諭

* 学級編制調整加配あり(基本分に含む)

事務職員

○非常勤職員雇上費

講師

事務職員

学校医等

○管理費等

旅費、庁費、職員研修費、減価償却費等

特別管理費、苦情対策解決費

認定こども園

(1号の基本分単価の内訳)

○常勤職員給与

園長(※)

主幹教諭

教諭

* 学級編制調整加算は基本分ではなく別途加算で対応

事務職員(※)

○非常勤職員雇上費

講師

事務職員

学校医等(※)

○管理費等

旅費、庁費、職員研修費、減価償却費等

特別管理費(※)、苦情対策解決費(※)

子育て支援活動費(※)

(※)印は、1号と2号で等分して計上

公定価格からみた幼稚園における職員配置のイメージ

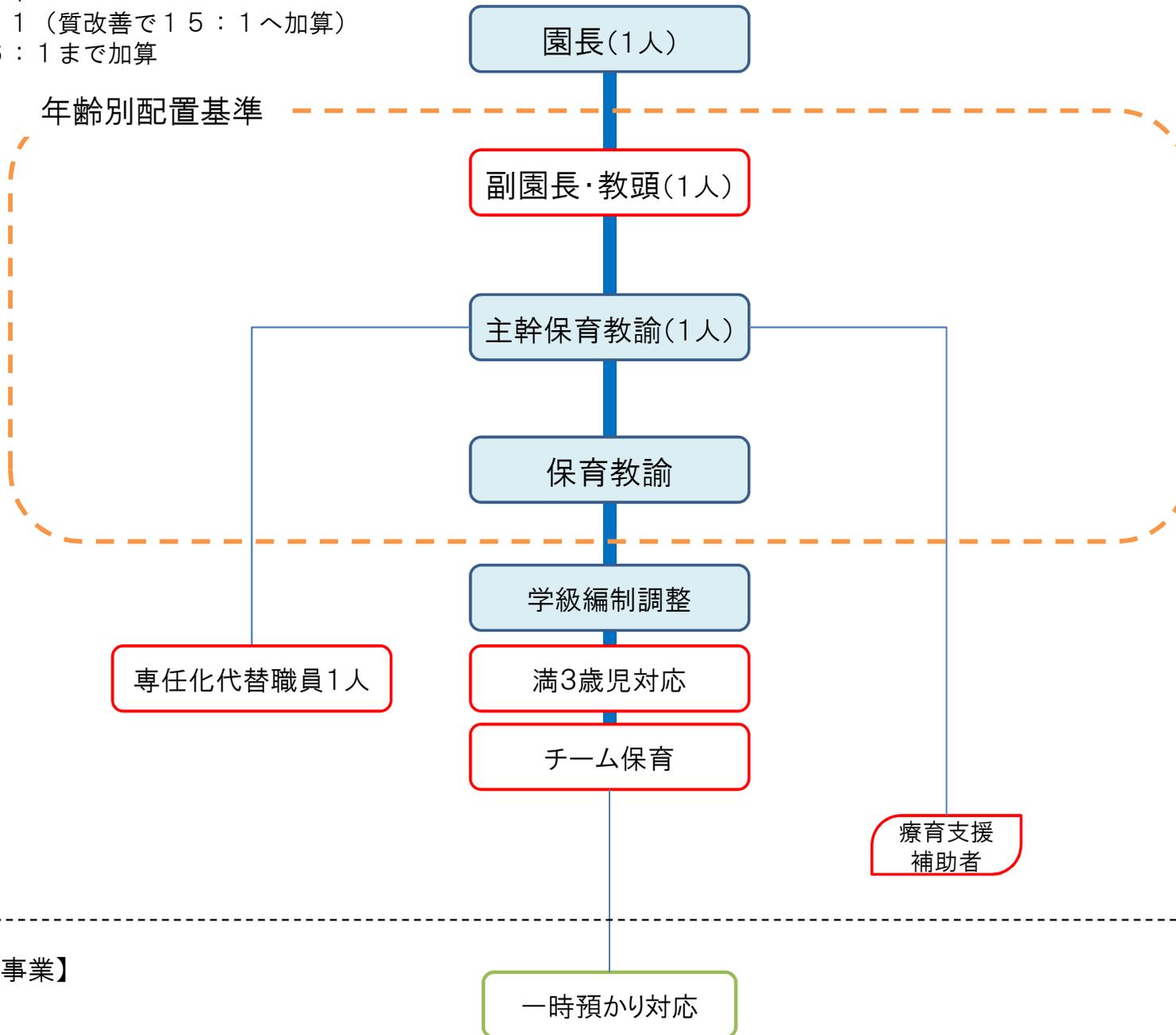
4・5歳児 30:1

3歳児 20:1 (質改善で15:1へ加算)

満3歳児対応は6:1まで加算

 : 基本額
 : 加算

年齢別配置基準

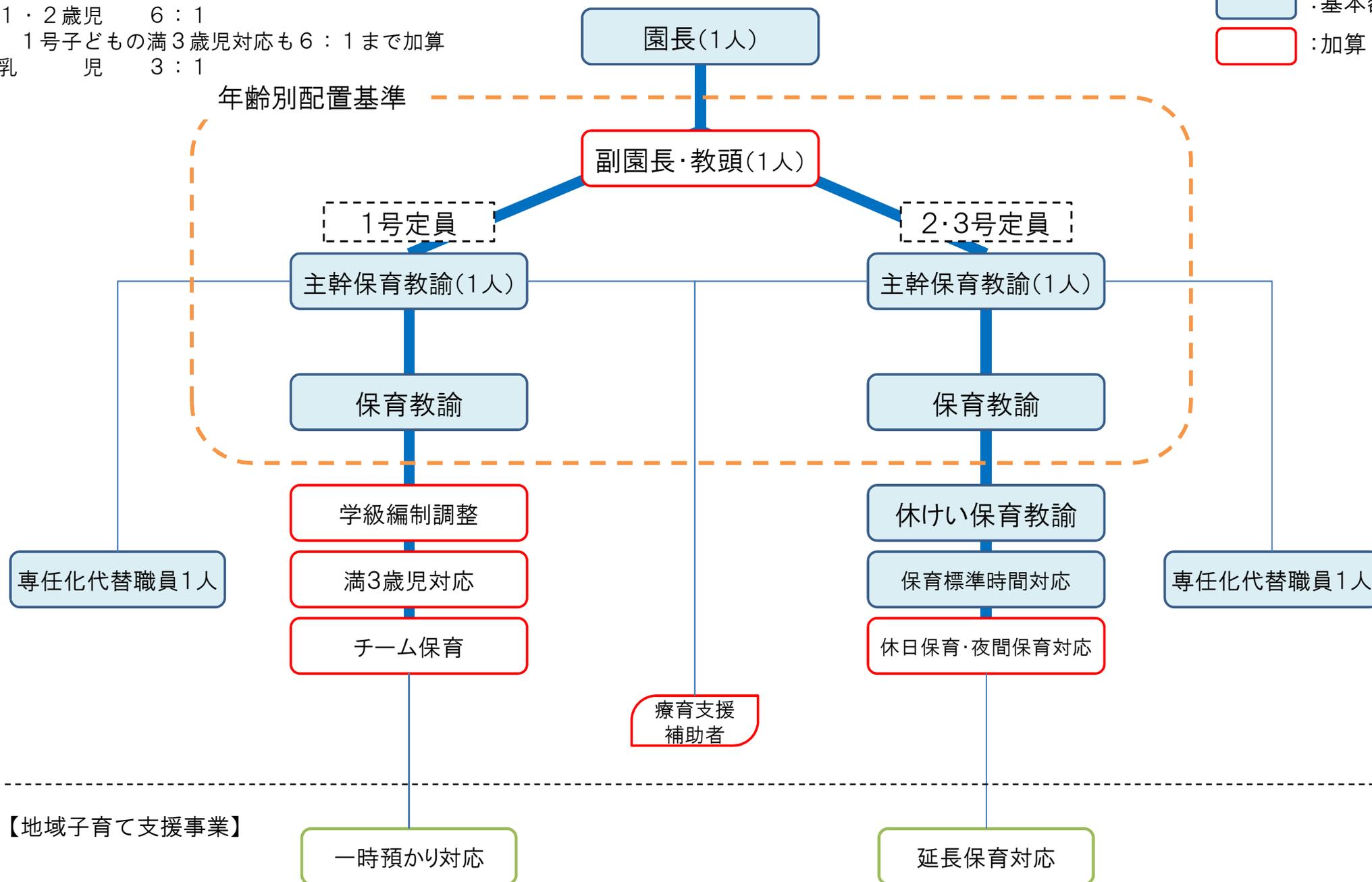


【地域子育て支援事業】

公定価格からみた認定こども園における職員配置のイメージ

4・5歳児 30 : 1
 3歳児 20 : 1 (質改善で15 : 1へ加算)
 1・2歳児 6 : 1
 1号子どもの満3歳児対応も6 : 1まで加算
 乳児 3 : 1

 : 基本額
 : 加算



職員配置数の計算方法について

公定価格の加算額等の適用に当たっては、幼稚園を含め、年齢別教職員配置の考え方が導入される（認定こども園については、認可・認定基準でもある）。

①年齢別配置基準に基づく必要配置数

- 年齢別（年度の初日の前日における満年齢。1号認定子どもの満3歳児は3歳児扱い）に、子どもの数を配置基準で除し（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点第1位を四捨五入。園長は必要配置数に含めない。
- 3歳児の配置改善（20:1→15:1）がなされる場合は、計算式中「1/20」を「1/15」に置き換えることとなる。
- なお、1号給付については36人～300人の施設に1名の学級編制調整加配、2号・3号給付については～90人の施設に1名の休けい保育士加配がされているため、必要配置数に1名を加えることが必要。
※ 学級編制は年齢別配置基準と関係がなく、引き続き学級編制基準（原則35人上限）による。

計算式

（幼稚園）

$$\text{必要配置数} = 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

（認定こども園）

$$\text{必要配置数} = 0\text{歳児} \times 1/3 + (1\text{歳児} + 2\text{歳児}) \times 1/6 + 3\text{歳児} \times 1/20 + (4\text{歳児} + 5\text{歳児}) \times 1/30$$

※教育標準時間認定子どもに満3歳児配置対応加算を適用する場合

$$3\text{歳児} \times 1/20 \quad \rightarrow \quad \text{満3歳入園児} \times 1/6 + \text{満3歳入園児以外の3歳児} \times 1/20$$

②非常勤・短時間勤務の職員の常勤換算

- 年齢別配置基準に基づく必要配置数や公定価格上の加配数については、常勤者は実人数、非常勤・短時間勤務者は常勤換算値により算定する。ただし、学級担任は原則常勤専任であること、各組・グループに1人以上（乳児は2人以上）配置されていること、常勤換算値で常勤職員の勤務時間数以上となることが条件。

計算式

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{常勤職員以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{各施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}}$$

※小数点以下四捨五入

人件費

<公定価格における人件費について>

○公定価格の設定に当たって、多くの割合を占める主な職員に係る人件費については、以下のとおり設定。

<幼稚園等における幼稚園教諭等について>

	職員数	人件費（年額※4）
園長、副園長・教頭※1	1人	約440万円
主幹教諭	1人※2	約410万円
教諭※3	3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円

※1 副園長・教頭は設置した場合の加算。

※2 教諭のうち1人を主幹教諭として費用を算定。

※3 上記の他、すべての学級に専任の学級担任を配置するための教諭(学級編制調整教諭)を1人加配(利用定員36人以上300人以下の施設)。

※4 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。

※5 このほか、基本分単価には、事務職員1人(常勤、年額約340万円。利用定員91人以上には非常勤1人を加配)が含まれる。

<保育所等における保育士等について>

	職員数	人件費（年額※5）
所長※1	1人	約440万円
主任保育士	1人※2	約410万円
保育士※3	乳児 3:1 1、2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	約340万円
調理員	2人※4	約280万円

※1 所長は設置した場合の加算。

※2 保育士のうち1人を主任保育士として費用を算定。

※3 上記の他、休けい保育士を1人加配(利用定員90人以下は常勤、利用定員91人以上は非常勤)。

※4 利用定員40人以下の場合は1人、利用定員151人以上の場合は3人(うち1人は非常勤)。

※5 地域区分が「その他地域」の場合。社会保険料等を含まず。主任保育士・保育士は超過勤務手当の相当額を含む。

※6 このほか、基本分単価には、事務職員1人(非常勤・週3日分。年額約80万円)が含まれる。

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(前処理)

ステップ1

全子ども数を177人、年齢別子ども数を以下のとおりと仮定。

	1号	2・3号
4歳以上児	60人	30人
3歳児(満3歳児除く)	40人	20人
満3歳児(年換算)	6人	—
1, 2歳児	—	18人
乳児	—	3人
計	106人	71人

ステップ2

必要配置数を算定。

$$P : \text{基本配置数} \quad \left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+6+20)}{20} + \frac{18}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 3.3 + 3 + 1 = 10.3 \doteq 10$$

$$Q : \text{学級編制調整教諭数} \quad (36 \leq 177 \leq 300) \Rightarrow 1$$

$$Q' : (\text{常勤}) \text{休けい保育士数} \quad (71 \leq 90) \Rightarrow 1$$

$$S : \text{3歳児配置改善加算あり} \quad \left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+20)}{15} + \frac{(6+18)}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 4 + 4 + 1 = 12$$

満3歳児対応教諭配置加算あり

$$T : \text{3歳児配置改善加算あり} \quad \left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+6+20)}{15} + \frac{18}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 4.4 + 3 + 1 = 11.4 \doteq 11$$

満3歳児対応教諭配置加算なし

$$U : \text{3歳児配置改善加算なし} \quad \left(\frac{(60+30)}{30} + \frac{(40+20)}{20} + \frac{(6+18)}{6} + \frac{3}{3} \right) = 3 + 3 + 4 + 1 = 11$$

満3歳児対応教諭配置加算あり

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(ケース1)

ステップ3

加算の有無を判定。

ケース1) 実配置数(常勤換算) $R = 17$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (① > ② > ③ > ④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow 12 + 1 + 1 \leq 17$  $V = S + Q + Q' = 12 + 1 + 1 = 14$

② $T + Q + Q' \leq R$  $V = T + Q + Q'$

③ $U + Q + Q' \leq R$  $V = U + Q + Q'$

④ 上記以外  $V = P + Q + Q'$

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 17 - 14 = 3$  $W = 3$ (上限)
チーム保育加配加算額 × 3人

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 17$  年齢別配置基準を下回る場合の調整なし

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(ケース2)

ケース2) 実配置数(常勤換算) $R = 13$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (①>②>③>④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow 12 + 1 + 1 \leq 13$ ~~✖~~ $V = S + Q + Q'$

② $T + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 13$ \rightarrow $V = T + Q + Q' = 11 + 1 + 1 = 13$

③ $U + Q + Q' \leq R$ \rightarrow $V = U + Q + Q'$

④ 上記以外 \rightarrow $V = P + Q + Q'$

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 13 - 13 = 0$ ~~✖~~ $W = 0$
 チーム保育加配加算 なし

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 13$ ~~✖~~ 年齢別配置基準を下回る場合の調整 なし

[認定こども園・質改善後]保育教諭等配置のモデルケース(ケース3)

ケース3) 実配置数(常勤換算) $R = 11$ (人) の場合

3歳児配置改善加算・満3歳児対応教諭配置加算

優先度の高いものを適用。

優先度 (①>②>③>④)

① $S + Q + Q' \leq R \Rightarrow 12 + 1 + 1 \leq 11$ ~~✗~~ $V = S + Q + Q'$

② $T + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 11$ ~~✗~~ $V = T + Q + Q'$

③ $U + Q + Q' \leq R \Rightarrow 11 + 1 + 1 \leq 11$ ~~✗~~ $V = U + Q + Q'$

④ 上記以外 $V = P + Q + Q' = 10 + 1 + 1 = 12$ \rightarrow

3歳児加算	満3歳児加算
あり	あり
あり	なし
なし	あり
なし	なし

チーム保育加配加算

$1 \leq R - V = 11 - 12 = -1$ ~~✗~~ $W = 0$
 チーム保育加配加算 **なし**

調整部分

$P + Q + Q' > R \Rightarrow 10 + 1 + 1 > 11$ \rightarrow 年齢別配置基準を下回る場合の調整額
 $\times (P + Q + Q' - R) = 10 + 1 + 1 - 11 = 1$ 人※

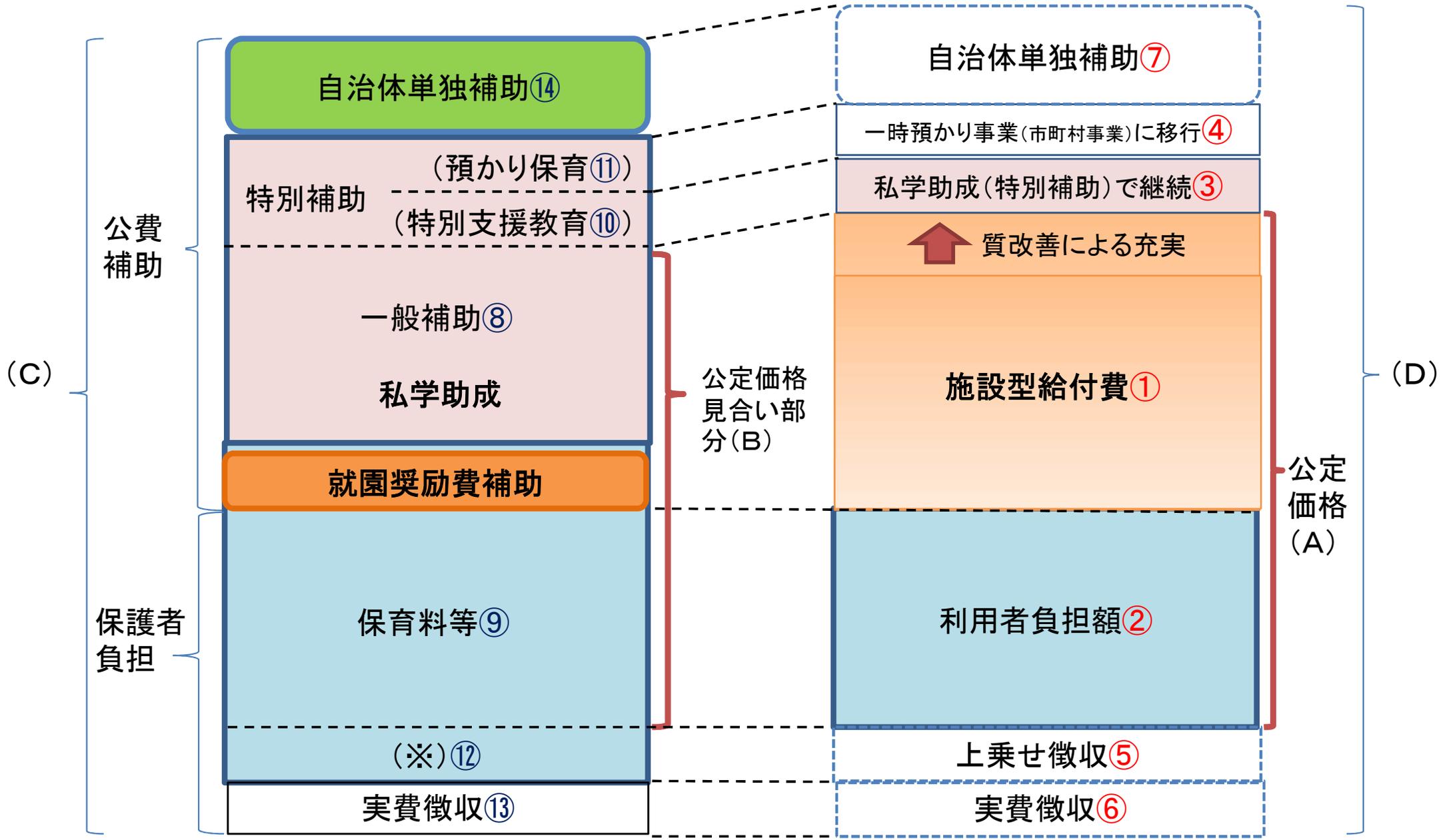
※ 1号と2・3号で等分(それぞれ0.5人ずつ)して減算

10.収入比較のチェックポイント

現行と新制度における収入比較【私立幼稚園（認定こども園含む）】（イメージ）

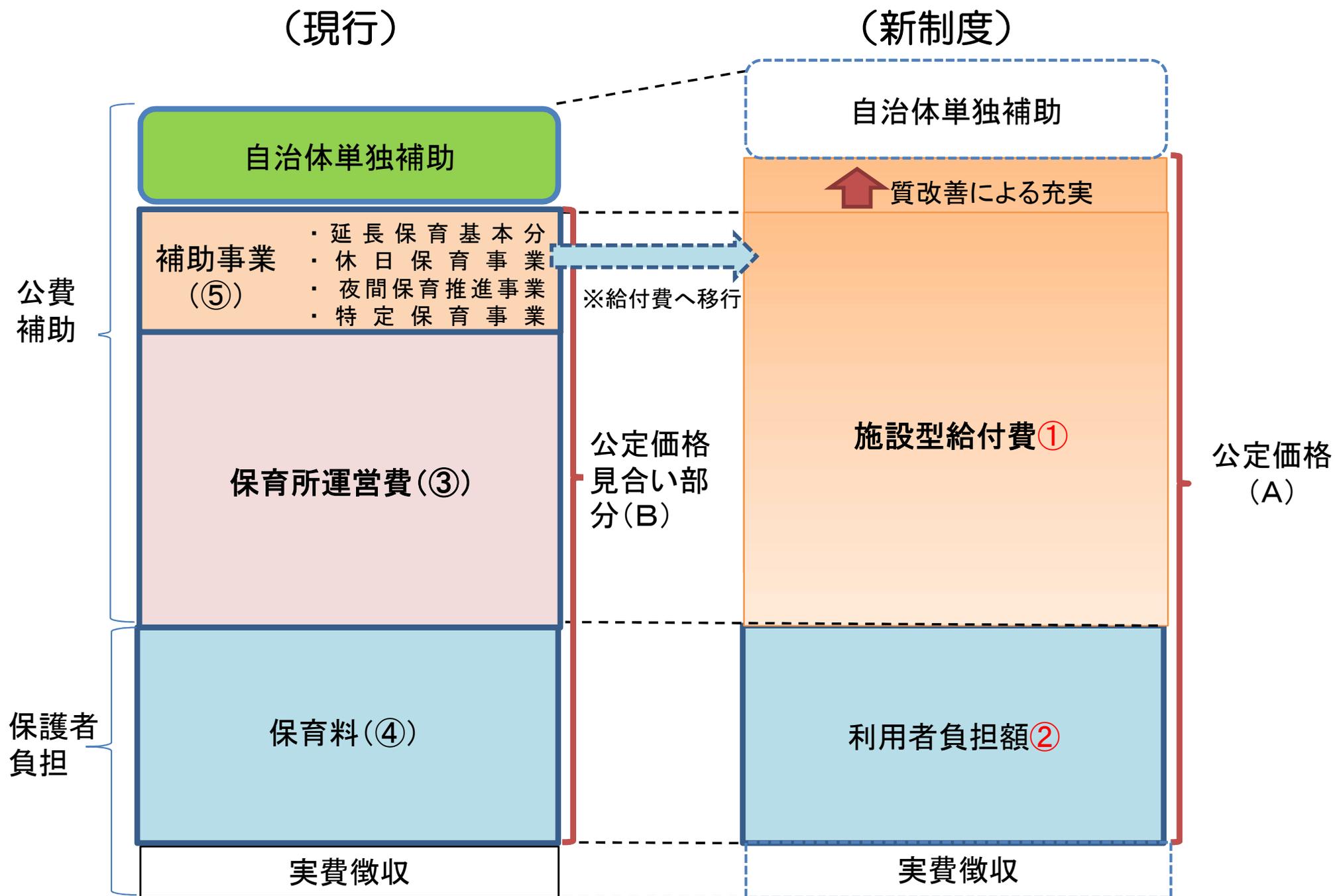
(現行)

(新制度)



※現行の保育料等が全国平均よりも高い水準の私立幼稚園のイメージ

現行と新制度における収入比較【認定こども園を構成する私立保育所】（イメージ）



※延長保育事業(加算分)、一時預かり事業及び自治体の単独補助事業等の補助金収入や、保育料とは別途上乗せ徴収をしている場合には、それらの収入が別途見込まれる。(公定価格との比較の際は含めない。)

現行の幼稚園型認定こども園の事業費支援の構造

1. 幼稚園の長時間預かり保育に対する支援

○対象 幼稚園部分に在籍する保育に欠ける子ども

○費用負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

* 平成25年度から安心こども基金運営要領改正により国の支援対象となった。

○事業費支援

・保育緊急確保事業 子ども1人当たり単価(月額)

4歳以上児	9,000円
3歳児	11,000円
2歳児(満3歳児)	46,000円

* 幼稚園の園児について私学助成(一般補助)が交付される前提での単価

2. 保育機能部分に対する支援

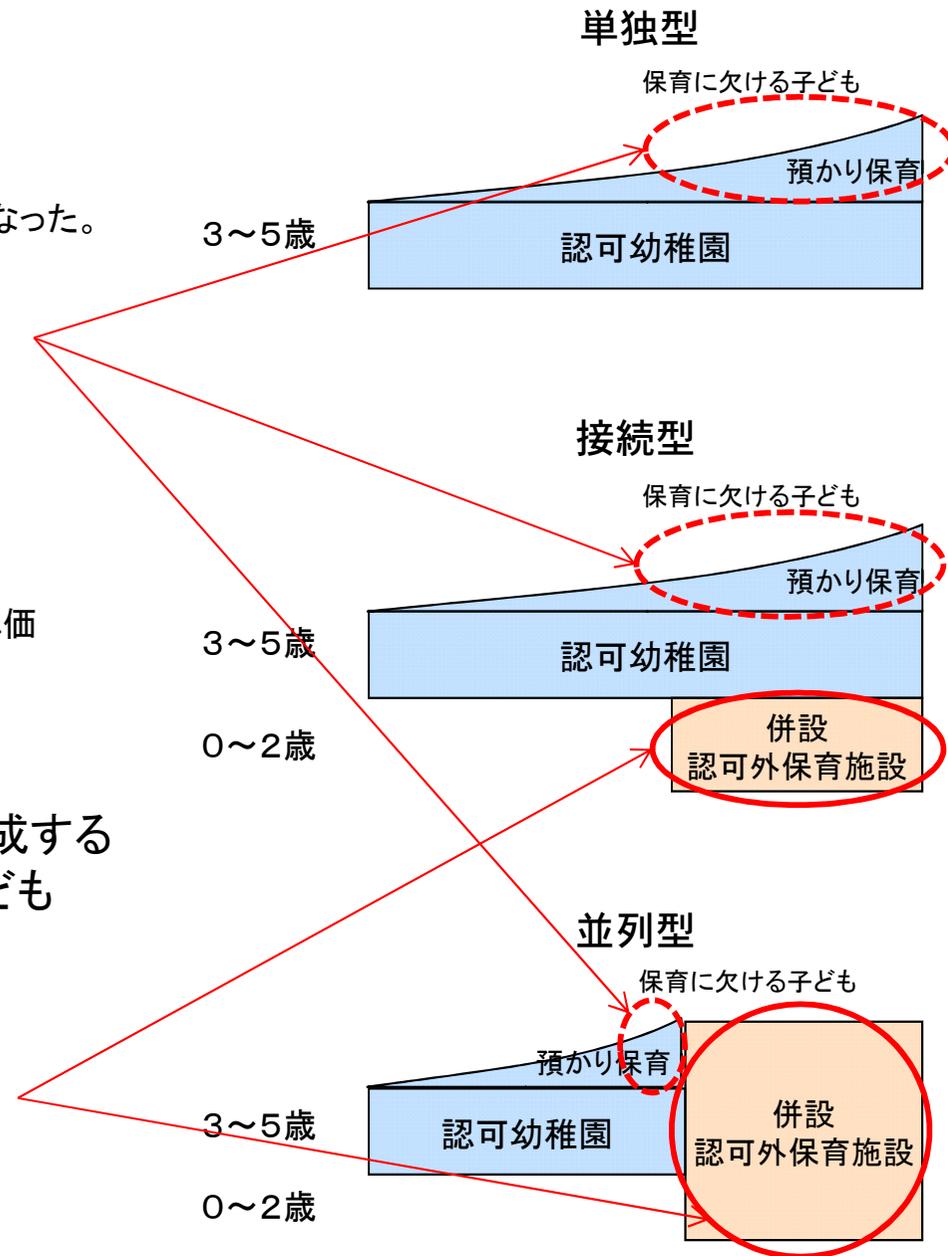
○対象 接続型又は並列型の幼稚園型認定こども園を構成する認可外保育施設部分に在籍する保育に欠ける子ども

○費用負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○事業費支援

・保育緊急確保事業 子ども1人当たり単価(月額)

4歳以上児	18,000円
3歳児	22,000円
1・2歳児	57,000円
乳児	107,000円



1 1.私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果

調査概要

- * 調査対象 全ての私立幼稚園（認定こども園※を構成しているものを含む。）の設置者
- * 調査の実施主体 施設の所在市町村（都道府県を通じて回収）
- * 調査時点 7月（施設から市町村への回答は、7月11日締切りを標準）
- * 回収率
 - ・ 幼稚園 約98% (6,876/6,988)
 - ・ 認定こども園※ 約97% (941/968)

本調査結果は、あくまで調査時点における各施設の新制度への移行等に関する意向をとりまとめたものであり、その後の状況等により変わっている可能性がある。

※幼保連携型と幼稚園型が対象となる。

調査結果 （質問への回答がない施設数を除く。）

新制度への移行について

I 幼稚園 6,833園

1. 平成27年度に新制度移行（検討中を含む）		1,515園	22.2%
1-(1)	①新制度に移行する	801園	11.7%
	②新制度に移行する方向で検討中	714園	10.4%
1-(2)	①認定こども園となって移行	828園	12.1%
	幼保連携型認定こども園	430園	6.3%
	幼稚園型認定こども園	369園	5.4%
	類型を検討中	29園	0.4%
	②幼稚園のまま移行	592園	8.7%
	③いずれか検討中・無回答	95園	1.4%
2. 平成27年度に新制度に移行しない（検討中を含む）		5,318園	77.8%
	①平成28年度以降、新制度に移行する方向で検討中	883園	12.9%
	②平成28年度以降、新制度に移行するかどうか状況により判断	3,350園	49.0%
	③新制度に移行する予定はない	1,023園	15.0%
	④平成27年度は移行しない方向だが、平成28年度以降について無回答	62園	0.9%

（注）割合は、質問への回答のあった幼稚園数（6,833園）に占めるもの。

Ⅱ 幼保連携型認定こども園 548園

1. 新制度に移行		471園	85.9%
①	現在の認定こども園の類型で新制度に移行	443園	80.8%
②	現在の認定こども園の類型を変更して新制度に移行	12園	2.2%
	幼稚園型	11園	2.0%
	保育所型	1園	0.2%
③	幼稚園と保育所に戻り、新制度に移行	8園	1.5%
④	その他※	8園	1.5%
2. 幼稚園と保育所に戻り、幼稚園については私学助成を受ける		60園	10.9%
3. 上記以外		17園	3.1%

※ 幼稚園型認定こども園及び3号認定のみの施設として新制度に移行する施設(4園)、幼保連携型認定こども園及び保育所として新制度に移行する施設(2園)、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園として新制度に移行する施設(1園)、幼保連携型認定こども園2園として新制度に移行する施設(1園)

(注) 割合は、質問への回答のあった幼保連携型認定こども園数(548園)に占めるもの。

Ⅲ 幼稚園型認定こども園 391園

1. 新制度に移行		355園	90.8%
①	現在の認定こども園の類型で新制度に移行	229園	58.6%
②	現在の認定こども園の類型を幼保連携型に変更して新制度に移行	124園	31.7%
③	幼稚園に戻り、新制度に移行	2園	0.5%
2. 幼稚園に戻り、幼稚園については私学助成を受ける		25園	6.4%
3. 上記以外		11園	2.8%

(注) 割合は、質問への回答のあった幼稚園型認定こども園数(391園)に占めるもの。

小規模保育事業等※1について

平成27年度に幼稚園として小規模保育等の実施を希望又は実施する方向で検討中の施設	1,400園	24.4%	(1,400/5,727※2)
平成27年度に新制度に移行する	173園	3.0%	(173/5,727)
平成27年度に新制度に移行しない	1,227園	21.4%	(1,227/5,727)

※1 家庭的保育事業を含む。

※2 調査対象5,727園の内訳：平成27年度に幼稚園のまま新制度に移行すると回答した幼稚園（Ⅰ-1-(2)②）及び平成27年度に新制度に移行しない・移行しない方向で検討中と回答した幼稚園（平成28年度以降について無回答の施設を除く（Ⅰ-2のうち④を除く。）と、平成27年度以降、幼稚園または幼稚園と保育所に戻ると回答した認定こども園（Ⅱ-1.③・2、Ⅲ-1.③・2）。ただし、小規模保育事業等に関する質問をしていない市町村に所在する施設は含まれない。

【都道府県別】新制度への移行について(幼稚園)

幼稚園 6,833園

	1.平成27年度に新制度移行(検討中を含む)																2.平成27年度に新制度に移行しない(検討中を含む)								回答のあった幼稚園数					
	1-(1)						1-(2)										2.平成27年度に新制度に移行しない(検討中を含む)													
	①新制度に移行する		②新制度に移行する方向で検討中				①認定こども園となって移行				②幼保連携型認定こども園			③幼稚園型認定こども園			④類型を検討中		②幼稚園のまま移行		③いずれか検討中・無回答		①平成28年度以降、新制度に移行する方向で検討中	②平成28年度以降、新制度に移行するかどうか状況により判断		③新制度に移行する予定はない		④平成27年度は移行しない方向だが、平成28年度以降について無回答		
	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合	園数	割合		園数	割合	園数	割合	園数
北海道	103	24.8%	52	12.5%	51	12.3%	37	8.9%	13	3.1%	24	5.8%	0	0.0%	61	14.7%	5	1.2%	313	75.2%	93	22.4%	132	31.7%	85	20.4%	3	0.7%	416	
青森県	43	49.4%	24	27.6%	19	21.8%	17	19.5%	5	5.7%	12	13.8%	0	0.0%	26	29.9%	0	0.0%	44	50.6%	7	8.0%	32	36.8%	5	5.7%	0	0.0%	87	
岩手県	16	26.7%	8	13.3%	8	13.3%	11	18.3%	5	8.3%	5	8.3%	1	1.7%	4	6.7%	1	1.7%	44	73.3%	12	20.0%	28	46.7%	4	6.7%	0	0.0%	60	
宮城県	24	14.4%	8	4.8%	16	9.6%	10	6.0%	4	2.4%	6	3.6%	0	0.0%	9	5.4%	5	3.0%	143	85.6%	5	3.0%	107	64.1%	31	18.6%	0	0.0%	167	
秋田県	30	68.2%	22	50.0%	8	18.2%	14	31.8%	13	29.5%	1	2.3%	0	0.0%	16	36.4%	0	0.0%	14	31.8%	5	11.4%	8	18.2%	1	2.3%	0	0.0%	44	
山形県	17	24.6%	9	13.0%	8	11.6%	13	18.8%	6	8.7%	7	10.1%	0	0.0%	3	4.3%	1	1.4%	52	75.4%	13	18.8%	34	49.3%	5	7.2%	0	0.0%	69	
福島県	27	23.9%	13	11.5%	14	12.4%	15	13.3%	5	4.4%	10	8.8%	0	0.0%	9	8.0%	3	2.7%	86	76.1%	24	21.2%	50	44.2%	12	10.6%	0	0.0%	113	
茨城県	77	71.3%	55	50.9%	22	20.4%	54	50.0%	24	22.2%	29	26.9%	1	0.9%	19	17.6%	4	3.7%	31	28.7%	9	8.3%	20	18.5%	2	1.9%	0	0.0%	108	
栃木県	71	44.7%	40	25.2%	31	19.5%	49	30.8%	29	18.2%	19	11.9%	1	0.6%	21	13.2%	1	0.6%	88	55.3%	38	23.9%	35	22.0%	14	8.8%	1	0.6%	159	
群馬県	39	41.1%	15	15.8%	24	25.3%	25	26.3%	9	9.5%	15	15.8%	1	1.1%	10	10.5%	4	4.2%	56	58.9%	18	18.9%	33	34.7%	5	5.3%	0	0.0%	95	
埼玉県	54	10.5%	32	6.3%	22	4.3%	31	6.1%	22	4.3%	9	1.8%	0	0.0%	18	3.5%	5	1.0%	458	89.5%	37	7.2%	316	61.7%	97	18.9%	8	1.6%	512	
千葉県	34	8.3%	11	2.7%	23	5.6%	19	4.6%	10	2.4%	7	1.7%	2	0.5%	12	2.9%	3	0.7%	376	91.7%	39	9.5%	248	60.5%	85	20.7%	4	1.0%	410	
東京都	98	13.2%	32	4.3%	66	8.9%	21	2.8%	5	0.7%	14	1.9%	2	0.3%	69	9.3%	8	1.1%	643	86.8%	40	5.4%	376	50.7%	225	30.4%	2	0.3%	741	
神奈川県	107	17.7%	72	11.9%	35	5.8%	34	5.6%	16	2.6%	16	2.6%	2	0.3%	69	11.4%	4	0.7%	498	82.3%	92	15.2%	285	47.1%	93	15.4%	28	4.6%	605	
新潟県	45	56.3%	25	31.3%	20	25.0%	20	25.0%	13	16.3%	7	8.8%	0	0.0%	21	26.3%	4	5.0%	35	43.8%	12	15.0%	16	20.0%	7	8.8%	0	0.0%	80	
富山県	9	22.0%	6	14.6%	3	7.3%	4	9.8%	0	0.0%	3	7.3%	1	2.4%	4	9.8%	1	2.4%	32	78.0%	10	24.4%	21	51.2%	1	2.4%	0	0.0%	41	
石川県	2	3.5%	1	1.8%	1	1.8%	1	1.8%	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	55	96.5%	6	10.5%	41	71.9%	8	14.0%	0	0.0%	57	
福井県	6	23.1%	2	7.7%	4	15.4%	3	11.5%	1	3.8%	2	7.7%	0	0.0%	2	7.7%	1	3.8%	20	76.9%	11	42.3%	9	34.6%	0	0.0%	0	0.0%	26	
山梨県	27	50.0%	14	25.9%	13	24.1%	19	35.2%	12	22.2%	5	9.3%	2	3.7%	7	13.0%	1	1.9%	27	50.0%	5	9.3%	14	25.9%	8	14.8%	0	0.0%	54	
長野県	10	11.0%	5	5.5%	5	5.5%	4	4.4%	2	2.2%	2	2.2%	0	0.0%	6	6.6%	0	0.0%	81	89.0%	22	24.2%	46	50.5%	13	14.3%	0	0.0%	91	
岐阜県	5	5.4%	0	0.0%	5	5.4%	2	2.2%	0	0.0%	1	1.1%	1	1.1%	1	1.1%	2	2.2%	88	94.6%	7	7.5%	65	69.9%	16	17.2%	0	0.0%	93	
静岡県	34	15.0%	20	8.8%	14	6.2%	26	11.5%	22	9.7%	4	1.8%	0	0.0%	4	1.8%	4	1.8%	192	85.0%	44	19.5%	137	60.6%	11	4.9%	0	0.0%	226	
愛知県	37	9.3%	16	4.0%	21	5.3%	19	4.8%	14	3.5%	3	0.8%	2	0.5%	12	3.0%	6	1.5%	363	90.8%	31	7.8%	271	67.8%	61	15.3%	0	0.0%	400	
三重県	6	10.5%	3	5.3%	3	5.3%	2	3.5%	1	1.8%	1	1.8%	0	0.0%	4	7.0%	0	0.0%	51	89.5%	9	15.8%	38	66.7%	4	7.0%	0	0.0%	57	
滋賀県	5	25.0%	5	25.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	20.0%	0	0.0%	15	75.0%	0	0.0%	10	50.0%	5	25.0%	0	0.0%	20	
京都府	5	3.5%	2	1.4%	3	2.1%	2	1.4%	1	0.7%	1	0.7%	0	0.0%	3	2.1%	0	0.0%	137	96.5%	7	4.9%	91	64.1%	37	26.1%	2	1.4%	142	
大阪府	81	23.6%	46	13.4%	35	10.2%	60	17.5%	35	10.2%	25	7.3%	0	0.0%	21	6.1%	0	0.0%	262	76.4%	82	23.9%	142	41.4%	35	10.2%	3	0.9%	343	
兵庫県	54	30.9%	31	17.7%	23	13.1%	35	20.0%	7	4.0%	28	16.0%	0	0.0%	17	9.7%	2	1.1%	121	69.1%	33	18.9%	71	40.6%	17	9.7%	0	0.0%	175	
奈良県	1	2.3%	0	0.0%	1	2.3%	1	2.3%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	42	97.7%	1	2.3%	31	72.1%	10	23.3%	0	0.0%	43	
和歌山県	9	24.3%	3	8.1%	6	16.2%	6	16.2%	6	16.2%	0	0.0%	0	0.0%	3	8.1%	0	0.0%	28	75.7%	6	16.2%	15	40.5%	7	18.9%	0	0.0%	37	
鳥取県	3	17.6%	1	5.9%	2	11.8%	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	11.8%	1	5.9%	0	0.0%	14	82.4%	2	11.8%	11	64.7%	1	5.9%	0	0.0%	17	
島根県	2	25.0%	0	0.0%	2	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	25.0%	0	0.0%	6	75.0%	2	25.0%	4	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	
岡山県	2	6.3%	0	0.0%	2	6.3%	2	6.3%	2	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	30	93.8%	9	28.1%	18	56.3%	3	9.4%	0	0.0%	32	
広島県	24	15.3%	9	5.7%	15	9.6%	14	8.9%	8	5.1%	5	3.2%	1	0.6%	7	4.5%	3	1.9%	133	84.7%	20	12.7%	88	56.1%	24	15.3%	1	0.6%	157	
山口県	47	41.2%	17	14.9%	30	26.3%	22	19.3%	9	7.9%	12	10.5%	1	0.9%	22	19.3%	3	2.6%	67	58.8%	8	7.0%	49	43.0%	10	8.8%	0	0.0%	114	
徳島県	2	20.0%	2	20.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	0	0.0%	8	80.0%	3	30.0%	4	40.0%	1	10.0%	0	0.0%	10	
香川県	7	20.6%	2	5.9%	5	14.7%	4	11.8%	1	2.9%	3	8.8%	0	0.0%	3	8.8%	0	0.0%	27	79.4%	5	14.7%	22	64.7%	0	0.0%	0	0.0%	34	
愛媛県	27	31.0%	16	18.4%	11	12.6%	15	17.2%	10	11.5%	4	4.6%	1	1.1%	10	11.5%	2	2.3%	60	69.0%	8	9.2%	47	54.0%	5	5.7%	0	0.0%	87	
高知県	9	45.0%	4	20.0%	5	25.0%	6	30.0%	3	15.0%	3	15.0%	0	0.0%	3	15.0%	0	0.0%	11	55.0%	4	20.0%	6	30.0%	1	5.0%	0	0.0%	20	
福岡県	65	16.8%	30	7.8%	35	9.0%	27	7.0%	8	2.1%	19	4.9%	0	0.0%	29	7.5%	9	2.3%	322	83.2%	39	10.1%	230	59.4%	50	12.9%	3	0.8%	387	
佐賀県	21	39.6%	11	20.8%	10	18.9%	9	17.0%	7	13.2%	2	3.8%	0	0.0%	12	22.6%	0	0.0%	32	60.4%	7	13.2%	17	32.1%	7	13.2%	1	1.9%	53	
長崎県	38	50.0%	19	25.0%	19	25.0%	27	35.5%	10	13.2%	16	21.1%	1	1.3%	7	9.2%	4	5.3%	38	50.0%	7	9.2%	20	26.3%	6	7.9%	5	6.6%	76	
熊本県	57	55.9%	30	29.4%	27	26.5%	42	41.2%	23	22.5%	16	15.7%	3	2.9%	13	12.7%	2	2.0%	45	44.1%	17	16.7%	27	26.5%	1	1.0%	0	0.0%	102	
大分県	18	43.9%	17	41.5%	1	2.4%	11	26.8%	2	4.9%	9	22.0%	0	0.0%	6	14.6%	1	2.4%	23	56.1%	14	34.1%	8	19.5%	1	2.4%	0	0.0%	41	
宮崎県	43	60.6%	24	33.8%	19	26.8%	24	33.8%	10	14.1%	11	15.5%	3	4.2%	16	22.5%	3	4.2%	28	39.4%	4	5.6%	23	32.4%	1	1.4%	0	0.0%	71	
鹿児島県	69	57.5%	45	37.5%	24	20.0%	64	53.3%	50	41.7%	13	10.8%	1	0.8%	3	2.5%	2	1.7%	51	42.5%	12	10.0%	33	27.5%	6	5.0%	0	0.0%	120	
沖縄県	5	15.2%	2	6.1%	3	9.1%	4	12.1%	4	12.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.0%	28	84.8%	4	12.1%	21	63.6%	2	6.1%	1	3.0%	33	
全国	1,515	22.2%	801	11.7%	714	10.4%	828	12.1%	430	6.3%	369	5.4%	29	0.4%	592	8.7%	95	1.4%	5,318	77.8%	883	12.9%	3,350	49.0%	1,023	15.0%	62	0.9%	6,833	

(注)・割合は、質問への回答のあった幼稚園数に占めるもの。

・調査結果は平成26年7月時点(標準)における意向をとりまとめたものであり、その後の状況等により変わっている可能性がある。

各都道府県の私立幼稚園（認定こども園を除く）の移行状況

○新制度へ移行する施設の割合 上位5都道府県

【平成27年度】

茨城県	71.3%	(77/108園)
秋田県	68.2%	(30/44園)
宮崎県	60.6%	(43/71園)
鹿児島県	57.5%	(69/120園)
新潟県	56.3%	(45/80園)

全国平均 22.2% (1,515/6,833)

【平成28年度以降】

茨城県	79.6%	(86/108園)
秋田県	79.5%	(35/44園)
大分県	78.0%	(32/41園)
熊本県	72.5%	(74/102園)
新潟県	71.3%	(57/80園)

全国平均 35.1% (2,398/6,833)

○新制度に移行する施設と状況により判断する施設を合計した施設の割合 上位5都道府県

福井県	100%	(26/26園)
島根県	100%	(8/8園)
香川県	100%	(34/34園)
熊本県	99.0%	(101/102園)
宮崎県	98.6%	(70/71園)

全国平均 84.1% (5,748/6,833)

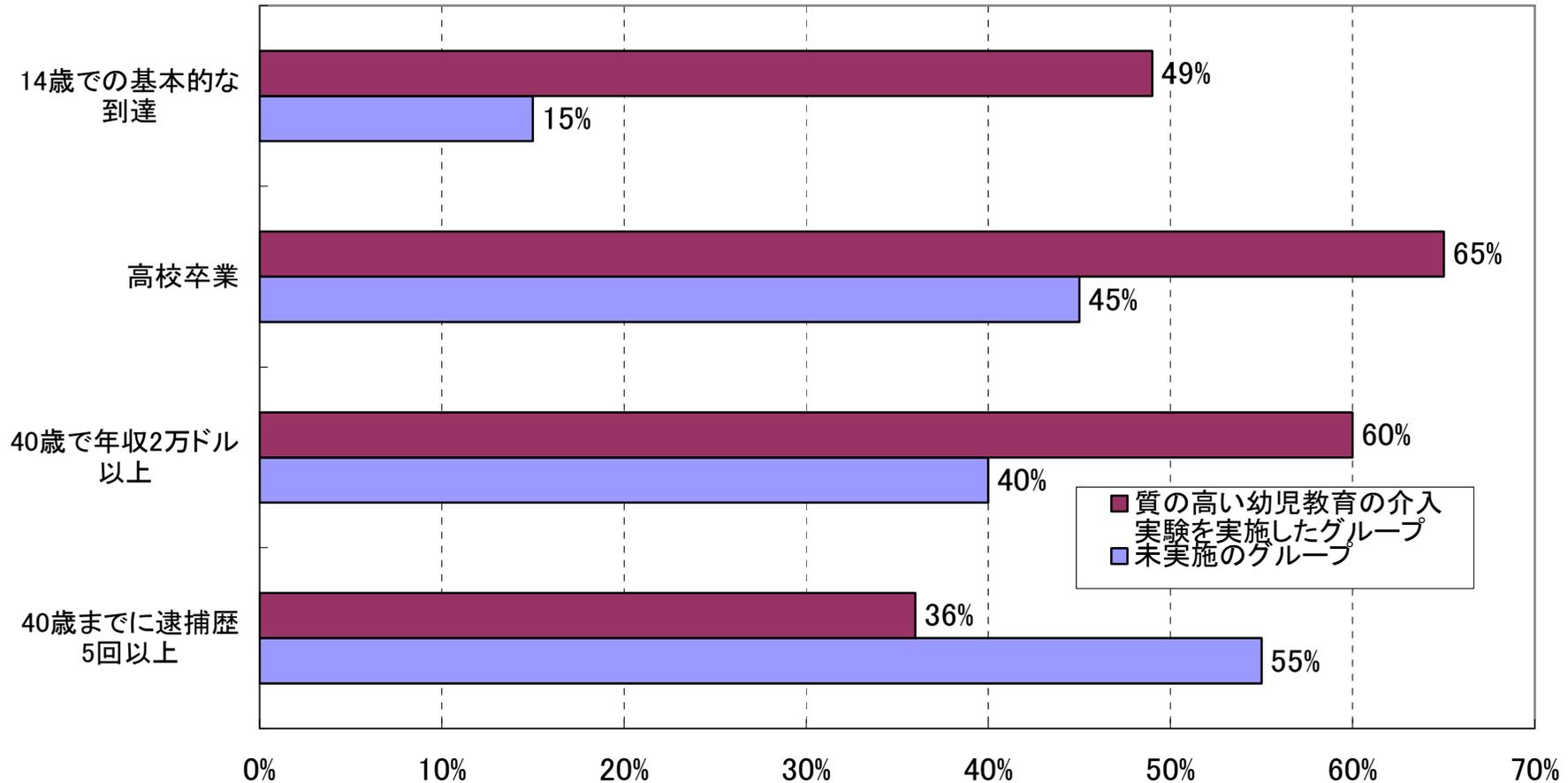
- (注) ・割合は、質問への回答のあった幼稚園数に占めるもの。
 ・調査結果は平成26年7月時点（標準）における意向をとりまとめたものであり、その後の状況等により変わっている可能性がある。
 ・新制度へ移行する施設には、移行する方向で検討中の回答の施設を含む。

12. 幼児教育の段階的無償化について

幼児教育への投資の効果

幼児期の教育は生涯にわたる学習の基盤を形成するものである。

質の高い幼児教育を受けることにより、その後の学力の向上や、将来の所得向上、犯罪率の低下等につながるという調査結果が示されている。(ペリー就学前計画※の結果による)



出典：Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”

※「ペリー就学前計画」とは、1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの

諸外国における幼児教育の無償化に係る動き

国名	制度の概要	義務教育直前の就園率
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2004年までに<u>全ての3～4歳児に対する幼児教育の無償化を実現</u>。 （現在、保育施設も含め、「週15時間、年38週分」が無償。社会・経済的困難家庭の2歳児にも無償化の対象を拡大。） ・ 5歳から初等学校に入学し、義務教育となる。 	<p>98%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 4歳児 * 保育施設を含む
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主に3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償</u>。 （3歳以上のほぼ全員が幼稚園を利用） ・ 6歳から小学校に入学し、義務教育となる。 	<p>100%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 5歳児
アメリカ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>主に5歳児を対象とする公立小学校付設の幼稚園は、無償</u>。 ・ 通常は6歳から小学校に入学し、義務教育となる。 	<p>63.5%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 3～5歳児 * 保育施設を含む
ドイツ	<p>【連邦制のため、制度の在り方は州により異なる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は、原則として有償であるが、最終年については、州により有償の場合も無償の場合もある。 ・ 6歳から基礎学校に入学し、義務教育となる。 	<p>92.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 保育施設を含む * 3～5歳児
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年、小学校入学前3年間（3～5歳児、保育園も含む）の無償化が法定。 ・ 公立施設の利用児については、2012年に無償化を達成。私立施設の利用児については、支援規模を段階的に拡大し、2016年に実質無償化を達成予定 	<p>88.1%</p> <ul style="list-style-type: none"> * 幼稚園54.7%、 保育園33.4% * 5歳児

(出典) 英仏米独の「義務教育直前の就園率」については「諸外国における幼児教育・保育の現状や動向に関する調査」(平成24年3月日本総研)、
その他は文科省調べ

○幼児教育無償化に関する政府・与党の方針

<第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説・抜粋>

(若者を伸ばす教育再生)

全ての子供たちに必要な学力を保障するのも、公教育の重要な役割です。幼児教育の無償化を段階的に進めます。

<自由民主党・公明党連立政権合意(平成二十四年十二月二十五日・抜粋)>

五、教育再生

・幼児教育の無償化への取り組みを財源を確保しながら進める。

<2013年参議院選挙公約(抜粋)>

○ 自由民主党

【参議院選挙公約2013】

全ての子供が必要な教育を受けられるよう、教育費負担の軽減を図るため、幼児教育の段階的無償化、就学援助制度や奨学金制度の充実に取り組みます。

【J-ファイル2013】

家庭の経済状況に関わらず、志ある子どもたちの夢を徹底的に支援するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取り組みを強化します。小学校入学前段階においては幼児教育の無償化に向けて取り組み、義務教育段階においては、就学援助の充実に取り組みます。

○ 公明党

【参院選重点政策】

すべての子どもに質の高い幼児教育を保障するため、小学校就学前3年間の幼稚園・保育所・認定こども園等の幼児教育の無償化を実現します。まずは、保育所の待機児童の解消を進めながら、財源の確保とあわせ、段階的な導入をめざします。

「幼児教育無償化」について

平成25年6月6日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

幼児教育無償化に関する今後の取組の基本方向は、下記のとおりとする。

記

幼児教育無償化は、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障すること」を目指すものである。

この基本的考え方を踏まえ、以下の方針に基づき、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、まずは「5歳児」を対象として無償化を実現することを視野に置いて、平成26年度から「段階的」に取り組むものとする。

- (1) 幼児教育無償化に関する「環境整備」として、すべての子どもに対して、質の高い幼児教育を受ける機会の確保を図る必要がある。このため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることを視野に置いて、幼稚園と保育所の「負担の平準化」や「未就園児への対応」の観点から踏まえ、平成26年度から低所得世帯・多子世帯の負担軽減など無償化へ向けて取り組むとともに、「待機児童解消加速化プラン」を推進し、平成29年度末までに保育所の待機児童の解消を目指す。また、「幼児教育の質の向上」の観点から、「5歳児」について幼児教育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続を確保する取組を着実に進め、これらにより、「5歳児」について無償化を行う「環境整備」を行うものとする。
- (2) 幼児教育無償化に関する「財源確保」に関しては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすること等諸般の状況を踏まえながら、幼児教育の更なる質の向上を図る観点から、新たな財源の確保方策について検討を行うものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の状況を踏まえ、3歳児から5歳児のうち、まずは5歳児を前提として、どのような対象・方法とすることが適切かどうかを総合的に検討し、無償化措置を図るものとする。

幼児教育に係る保護者負担の軽減（無償化に向けた段階的取組）（幼稚園就園奨励費補助）

（平成25年度予算額 23,538百万円）
 平成26年度予算額 33,905百万円
 （対前年度 10,367百万円増）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組む。平成26年度については、幼稚園と保育所の「負担の平準化」を図ることとし、「幼稚園就園奨励費補助」において低所得世帯と多子世帯の保護者負担の軽減を行う。

※幼稚園就園奨励費補助（補助率：1/3以内）

幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する。

1. 低所得世帯の保護者負担軽減

保育所と同様に、生活保護世帯の保護者負担を無償にする。

（無償となるよう、保育料の全国平均単価「公立：79,000円、私立：308,000円」まで補助を可能にする。）

（階層区分）	（26年度）
【公立】生活保護世帯	79,000円（59,000円増）保護者負担を無償
市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 （年収約270万円まで）	20,000円（前年度同額）
【私立】	
第Ⅰ階層：生活保護世帯	308,000円（78,800円増）保護者負担を無償
第Ⅱ階層：市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯を含む） （年収約270万円まで）	199,200円（前年度同額）
第Ⅲ階層：市町村民税所得割課税額 （77,100円以下）世帯（年収約360万円まで）	115,200円（前年度同額）
第Ⅳ階層：市町村民税所得割課税額 （211,200円以下）世帯（年収約680万円まで）	62,200円（前年度同額）

※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)

※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。

2. 多子世帯の保護者負担軽減の拡充

保育所と同様に、第2子の保護者負担を半額にした上で所得制限を撤廃し、第3子以降についても所得制限を撤廃する。

●幼稚園に同時就園している場合

第2子	0.5	（所得制限を撤廃）
第3子以降	0.0	（所得制限を撤廃済）

●小学校1～3年生の兄・姉がいる場合

第2子	0.75 → 0.5	（保護者負担を半額、所得制限を撤廃）
-----	------------	--------------------

第3子以降	0.0	（所得制限を撤廃）
-------	-----	-----------

※ 数値は、第1子の保護者負担割合を[1.0]とした場合の第2子以降の概ねの保護者負担割合である。

※ 無償となる保育料の上限は、保育料の全国平均単価（公立：79,000円、私立：308,000円）

幼稚園と保育所の保育料の比較(3歳以上児:年額)

- 幼稚園の保育料は、平均保育料等(公立施設年額7万9000円、私立施設年額30万8000円)から、所得階層区分ごとの幼稚園就園奨励費補助金額(国の基準額・第1子の場合)を引いた額が利用者負担額となる。
 - 保育所の保育料は、各市町村において、国の基準を参考に、所得に応じた利用者負担額を設定している。
- ※いずれも、所得区分の細分化や補助単価の引き上げ(額の引下げ)等を行っている市町村もある。

(単位:円)

公立幼稚園		私立幼稚園		保育所			
階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料	階層区分 (推定年収)	保育料		
I	生活保護世帯	59,000 ↓ 0	I 生活保護世帯	78,800 ↓ 0	I 生活保護世帯	0	
	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	59,000	II 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	108,800	II 市町村民税非課税世帯	72,000	
就園奨励費支給対象外	270万円～	79,000	III 270万円～	192,800	III 260万円～	198,000	
			IV 360万円～	245,800	IV 330万円～	324,000 (保育単価限度)	
					V 470万円～	498,000 (保育単価限度)	
			就支園給奨励対象外	680万円～	308,000	VI 640万円～	696,000 (保育単価限度)
						VII 930万円～	924,000 (保育単価限度)
			VIII 1,130万円～	1,212,000 (保育単価限度)			

(平成26年度予算ベース)

※保育所の保育料については、上記の保育料より各地域区分ごとの保育単価が下回る場合はその保育単価を限度とする。

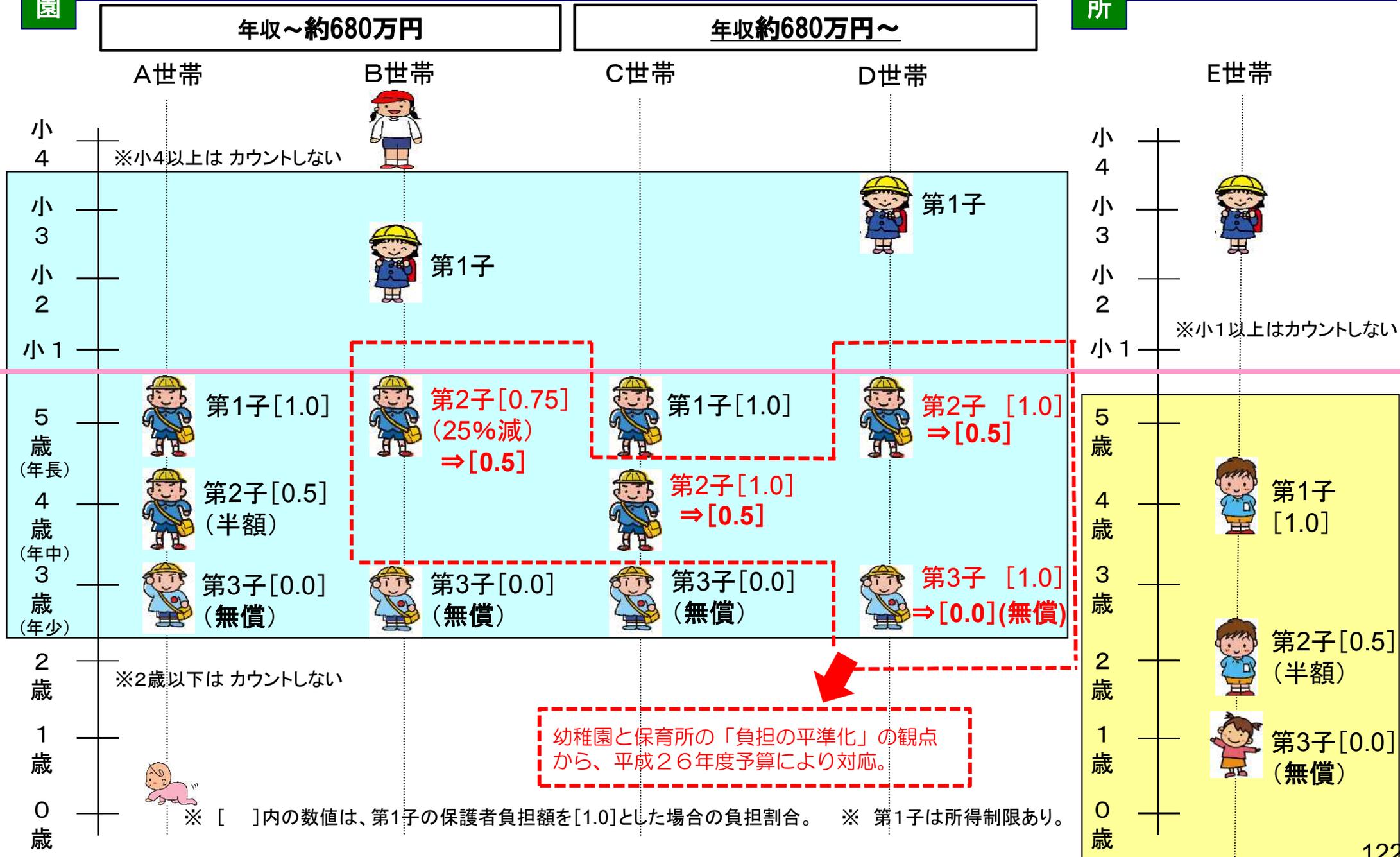
多子世帯の保護者負担の軽減(幼稚園と保育所との比較)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)
 ※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度~)

保育所

所得制限:なし
 (全世帯が対象)



幼児教育無償化について

平成 26 年 7 月 23 日
幼児教育無償化に関する
関係閣僚・与党実務者連絡会議

- 幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、低所得世帯を含むすべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「経済財政運営と改革の基本方針2014について」（平成26年6月24日閣議決定）、「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）においても「財源を確保しながら段階的に進める」等とされている重要課題である。
- このため、今年度（平成26年度）に引き続き、平成27年度においても、昨年6月に本連絡会議で取りまとめた基本方向を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、5歳児から段階的に無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

幼児教育の段階的無償化に追加的に必要となる公費の推計

推定年収	全員(3歳～5歳児)	5歳児のみ
270万円未満まで	124億円 約28.4万人 (9.7%)	45億円 約9.8万人 (3.3%) 5歳児全体に占める割合 (9.7%)
360万円未満まで	729億円 約66.8万人 (22.9%)	244億円 約22.8万人 (7.8%) 5歳児全体に占める割合 (22.6%)
680万円未満まで	3,898億円 約203.5万人 (69.6%)	1,273億円 約69.4万人 (23.8%) 5歳児全体に占める割合 (68.7%)
680万円以上	7,445億円 約283.9万人 (97.2%)	2,797億円 約99.4万人 (34.0%) 5歳児全体に占める割合 (98.4%)

※私立幼稚園の新制度への移行率を0割とした場合の試算

※園児数、所要額は低所得階層からの累積額

全 体	合 計	約292.2万人	(100%)
	(内すでに無償となっている人数)	約8.3万人	(2.8%)

13.幼稚園教育要領について

現行幼稚園教育要領の改訂の経緯

平成17年1月 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(中教審答申)

平成17年2月 学習指導要領の見直しに着手(大臣からの要請)

平成18年12月 教育基本法改正

平成19年 6月 学校教育法改正

平成19年11月7日 中央教育審議会教育課程部会「審議のまとめ」

広く国民から意見募集(11/8~12/7)
関係団体からヒアリング

平成20年1月17日 中央教育審議会「答申」

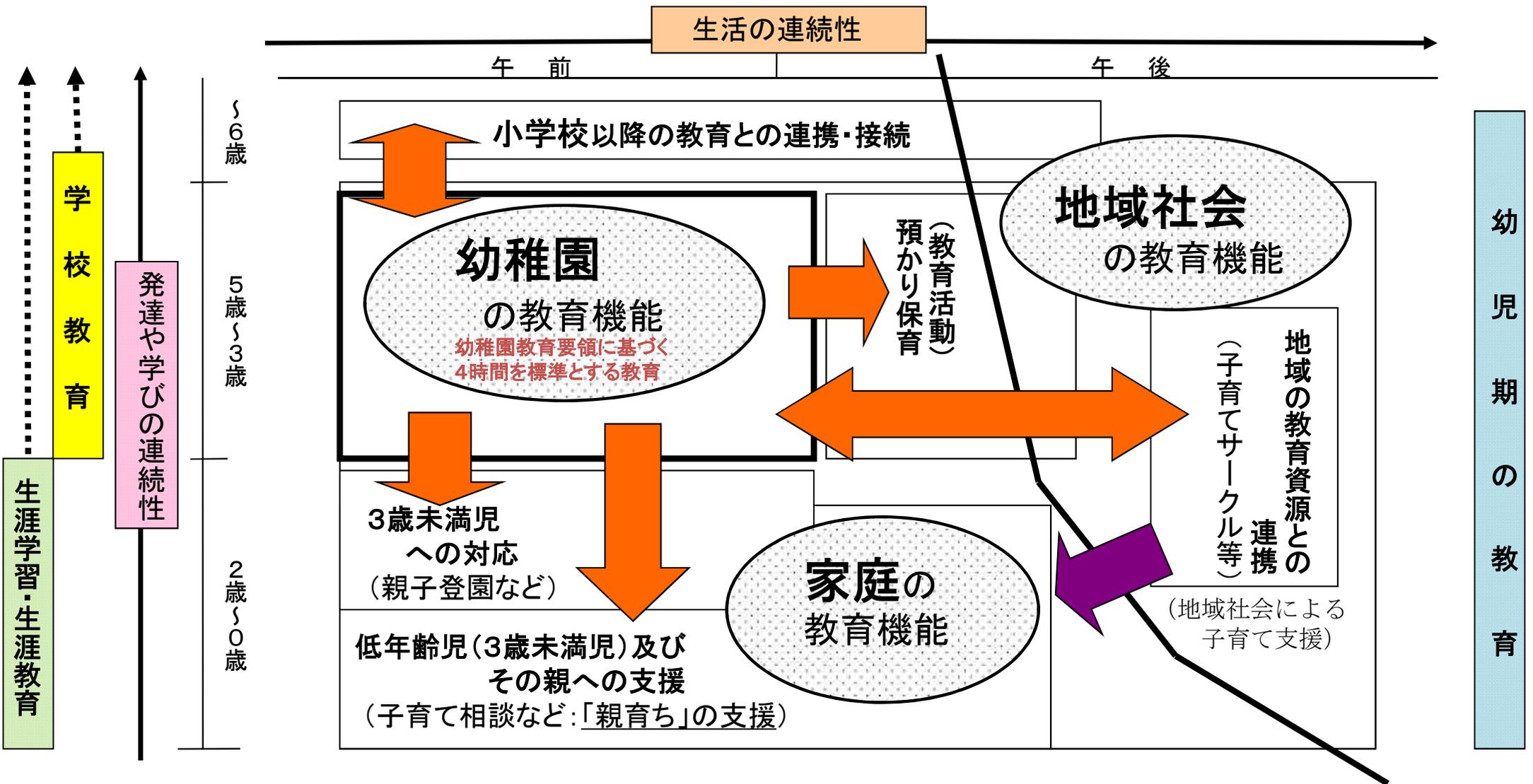
平成20年2月15日 幼稚園教育要領(文部科学省告示)改訂案公表

広く国民から意見募集(2/16~3/16)

平成20年3月28日 幼稚園教育要領(文部科学省告示)改訂

今後の幼稚園教育の在り方について — 幼稚園の教育機能の拡大

(幼稚園からみた幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性の関係:イメージ図)



参考:子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について(中教審答申、平成17年1月28日)

※今後の幼児教育の方向性

- 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実

現行幼稚園教育要領の改訂のポイント

- 幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実するとともに、幼小の連携を推進。
- 幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を充実。
- 預かり保育(幼稚園における教育課程終了後などに引き続き園児を預かること)の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示。

(1) 内容の改善・充実

(構成の見直し) 第1章総則中に新たに項目を設け、預かり保育と子育ての支援を規定

☆ 第1章総則において幼稚園が義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを明確化

① 領域「健康」

- 自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること
- ◎ 食育に関する内容を新たに規定
- 生活習慣の形成に当たっては、幼児の家庭での生活経験に配慮すること

② 領域「人間関係」

- ◎ 幼児同士が共通の目的を見いだし、工夫したり協力したりして実現していくこと
- 規範意識の芽生えを培うこと(体験を重ねながらきまりの必要性に気づく)

③ 領域「環境」

- 自ら考えようとする気持ちが育つようにすること

④ 指導計画作成上の留意事項

- 幼小連携の推進(教員の相互理解、幼児と児童の交流)
- 家庭との連携に当たって、保護者の幼児期の教育の理解が深まるようにすること

⑤ 預かり保育と子育ての支援

- 預かり保育の充実(預かり保育の計画をたてたり、適切な指導体制を整備した上で教師の責任と指導のもと行うことへの配慮など)
- 子育ての支援の充実(相談に応じることに加え、情報提供、親子登園、保護者同士の交流の機会を例示として追加)

(2) 言語力の育成・活用の重視

(領域「言葉」)

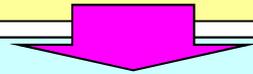
- 話すことに加え、聞くことも重視し、伝え合いができるようになること

- ※ 「☆」は目標、「◎」は内容、「○」は内容の取扱い等に関する事項

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)のポイント(平成22年11月)

<幼小接続の課題>(文部科学省調査より)

- ほとんどの地方公共団体が幼小接続の重要性を認識(都道府県100%、市町村99%)。
- その一方、幼小接続の取組は十分実施されているとはいえない状況(都道府県77%、市町村80%が未実施)。
- その理由・「接続関係を具体的にすることが難しい」(52%)、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」(34%)、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」(23%)



(報告のポイント)

① 幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す

- 教育基本法や学校教育法において、幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成。
- 幼小接続を体系的に理解するため、幼小接続の構造を「3段構造」(教育の目的・目標⇒教育課程⇒教育活動)で捉える。
- 幼小の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉える。
- 幼児期の教育と小学校教育では、互いの教育を理解し、見通すことが必要。(その際、幼児期の教育と小学校教育は、それぞれ発達の違いを踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意。)

② 幼児期と児童期の教育活動をつなぐ工夫を示す

- 幼小を通じた学びの基礎力の育成を図るため、
・ 幼児期の終わりから児童期(低学年)にかけては「三つの自立」(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)を育成。
・ 上記に加え、児童期においては、「学力の三つの要素」(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」)を育成。
- 学びの芽生えの時期(幼児期)、自覚的な学びの時期(児童期)という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通じた学習という違いがあるものの、「人とのかかわり」や「ものとのかかわり」という直接的・具体的な対象とのかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつながりを見通して円滑な移行を図ることが必要。

「人とのかかわり」における留意点

<幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、相談したり互いの考えに折り合いをつけたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

「ものとのかかわり」における留意点

<幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で感得した法則性、言葉や文字、数量的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に使ったりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要。

- 小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムの編成の留意点を示す。

(幼稚園・保育所・認定こども園との連携協力(子どもの実態や指導の在り方等について理解を深める等)、授業時間や学習空間などの環境構成等の工夫(15分程度のモジュールによる時間割の構成等)など)

- 幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及を図る。

(幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子どもの発達や学びの連続性を踏まえて接続期を捉えることが必要。なお、接続期の実際の始期・終期は各学校・施設において適切な期間を設定。)

③ 幼小接続の取組を進めるための方策(連携・接続の体制づくり等)を示す

- 幼小接続の取組を進めるための方策として、幼小接続のための連携・接続の体制づくり、教職員の資質向上(研修体制の確立)、家庭や地域社会との連携・協力についてのポイントを示す。

次期学習指導要領の改訂について

○ 次期改訂については、平成26年のしかるべき時期に中央教育審議会に諮問(これまでおおむね10年に一度となっている改訂サイクルを1年程度前倒して諮問)。初等中等教育分科会教育課程部会を中心に審議(部会の下に分野や学校種ごとに専門部会を設置)。

<方向性>

○ 幼・小・中・高・特別支援学校の次期学習指導要領全体について検討。

その際、学習指導要領全体の構造についても、「何を知っているか」だけでなく、「知っていることを使って何ができるようになるか」という観点から、育成すべき資質・能力を明確化した上で、教科・科目の在り方や教育目標・内容の見直しを行う。具体的には以下の様な項目を検討。

- ◆ 子供の発達の早期化等を踏まえた、幼小接続の観点からの幼児教育の見直し
- ◆ グローバル社会におけるコミュニケーションに不可欠な英語力の強化
(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある一員として、自立して生きる力の育成に向けた高校教育の改善

また、学習指導要領改訂の理念を実現するために必要な、課題解決に向けた主体的・協働的な学びへの指導方法の革新、多様な資質・能力を評価する新しい評価方法の在り方等についても検討する予定。

○ 答申後、文部科学省で学校教育法施行規則改正や学習指導要領の改訂に取り組み、例えば、小学校英語については、2020(平成32)年度から全面実施することを目指す。

○ 平成26年6月の自民党 文部科学部会幼児教育小委員会、幼児教育議員連盟新制度検討チーム 合同会議 中間まとめ及び平成26年7月の教育再生実行会議第5次提言においては、幼稚園教育要領の改訂について、以下のとおり提言されているところ。

次期幼稚園教育要領の改訂に当たっては、このような提言を踏まえつつ、検討を行うこととしている。

(参考)

【自民党 文部科学部会幼児教育小委員会、幼児教育議員連盟新制度検討チーム 合同会議 中間まとめ(幼稚園教育要領関係抜粋)】

(1) 幼児教育の質の向上

① 幼児教育の内容の充実と小学校教育の円滑な接続の推進

○ このため、今日の幼児の発達状況を踏まえ、5歳児を中心として身に付けるべき内容(取り組むべき教育内容)をより明確化・具体化し、5歳までに取り組むべき教育の内容について、幼児期の子どもの発達の特性に照らし、とりわけ小学校以降における学びとの連続性等の観点から改めて検討した上で、幼稚園教育要領、保育所保育指針等の見直しを行い、幼児教育の内容の充実が図られるようにする。

14. 幼児教育の振興に関する提言等

今後の学制等の在り方について(第五次提言)

(抜粋)

平成26年7月3日
教育再生実行会議

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものであり、言葉の習得や心身の発達の早期化、小学校教育との接続等を踏まえ、幼児教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが重要です。諸外国においても、幼児教育の重要性に鑑み、その質の向上や無償化への取組が進められています。少子化対策の観点からも、財源を確保しつつ幼児教育の無償化を段階的に進めるとともに、将来的な義務教育化も視野に入れ、質の高い幼児教育を保障することが必要です。その際、保護者が子供の教育に第一義的責任を有していることを自覚し、家庭の十分な協力を得ながら幼児教育の充実が図られることが大切です。

(幼児教育の充実、無償教育、義務教育の期間の延長等)

○ 幼児教育の質の向上のため、国は、幼稚園教育要領について、子供の言葉の習得など発達の早期化等を踏まえ、小学校教育との接続を意識した見直しを行う。 保育所、認定こども園においても教育の質の向上の観点から見直しを図る。また、子ども・子育て支援新制度の下、子供の発達や状況に応じた指導の充実が図られるよう、質の高い教職員を確保していくための養成、研修、処遇、配置や施設運営の支援に関する制度面・財政面の環境整備を行う。

○ 市町村は、幼児教育行政に携わる人材の確保、専門性の向上をはじめ、幼児教育行政を担う体制の整備を進める。 国は、市町村の幼児教育に関する責任・役割を明確にするとともに、市町村の取組を積極的に支援する。その際、幼児期における特別支援教育を含めた教育の充実が一層図られるよう、教育指導や研修等において教育行政部局が専門性を発揮する。

○ 3～5歳児の幼児教育について、財源を確保しつつ、無償化を段階的に推進し、希望する全ての子供に幼児教育の機会を保障する体制を整える。

○ 幼児教育の機会均等と質の向上、段階的無償化を進めた上で、国は、次の段階の課題として、全ての子供に質の高い幼児教育を無償で保障する観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園における5歳児の就学前教育について、設置主体等の多様性も踏まえ、より柔軟な新たな枠組みによる義務教育化を検討する。

自由民主党文部科学部会、幼児教育議員連盟新制度検討チーム合同会議 中間まとめ（平成26年5月）

1. 基本的考え方

2. 幼児教育の振興方策

（1）幼児教育の質の向上

- ① 幼児教育の内容の充実と小学校教育との円滑な接続の推進
- ② 教員・保育士等の資質能力の向上
- ③ 幼児教育に関する適正な評価システムの導入
- ④ 幼児教育に関する研究拠点の整備、実証的な調査研究の推進

（2）質の高い幼児教育の提供体制の確保

- ① 自治体における幼児教育の推進体制の整備
- ② 障害のある子どもへの適切な支援体制の整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上

（3）幼児教育の段階的無償化の推進

（4）幼児教育の充実のための財政支援の充実

（5）子ども・子育て支援新制度の検証

（6）「幼児教育振興法（仮称）」の制定

文部科学省の主な取組

○幼児教育の段階的無償化

希望する全ての幼児に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育の段階的無償化に取り組みます。平成26年度からは就園奨励費補助の拡充により、生活保護世帯の保育料を無償、多子世帯の第2子を半額、第3子を無償とする予算措置を行っています。

○幼稚園教育要領の改訂

今後、中央教育審議会において、小学校教育との接続の観点等から、幼稚園教育要領の改訂に向けた検討を行い、幼児教育の充実を図ります。

○市町村における体制整備、保幼小の連携

幼稚園・保育所・認定こども園を通じて指導・助言を行うことができる幼児教育アドバイザー（仮称）の配置を推進します。また、幼児が円滑に小学校に進学できるよう、幼稚園教諭・保育士の交流、幼児・児童の交流、接続を意識した教育課程の編成・実施等の取組を推進します。

○幼児教育の研究拠点の整備

幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討を始めます。

○私立幼稚園に対する財政支援

私立幼稚園が安定した経営を行うことができるよう、私学助成等の財政支援の充実に取り組みます。

※上記に係る必要経費は、平成27年度概算要求において計上中

幼児教育をめぐる国際的な動向について

- 幼児教育・保育の重要性に対する諸外国の認識の高まりを受け、2007年より、OECD（経済協力開発機構）において、幼児教育・保育の質の向上を目指すネットワーク会合（ECEC会合）を開催。（年2回開催。34カ国が加盟。）
- 日本は第4回会合から参加し、諸外国とともに、幼児教育・保育の質の向上に向けた課題について、調査研究や情報交換を行っている。
- OECDが2012年に発表した『Starting StrongⅢ』においては、幼児教育・保育の質を向上させるための政策手段として、以下の5つが有効であると提言されている。
 1. 質に関する目標と規制の設定
 2. カリキュラムや基準の設計及び実施
 3. 職員の資格、研修、労働条件の改善
 4. 家族と地域社会の関与
 5. データ収集、調査研究、モニタリングの推進
- 今後は、これらの政策に対する各国の取り組みについて、事例の収集・分析を行うとともに、幼児教育・保育の質について、国際比較可能なデータを収集するための国際調査の実施も検討されている。

幼児教育に関する研究拠点の整備について

- 近年、諸外国においては、国内の幼児教育の重要性に対する認識の高まりを受け、幼児教育に関する調査研究に国をあげて取り組んでいる。
- 日本においても、質の高い幼児教育を実現するためには、幼児の発達特性や幼児教育の内容・方法に関する科学的・統計的なデータ等のエビデンスに基づいた、実効性のある政策を打ち出すことが必要。
- このため、平成27年度において、幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討を行うこととしている。（平成27年度概算要求において、研究拠点の整備に向けた検討に係る予算を計上。）